

令和3年第2回定例会

# 大江町議会会議録

令和3年 6月3日 開会  
令和3年 6月8日 閉会

大江町議会

## 令和3年第2回大江町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (6月3日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○本会議に職務のため出席した者	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期決定	6
○諸般の報告	6
○行政報告	7
○議案の上程・審議	14
○報第3号の上程	15
○報告、質疑	15
○議第48号～議第50号の一括上程	16
○提案理由の説明	16
○一般質問	17
土 田 勵 一 君	18
伊 藤 慎一郎 君	26
藤 野 広 美 君	39
関 野 幸 一 君	51
○散会の宣告	59

第 2 号 (6月4日)

○議事日程	6 1
○本日の会議に付した事件	6 1
○出席議員	6 2
○欠席議員	6 2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 2
○本会議に職務のため出席した者	6 2
○開議の宣告	6 3
○議事日程の報告	6 3
○一般質問	6 3
結 城 岩太郎 君	6 3
橋 本 彩 子 君	7 5
宇津江 雅 人 君	9 1
櫻 井 和 彦 君	1 0 0
○散会の宣告	1 1 7

第 3 号 (6月7日)

○議事日程	1 1 9
○本日の会議に付した事件	1 1 9
○出席議員	1 2 0
○欠席議員	1 2 0
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2 0
○本会議に職務のため出席した者	1 2 0
○開議の宣告	1 2 1
○議事日程の報告	1 2 1
○一般質問	1 2 1
毛 利 登志浩 君	1 2 1
菊 地 邦 弘 君	1 3 5
○散会の宣告	1 4 7

第 4 号 (6月8日)

○議事日程	149
○本日の会議に付した事件	149
○出席議員	150
○欠席議員	150
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	150
○本会議に職務のため出席した者	150
○開議の宣告	151
○議事日程の報告	151
○議題48号の説明、質疑、討論、採決	151
○議題49号の説明、質疑、討論、採決	152
○議題50号の説明、質疑、討論、採決	153
○請願第2号の請願審査委員会報告、質疑、討論、採決	169
○請願第3号の請願審査委員会報告、質疑、討論、採決	172
○閉会の宣告	176
○署名議員	177

大江町告示第 38 号

令和 3 年第 2 回大江町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 3 年 5 月 31 日

大江町長 松 田 清 隆

1 日 時 令和 3 年 6 月 3 日 午前 10 時

2 場 所 大江町議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

不応招議員（なし）

## 令和3年第2回大江町議会定例会

### 議事日程(第1号)

令和3年6月3日(木) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報第 3号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 議第48号 大江町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議第49号 大江町中小企業支援緊急対策基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議第50号 令和3年度大江町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 9 一般質問(4名)
- 10番 土田勸一
- 大江町産・農産物のブランド化について
- 8番 伊藤慎一郎
- 傷んだ路面標示改修について
  - 雪害・霜害に遭った農家に救済を
- 3番 藤野広美
- 放課後児童クラブO-KIDSの左沢小学校空き教室利用を
- 5番 関野幸一
- 百目木地区の堤防整備にかかる駅前町有地活用について

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	副町長	榎英毅君
教育長	犬飼藤男君	総務課長	五十嵐大朗君
政策推進課長	鈴木利通君	税務町民課長	阿部美代子君
健康福祉課長	伊藤修君	農林課長	秋場浩幸君
建設水道課長	櫻井洋志君	教育文化課長	西田正広君
会計管理者 兼出納室長	清水正紀君		

---

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	金子冬樹君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	伊藤美幸君
--------	-------	------------------------	-------



開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（菊地勝秀君） 皆さん、おはようございます。

今議会におきましても、新型コロナウイルス感染症対策として、全員マスク等着用での議会となりますので、ご協力よろしくお願ひいたします。

なお、暑い方は上着を脱ぐことと、それから、議場内での写真撮影を許可いたします。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第2回大江町議会定例会を開会いたします。

---

◎開議の宣告

○議長（菊地勝秀君） これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（菊地勝秀君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地勝秀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

4番 櫻井和彦君

6番 毛利登志浩君

を指名します。

---

### ◎会期決定

○議長（菊地勝秀君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会での協議に基づき、本日から8日までの6日間にした  
いと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から8日までの6日間に決定しました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（菊地勝秀君） 日程第3、諸般の報告です。

初めに、私から2点について報告申し上げます。

1点目が、5月31日に山形グランドホテルにおいて、知事を囲む市町村自治振興懇談会が  
開催されました。懇談会では、知事より、令和3年度の県政運営についての講話のほか、市  
議会議長会と町村議会議長会から、県に対する要望として、地域住民が安心して暮らせる医  
療体制の確保や、令和2年7月の豪雨災害に関する河川等の復旧及び整備についてなどが提  
出され、意見交換を行ったところであります。

2点目ではありますが、6月1日、川西町において、山形県町村議会議長会臨時総会が開催  
されました。総会では、任期満了に伴う役員選任において、大蔵村議会の鈴木議長が会長に  
新任されました。また、令和2年度の決算も全会一致で承認されたほか、各地方町村議会議  
長会から県に提出される9項目の要望事項も全会一致で決定されました。

村山地方町村議会議長会からは、村山地方における国道・県道等道路網の整備促進と、新  
型コロナウイルスにかかる感染症拡大防止対策及び経済対策について提出しております。

以上が私からの報告になります。

次に、西村山広域行政事務組合議会第1回定例会の件について報告を求めます。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） おはようございます。

西村山広域行政事務組合議会第1回定例会の報告を申し上げます。

令和3年第1回西村山広域行政事務組合議会定例会が3月24日、寒河江市議会議場で開催されました。提出された案件は、令和2年度の補正予算2件、令和3年度の当初予算3件、火災予防条例の一部を改正する条例の計6議案でありました。6議案全て全会一致で可決したところでございます。詳細については、記載されている報告書を見ていただきたいというふうに思います。

なお、定例議会終了後、西村山広域行政事務組合交通災害共済の廃止につきまして全員協議会が開催されまして、内容を検討した結果、令和3年度の加入募集をもって終えるということ承認いたしましたところでございます。

以上が報告になりますが、組合議会の定例会、あるいは臨時会等について、令和3年度からライブ配信が行われることになりましたので、定例会の様子も皆さんうちのほうで見ていただければありがたいというふうに思います。

以上、報告を終わります。

○議長（菊地勝秀君） これで諸般の報告を終わります。

---

### ◎行政報告

○議長（菊地勝秀君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許可します。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 私のほうから、行政報告として7点報告をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種の進捗の状況についてでございます。

初めに、高齢者施設などの入所者を含む65歳以上高齢者のワクチン接種の予約の状況についてでございますが、6月2日、昨日現在で予約をいただいた方が86.3%、2,789人というふうになってございます。

次に、ワクチン接種の進捗状況でございますが、6月2日、昨日現在で高齢者施設などの入所者を含む65歳以上の高齢者1,625人、医療従事者など173人、合計で1,798人の1回目の接

種が完了しております。また、5月27日からは65歳以上の高齢者の2回目のワクチン接種を開始しており、同じく、昨日現在では385名、65歳以上高齢者の11.9%の方が接種を完了いたしました。

なお、既に予約済みの方で、1回目の接種が終了していない方々、この方々に対しまして、現在、6月中旬頃まで接種をお待ちいただいておりますが、予定されている方の2回目の接種が完了次第、速やかに1回目の接種を再開したいと考えております。未接種の方々については、6月中旬以降の接種予定日をはがきにより個別に通知をしているところです。

加えて、65歳以上の高齢者分のワクチン数は全て確保されておりますので、高齢者の皆様には、慌てずにコールセンターからの接種日時との連絡をお待ちいただければと思います。

現在の接種計画では、65歳以上の高齢者の方々のワクチン接種は7月末まで完了する見込みであり、8月からは65歳未満の方の接種が始まります。現在、担当課のほうでは、基礎疾患を有する方の確認方法やスムーズな予約受付方法などを検討しており、引き続き町民の皆様が安全に、かつ迅速に接種できる体制を整えてまいりますので、議員の皆様からのご理解をいただきますようお願い申し上げます。

なお、ワクチン接種の進捗状況については、町のホームページに随時掲載しておりますので、ご覧いただければと存じます。

次に、令和3年度大江町職員採用試験についてご報告いたします。

令和4年度の採用に向けて実施する今年度の町職員採用試験の1次試験を、9月19日の日曜日に実施する予定であります。

募集する職種につきましては、上級、初級の一般行政職といたします。

令和3年度末の定年退職予定者は調理師の1名のみとなっておりますが、今後の定年退職予定者の動向などを踏まえ、中長期的な視野に立って、退職者プラスアルファの人数を確保したいと考えています。

受験資格につきましては、ここ数年受験者数が少ないことなどを考慮し、全ての職種において住所要件は課さないことといたします。

なお、年齢、資格要件につきましては、上級職は大学卒業程度の学力を有する方で、年度末の年齢が22歳以上30歳未満とし、初級職は高校卒業程度の学力を有する方で、年度末の年齢が18歳以上30歳未満としたところであります。

採用予定人数は、上級、初級の資格区分を合わせて、一般行政職を若干採用する予定であります。

近日中に試験案内を町ホームページに掲載するとともに、6月24日発送のお知らせ版にも募集に関する記事を掲載し周知を図ってまいりますので、ご承知おきくださるようお願い申し上げます。

次に、西村山広域行政事務組合で運営している交通災害共済事業が廃止される件につきましてご報告させていただきますので、本日お配りしております資料をご覧ください。

先ほど毛利議員のほうからも報告がありましたが、交通災害共済事業は、不幸にして交通災害に遭われた場合に見舞金を支給する、相互扶助の理念に基づいた公的な保険制度として、長年にわたって多くの町民の皆様からご利用いただいていたところでもあります。

割安な掛け金という利点もあり、ピーク時の平成8年度には、西村山管内全体で加入率が85.81%まで達していましたが、以後、加入率は年々減り続け、令和2年度からは、原則として市町村の窓口受付に変更されたことなどもあり、32.89%まで極端に下がっています。大江町におきましても、令和2年度末での加入率は36.17%まで下がっています。この傾向は、県内のほかの地域でも同様で、既に廃止をした地域や、廃止に向けて手続を進めているところが多くなっております。

共済事業の今後の在り方について、広域の理事会や町村の関係課長などで構成する委員会で検討を重ねてまいりましたが、民間の保険制度が充実している中で、行政が関与する必要性が薄れてきたことなどから、一定の役割を終えたとの判断に至りました。したがって、令和3年度における加入募集を最後とし、当面は見舞金請求の事務処理は残るものの、令和5年度末をもって実質的に事業が廃止されることとなります。

今後の廃止手続の流れについては、資料の3ページに記載のとおりであります。町民の皆様には広報誌などでの周知を徹底し、混乱が生じないように努めてまいります。

なお、令和3年3月31日現在で9,582万9,754円の基金残高がありますが、事業廃止後に、これまでの累計の会費納入額割合で案分された額が各市町村に配分されることとなっております。

次に、JR東日本からの左沢駅無人化提案についてご報告させていただきます。

東日本旅客鉄道株式会社、いわゆるJR東日本から、左沢駅を無人化とする方針が示された件でございます。

左沢駅は本町の玄関口であり、町民にとって、列車、バス、タクシーなどの乗換え拠点、そして、接続の場所として、そういった機能を果たしているほか、左沢地区のにぎわいの拠点にもなっております。

現在の左沢駅では、切符や定期券などの乗車券や特急券などの販売を、ＪＲ東日本から委託された子会社であるＪＲ東日本東北総合サービスが、お昼休みを除く、午前８時２０分から午後３時５０分まで行っておりますが、先般、ＪＲ東日本仙台支社より、左沢駅を無人化したい旨の方針が示されました。その経過について申し上げます。

初めて町としてお話を伺ったのは、令和２年１２月のことであります。左沢駅を管轄するＪＲ東日本仙台支社より、新型コロナウイルスの影響による会社全体での大幅な経営状況の悪化に伴い、抜本的な経営の見直しが必要となったことなどから、令和３年３月のダイヤ改正の時期に合わせて、左沢駅を無人化したいというものであります。

町としては、受け入れ難い内容であったことから、ＪＲ東日本仙台支社長に対し、これまでの運営体制を維持していただくよう要望書を提出いたしました。この要望に対しては、仙台支社長のほうから、無人駅化は令和３年３月ではなく、少し時間をかけ、９月末をめどに協議を重ねていきたいとの回答をいただきました。

その後、令和３年３月には、改めて、左沢駅を無人化するか、あるいは簡易委託駅として運営していくのかという提案があり、早急な選択が求められました。簡易委託駅とは、乗車券の販売業務などを市町村がＪＲから委託を受けた有人駅として運営を行う駅であります。

町としては、左沢駅の果たす役割はまちづくりの観点、そして、何より町民の利便性からも、有人駅として運営体制を維持すべく、簡易委託駅を選択する意向を伝えているところであります。ＪＲ東日本からは、今年１１月から簡易委託化するという方針が今のところ示されております。

現在、ＪＲ東日本と協議を重ねている最中ではありますが、簡易委託駅に係る契約と併せて、営業時間帯においてサービスの低下にならないよう、町民をはじめとする利用者の利便性を第一に考えるとともに、経費面とのバランスを考慮しながら、最適な運営体制を検討してまいります。

なお、１１月からの簡易委託駅として運営するに当たり必要となる経費などについては、内容を精査の上、今後、議会に提案させていただき予定としておりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、令和４年度西村山地方開発重要事業要望事項についてご報告いたします。

西村山の１市４町で組織します西村山地方総合開発推進委員会及び西村山地方議長協議会では、国の予算編成時期に合わせ、県に対して、管内における重要事業の要望活動を行っており、今年度については、９月上旬に県への要望を行うこととしております。

令和4年度の重要事業要望事項については、各市町村の要望事項を限定し、政策的な要望と各部局への要望に分けて要望することになりますが、大江町では、政策的な要望として、広域連携を見据えた道の駅おおえの再整備支援や市町村道の冬期間交通の確保に対する支援、そして、朝日連峰の登山口の整備拡充など5項目、各部局への要望として、最上川治水対策の早期実現や主要地方道大江西川線及び地方道の整備促進、県立左沢高等学校の教育環境の充実など5項目として、全10項目の要望事項を提出しております。

なお、市町村から提出のあった要望事項を西村山地方総合開発委員会で取りまとめることになりますが、ほかの市町が提出した要望事項と大江町が関係している事項がある場合については、各市町間で調整することになりますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

詳細につきましては、お手元に資料1として配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

次に、株式会社大江町産業振興公社の決算報告並びに事業計画についてご報告いたします。資料の2をご参照ください。

先般、株式会社大江町産業振興公社の第26期営業年度決算報告並びに第27期経営計画が、産業振興公社代表取締役社長より町長宛てに提出がありました。地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、本定例会に係る書類を提出したものであります。

第26期営業年度の決算につきましては、5月25日同公社の監査を経て、27日の取締役会並びに株主総会において承認されたものです。

1ページをお開きください。

公社からの報告によりますと、新型コロナウイルス感染者数の増加による施設の臨時休業等の影響で、温泉の入浴者数が減少し大幅な減収となるなど、経営環境はこれまでにない厳しい状態であり、国・県などの支援金や無利子の制度資金の活用を図りながら対応しているとお聞きしております。

今期においては、温泉施設の利用者が昨年より約21万5,000人の減となりました。柏陵荘が昨年4月15日から営業を休止したまま令和3年3月をもって閉鎖したことや、新型コロナウイルス感染拡大防止のためのイベント中止などの影響で、日帰り温泉利用者や宿泊利用者が減ったものと思われます。また、施設の休業による水道光熱費の減少など、一般管理費は全体的に減少しております。

2ページの上段をご覧ください。

公社で管理している施設全体の年間利用者数ではありますが、例年より約22万2,000人減の

約35万1,000人となり、売上高は1億6,400万円で、前年比約1億400万円の減、減額率では39%減でありました。また、温泉施設部門では約33万8,000人の減で、対前年度比約21万5,000人の減、減少率では38.9%の減となりました。

8ページのほうをお開きください。

今期の損益計算は、当期純損失として、最終行に記載しておりますとおり、3,741万4,000円の損失となりました。また、運転資金として、山形県商工業振興資金融資制度を活用し、金融機関から1億円の無利子の融資を受けて対応しております。

12ページをご覧ください。

剰余金処分につきましては、前期繰越利益剰余金379万6,386円から当期欠損金3,741万4,313円を差し引き、当期末処分欠損金は3,361万7,927円となっており、これを次期繰越欠損金としています。

次に、第27期の事業計画についてであります。

14ページをお開きください。

下の段からの重点実施項目にもありますように、コロナ禍での安全・安心な温泉施設の提供に努め、今期においても、心からのもてなしの顧客の満足度の向上を図るとともに、1施設1企画で新規の顧客の獲得に努めるほか、町製品のPRを積極的に展開し、販売拡大を目指すこととしております。

これにより、15ページの経営指標にありますように、全施設の売上目標額を2億24万9,000円、来館者目標を42万700人、利益目標を93万円としております。

新型コロナウイルス感染の収束が見えない中、公社経営についても厳しい状況が予想されますが、健全経営となるよう、引き続き指導してまいり所存であります。今後とも、公社施設の利用拡大にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、7点目、社会福祉法人峻嶺会の決算報告並びに事業計画についてご報告いたします。

先般、社会福祉法人峻嶺会の令和2年度の決算報告並びに令和3年度の事業計画が、峻嶺会理事長より町長宛てに提出されましたので、本定例会において報告させていただくものであります。

令和2年度は、にじいろ保育園として、統合後3年目の年であり、園児115名を迎えて、全職員が園児の安心・安全な園内活動を第一に掲げて、保育環境の充実に努めてまいりました。

県内でも新型コロナウイルス感染症が拡大する中、感染防止の観点から様々な面に影響が



表れ、多くの園活動や行事が制限されたところではありましたが、創意工夫することにより、少しでも子どもたちの思い出に残る内容になるよう努めてきたところです。また、施設内の消毒など感染防止に万全を尽くしながら、保護者への予防対策の協力を依頼するとともに、職員自らも不要不急の外出を避けるなど、日常的な心がけを徹底したところであります。幸いに、一人の感染者も出すことなく、保育を継続できたことに安堵しているところです。

保育所運営につきましては、町立保育園として、子どもたちの健やかな成長を願う保護者や地域住民の期待に応えられるよう、職員間の協調性を高めながら、特に、家庭や地域との信頼関係構築に重点を置いた保育所運営に努めてきました。また、園の保育方針に基づく重点的な取組としましては、昨年度に引き続き、広大な恵まれた施設の特徴を生かした保育、さらには、山里交流館やまさあーべでの園外保育に加え、ALTを活用した英語で遊ぼうの開催など、特色ある保育活動に取り組んできたところです。

次に、法人運営に係る決算についてご報告いたします。

なお、決算額については、1,000円未満を四捨五入して1,000円単位で述べさせていただきますことをご了承ください。

資料3の2ページ、にじいろ保育園拠点区分資金収支計算書の決算の欄をご覧ください。

初めに、事業活動に要する収支の収入の主なものとしては、上から3段目の補助金事業収入（公費）346万5,000円及び5段目の受託事業収入（一般）26万7,000円は、一昨年10月から実施された保育・教育無償化に伴い保護者負担とされてきた副食費に対する町からの補助金及び保護者負担金などであり、これに伴い4段目にあります受託事業収入（公費）である町からの指定管理料8,660万円は、前年度決算額と比較して160万円の減額となっております。

また、支出の主なものとしては、支出欄の上段、職員給与等の人件費が6,581万5,000円で、費用全体の73.8%を占めております。

3ページをご覧ください。

下から3段目の当期資金収支差額合計は154万円となり、翌年度繰越額としての当期末支払資金残高は2,014万2,000円となりました。

なお、当期末支払資金残高が予算と比較して195万6,000円の増となっておりますが、要因としては、前年度決算額と比較いたしますと、園児数の減少による給食や保育材料費などの事業費支出の減額に加え、コロナ禍での事業の中止に伴い、研修研究費や業務委託費などの事務費の支出が減額になったことによるものです。

なお、翌年度への繰越額の主な用途については、将来の不測の事態に備えるなど、保育所

運営に有効に活用するため、預金に積み立てたいと考えているとのことであります。

次に、8ページのにじいろ保育園拠点区分貸借対照表をご覧ください。

右側下段の純資産は、企業会計における自己資本に該当するものであり、純資産のうち基本金2,050万円は、平成29年度に町から支出した法人基本財産等出捐金のうち、法人事務費を除いた基本財産1,000万円と運転資金の1,050万円の合計額であります。

最後に、令和3年度の事業計画について申し上げますので、10ページのほうをご覧ください。

令和3年度においては、1の保育理念にもありますとおり、乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基盤を培う重要な時期であることから、保護者や地域社会の協力の下、保育園と家庭が車の両輪となって、豊かな人間性を持った子どもの育成に努めてまいります。

また、職員においては、共に支え合う、共生を保育活動の根底に置き、子どもや保護者の声に耳を傾け、心を寄せ合える職場環境を目指すとともに、引き続き新型コロナウイルス感染防止対策に重点を置き、安全な保育運営に努めてまいります。

なお、保育園設立後4年目を迎えることとなり、今年度から3年間、引き続き社会福祉法人峻嶺会を指定管理者として指定いたしました。保育部門、調理部門における町職員の派遣を令和2年度末をもって終了しておりますが、今後も町と峻嶺会が一丸となって、円滑な保育園運営業務と一層の保育活動の充実に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上、7点行政報告とさせていただきます。

○議長（菊地勝秀君） これで行政報告を終わります。

---

### ◎議案の上程・審議

○議長（菊地勝秀君） 議案の審議に入る前にお諮りします。

議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略いたします。

---

◎報第3号の上程

○議長（菊地勝秀君） 日程第5、報第3号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

---

◎報告、質疑

○議長（菊地勝秀君） 町長の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 報第3号 繰越明許費繰越計算書についてご報告いたします。

本件は、令和2年第4回大江町議会定例会でご可決いただいた令和2年度公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）のほか、令和3年第1回臨時会でご可決いただいた令和2年度一般会計補正予算（第10号）、令和3年第1回定例会でご可決いただいた令和2年度一般会計補正予算（第12号）及び令和2年度公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、令和3年3月に専決処分を行った令和2年度一般会計補正予算（第13号）、以上の繰越明許費に係る歳出予算のうち、翌年度に繰り越した実際の予算額につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

内容は、一般会計のホームページ改修事業をはじめ、農地耕作条件改善事業や町道藤田堂屋敷線の道路改良事業、令和2年7月豪雨による道路橋梁及び農地、農業用施設災害復旧事業、ふれあい会館自家発電装置等整備事業などがありますが、工事発注ができなかったことや物件移転に時間を要したことなどにより、年度内の事業完了が困難となったものであります。

また、公共下水道事業特別会計は、下水道事業計画変更事業と7月豪雨による下水道施設の災害復旧事業ですが、事業計画の見直しに時間を有することなどにより、年度内の事業完了が困難となったものであります。

なお、繰越事業名及び繰越額、財源内訳につきましては、別紙令和2年度大江町繰越明許費繰越計算書に記載のとおりでありますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上、報告申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 報第3号についての質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで報告を終わります。

---

#### ◎議第48号～議第50号の一括上程

○議長（菊地勝秀君） 日程第6、議第48号 大江町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第8、議第50号 令和3年度大江町一般会計補正予算（第3号）までの議案3件を一括議題とします。

---

#### ◎提案理由の説明

○議長（菊地勝秀君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、議第48号と議第49号の条例の一部改正2件、議第50号の一般会計補正予算（第3号）について、一括してご説明申し上げます。

初めに、議第48号 大江町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

本議案は、新型コロナウイルス感染症に係る新型インフルエンザ等対策特別措置法などの一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第49号 大江町中小企業支援緊急対策基金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。このたびの条例改正は、新型コロナウイルス感染症に係る新型インフルエンザ等対策特別措置法などの一部が改正されたことに伴い、大江町中小企業支援緊急対策基金条例の一部を改正するものであります。

次に議第50号 令和3年度大江町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、5月臨時会で第2号補正と同様に、新型コロナウイルス感染

症の対策経費が多く含まれています。長引く地域経済への影響から、事業者の方が雇用を守るため活用している雇用調整助成金の申請代行に係る補助金のほか、感染防止対策として小中学校や体育センター、温泉施設、役場庁舎などにおいて、トイレ等の手洗い器を自動水栓化する工事費、小中学校の学習活動を継続するための感染防止対策経費などを計上いたしました。

また、低所得の子育て世代の生活支援のための特別給付金や、未熟児の養育医療費、そして、大山自然公園のコテージの改修工事費、昨年度の豪雪の影響で希望者が増えている空き家等除却補助金の追加など、今後の事務事業に支障を来すことがないように予算編成を行ったものであります。

歳入予算につきましては、事業実施に伴う国・県補助金などの特定財源のほか、不足する財源は前年度繰越金を充当しております。この結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,190万円を追加し、補正後の予算総額を52億2,570万円とするものであります。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 以上で提案理由の説明を終わります。

10時55分まで休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時55分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

---

### ◎一般質問

○議長（菊地勝秀君） 日程第9、一般質問を行います。

一般質問の時間は、大江町議会会議規則第61条の規定により、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡明にお願いします。残り5分となった時点でベルを鳴ら

しますので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

質問席と町長席、教育長席に水差しを置くことを許可します。

それでは、通告順に順次質問を許可します。

---

◇ 土 田 勵 一 君

○議長（菊地勝秀君） 最初の一般質問は一問一答方式で行います。

10番、土田勵一君。

○10番（土田勵一君） 10番、土田勵一です。よろしくお願い申し上げます。

大江町産・農産物のブランド化を提言し、町長に伺います。

県は、今後、2021年から24年度の4年間、第4次農林水産業元気創造戦略を策定し、生産ベースの食料自給率を200%に引き上げることを共通目標に、食料供給県としてさらなる発展を目指し、情報通信技術ICTを活用し、スマート農業の普及拡大や多様な担い手確保などに力を入れるということでもあります。本県の生産額ベースの食料生産額を本県の食料消費額で割って算出する2018年度の生産額ベースの食料自給率は181%でしたが、200%とするには、2018年度の農林漁業産出額2,584億円から166億円増し、2,750億円まで増やす必要があるということでもあります。

新規就農者については、2017年度から2020年度までの4年間の累計が1,354人のところを106人増やし、1,460人とすることや、スマート農業については、2019年度の累計取組件数77件のところを73件増やし、150件とする戦略を策定しております。計63のプロジェクトを設け、意欲ある多様な担い手の育成と確保、活気あるしなやかな農村の創造、魅力ある稼げる農林水産業の追求、やまがた森林（モリ）ノミクスの加速化、水産業の成長産業化、この5つが基本戦略の柱となっております。

基本戦略の中に、私が考えております施策と合致するのは2つあります。それは、意欲ある多様な担い手の育成と確保、魅力ある稼げる農林産業の追求であります。うまく表現できませんけれども、産地間競争や地域間競争に勝ち抜いていくためには、農産物を主産業とする町として新規就農者の移住者数を増やすことと、農産物の品質、生産、所得の向上を図るには、大江町産・農産物のブランド化は必要不可欠と常々思っておりました。

また、行政として西村山管内の生産内容を把握しているものと思っておりますし、ブラン

ド化を目指すには、今が一番よい状況ではないかと思っておりました。したがいまして、ブランド化に向けて、行政、生産者、関係団体と一緒に、大江町産・農産物の中から1つを選定し、早急に取り組んでいただきたいと思いますと思っておりました。

また、ブランド化によって新規就農者の移住定住促進のPRや啓発も容易になり、新規就農者の移住者を増やすことにもつながるものと思っております。さらに、大江町の名をとどろかせることにもなり、下手と言われておりますPRやアピールにも大きく貢献されるものと思っております。したがいまして、大江町のさらなる発展につながっていくものと信じております。

最後にいたします。

農産業を主産業とする町として、産地間競争や地域間競争に勝ち抜いていくためには、大江町産・農産物のブランド化は必要不可欠であります。実現に向けて早急に取り組むべき施策と捉えていただけますよう強く望むところであります。行政として大江町産・農産物のブランド化をどのように受け止めていただいたでしょうか。

以上であります。ありがとうございました。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、土田議員のご質問にお答えしたいと思います。

農産物のブランド化というふうなことのご提案のご質問でございますが、ブランド化を図る、有名にする、知名度を上げる、そして、販売の促進、価値観の向上、そして、農家の方々の所得の増、そういったことが循環して、いいように作用するような仕組みづくりというふうなものは、全くご質問にあったとおり、大江町の農業にとって必要な課題であるし、やっぴいかなければならないものだというふうに認識している、このことをまず冒頭に申し上げたいというふうに思います。

様々、議員のご質問の中にもありましたが、山形県のほうでは、基盤産業である農林水産業の振興を図る、このために平成21年11月の第1次農業水産業元気再生戦略の策定から4年ごとに元気再生戦略を策定し、農林水産物の販売力の強化や生産力の向上、農業のトップランナーの育成や高付加価値化、ブランド力の向上などに視点を置き、重点かつ集中的な取組を展開してきました。このたび、新たな第4次農林水産業元気創造戦略を令和3年3月に策定し、その基本戦略として、5つの基本戦略と63個のプロジェクトを掲げ、生産額ベース食料自給率の増加や新規就農者の確保、農業産出額の増加などの目標指標の達成に向けて、

様々な取組を実施していくことになっております。

そのような中、大江町の農業を取り巻く環境は、人口減少や高齢化の進行に伴う担い手の減少、中山間地域での集落機能の低下による耕作放棄地の増加などに加えまして、大雨や大雪などの自然災害の頻発、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による消費力の減退、農産物の価格低下への懸念、そして、有害鳥獣による農産物の被害など、多くの課題に直面している現状にあると認識しております。

特に、本町の農業を支える担い手の確保や農地の集積、集約化の取組、農産物販売対策の強化などについては、強力で押し進めるべき課題であると認識をしており、県の第4次農林水産業元気創造戦略、この基本戦略に掲げる、意欲ある多様な担い手の育成・確保、そして、活気あるしなやかな農村の創造、魅力ある稼げる農林水産業の追求などは、土田議員がおっしゃるとおり、本町農業の大きな課題として、解決に導くための戦略として合致しているものだというふうに考えております。

中でも、町産の農産物の知名度を向上させるブランド化につきましては、新規就農者の確保や農産物販売額の増加、農家所得の向上につながることから、本町農業の持続的な発展に向け推進していくべき取組であると考えております。

その中で、町が実施してきたブランド化への取組の一つといたしまして、スモモのブランド化があります。JAさがえ西村山すもも部会では、サンルージュや光李、こういったオリジナル品種の導入拡大や既存品種と新品種を組み合わせた長期の出荷体制の確立、市場や消費者へのPR活動として、東京市場へのトップセールスやアンテナショップへの出展、スモモ狩りの観光ツアーなど、スモモのトップブランド産地を確立するために様々な取組を実施してきました。町といたしましても、すもも部会の「日本一のすももの里へ」という夢の実現に向け、平成22年度から昨年度までにすもも産地化推進事業として、それらの取組に対して支援してまいりました。

また、新規就農者を呼び込み、スモモ生産者を確保するため、平成25年4月には農家自らが新規就農者を育てる大江町就農研修生受入協議会、通称OSINの会が発足し、これまでに17名の新規就農者が独立をし、家族を含めて約60名の方が町内に移住するなどの実績があります。町でも、住宅支援や農機具バンクへの補助など、独自の新規就農者支援を強化し、OSINの会と連携、協力しながら、新規就農者の確保に努めてまいりました。

そのような先進的な取組を実施してきた結果、スモモの販売額、生産量ともに年々伸び続けてきました。昨年は、さがえ西村山管内で平成22年産の販売額1億2,600万円から、倍増



の2億5,300万円という過去最高の販売額を記録し、生産量も平成22年産の295トンから36%増の400トンを超えるまでになりました。また、スモモを主力とする新規就農者が耕作している農地面積も23ヘクタールを超えており、耕作放棄地対策としての一翼を担っていただいていると考えております。

このように、スモモのブランド化に積極的に取り組んできたことは、生産者の所得向上に結びつくだけでなく、町の課題解決にもつながっていることから、今後とも、引き続きJAさがえ西村山すもも部会並びにOSINの会など、関係団体と連携を取りながら、スモモのブランド化をさらに推進してまいりたいと考えております。

次に、JAさがえ西村山管内の基幹作物であるリンゴにつきましては、県内でもトップクラスの生産量と品質を誇っており、トップブランド産地として市場からの評価も高く、現在では国内市場にとどまらず、海外への輸出も拡大している状況にあります。さきの全員協議会懇談会でご説明申し上げましたとおり、JAさがえ西村山では、このトップブランド力をさらに生かすため、現在、大江町と朝日町にあるリンゴの共選場を一つに集約し、効率的な運営と販売ルートの拡大、輸出関連設備の整備による輸出量の拡大を図り、生産者所得の向上とリンゴ産業の活性化を進めることとしております。

町といたしましても、これまでの生協の取引で築いてきた大江町産リンゴのブランド力と合わせ、リンゴのトップブランド産地を維持発展するための取組に対し、できる限りのご支援をしてまいりたいと考えております。

さらには、大江町のふるさと納税返礼品で最も人気のある米につきましては、これまで山形県産米と西村山産米をお届けしておりましたが、朝日連峰からの清らかな水源を利用し、生産者が愛情を込めて作った最高的大江町産米を寄附者の方々から食べていただけるよう、JAさがえ西村山大江稲作部会と協力しながら、町の観光PRなども含めて掲載したオリジナルの米袋を今年度作成し、大江町ブランドのお米としてお届けできればというような取組を考えております。

最後に、もう一つのブランドとして大江町産やまがた地鶏があります。大江町やまがた地鶏振興会、食鳥処理施設の新たな指定管理者である株式会社AGATE、そして、生産者と協力し、販売先の確保と生産量の拡大及び消費者、こういった方々への浸透と定着を図る取組を展開しながら、大江町産やまがた地鶏のブランド化を引き続き進めたいと考えております。

本町は、豊かな自然を生かして作られたお米や果物、野菜、花卉、酒米など、味、品質と

もに優れた農産物が数多く取れている産地であります。大江町産・農産物のブランド化は、これら作物の販売額向上や新規就農者の確保、耕作放棄地対策など、大江町農業の課題解決につながるるとともに、町産の農産物を通じて、大江町の風土や自然、文化など、町の魅力を伝えることのできる最高のツールとなり得ることから、今後とも農業者の方々の声に耳を傾けながら、一緒になり、本町農業のさらなる発展に向け努力してまいりますので、ご理解とご協力を今後ともお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） 町長、どうもありがとうございます。

今、朗読していただいて、同感でありまして、今さら言うわけでもございませんが、何でもこんなことを私は言ったのかと申しますと、ここに来まして人口の減少が加速をしております。これまで新規就農者の方がいろいろな方が来て、定着して、定住していただいております。これは住宅団地造成と若干ちょっと違うところはあるまして、来ていただける方が意外と若い人で、定住していただければ、後はよそには行かないという気持ちで来ていただいております。我々からすると、相当な大きな決断で来ていただいているわけですね。私もこの町から1回も出たことがない人で、すごい感動しているわけですが、それというのは、やはりこちら我が町でもそれなりのやっぱり対応をしていただけたので、こういうふうな結果になったと思うんですよ。

今後は、耕作放棄地がどんどん増えてくるのは目に見えております。お願いして作ってもらっている方々もいるわけですね。それで、やっていただいている方もだんだんと年を取って、最後にはなかなかできなくなるわけでありまして。

私からすれば、人口減少と新規就農者に移住してもらおうというのは、これは並行して持つていくべきだと、私は最近思ったんですよ。いろいろな面で子育て支援はやっておりますけれども、それとこれもやっぱり一緒に、新規就農者に来ていただくように、並行してやるべきだと、こういうふうに最近常々考えております。

我々も頑張らなくちゃいけないわけですが、やっぱり支えとしては、一番大切なのは、来てもらえるようにするのが一番大切であって、それなりの策は今まで打っていただいたわけなんですけど、やはり来てくださる方の気持ちになれば、引っ越し料は相当かかるわけですね。あっちのものも処分して、こっちに来ていただいて、また引っ越しするのは七、八十万かかるのかな。そんな状況とお聞きしておりました、以前。

そういうことも今後も考えながら、人口減少の対策にもなると思っていますので、先ほども町長申したわけですが、私も感動でいっぱいございまして、それが今後もやっていかなくちゃいけないというのは大きな言葉でありまして、町長もそれなりのものを予算をつけて頑張っていたきたいなど、こういうふうにするわけでした。

もう一回確認するわけですが、町長いかがでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、この新規就農者の確保、農業の振興ということとセットにして、移住者の増加というふうな部分も、前面に出した対策ではありませんでしたが、結果的にそこにつながっているという、そういう実績がこれまで築き上げられてきたのではないかとこのように思います。そういった実績を基に、今後ともそういった流れを止めることなく進めていくべきだということにも思いますし、今の大江町の新規就農者、外から来ていただいている方々の意見を聞きますと、自らが移住してきた経験をほかの方に伝えることによって、その魅力が伝わっているという、いい連鎖反応が起きているのではないかとこのように思います。

もう一つは、就農するに当たり、来る方は初めてやるわけですから、親方となるというのか、教えていただける受入れ農家の方々の親身になったご指導があるというふうなことが安心して大江町に来ていただける、そういったことも大きく作用しているというふうに思います。

あとは、OSINの会さんあたりの様々な行事といいますか、総会等に参加していただいて、来ている方々のお声をお聞きしておりますと、やはり今言った受入れ態勢というふうな部分で安心して来れる、それから、来ている方々の実績を見れば、それが自分が安心してこの場に移住できる、そういったことがあるというふうな声が多くあります。ぜひこのことは続けていかなければならないものだというふうに思います。

ただ、ここ2年間、まあ1年ちょっとですが、コロナの影響があり、積極的な移住者募集の活動が、特に東京近郊ではできないというふうな状況があり、リモートなどを利用しながら工夫してはやっているんですが、なかなか対面による方法のような結果にはつながりにくいということがあります。ただ、コロナ禍の中で、地方への移住というふうなものが意識として非常に増えているという現状があり、その部分は町にとっても山形県にとっても今がチャンスと捉えながら、そこは推進していくべきものだというふうにも思います。

非常に高い意識を持って、来ている方が多いです。全員と言ってもいいと思います。そう

いった方々の要望に応えられるような町の受入れ態勢をさらに充実していきながら、人口増加、農業の振興、この両面から進めていければというふうに思っておりますので、ぜひ様々なご意見お聞かせいただきたいというようなことをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） ありがとうございます。

やっぱり世の中がコロナでこんな状態なので、それ言っちゃいいかどうか分かりませんが、やっぱりこういうときに逆になるとチャンスかなと、あと1年ぐらいで何とか収まるんじゃないかなという気は私はするんですが、そのときこそ、やっぱり新規就農者を増やすために一生懸命頑張ったほうが私はいんじゃないかなと、今、町長の話も聞いて、今、そういうふうに思ったわけです。

一番いいのは、今、新規就農者で頑張ってもらって、収入もアップしていただいて、そのことが一番早い対策だかなと、こういうふうに思います。やっぱり新規就農者の方々も収入がなくて困っているぐらいだとちょっと難しいので、やはり収入がアップしていい生活ができるようになれば、少しでも増えるんじゃないかなと、こういうふうに今、思っています。

子どもを増やすという面からしましても、若い方が来てくれますし、こんないい対処法がちゃんとあるわけですから、これをやっぱり最大限有効に活用して、人口減少の抑制にもつなげていくためにも、やはり今の新規就農者の方々がいい思いをするようにしていただかないと、これはうまくいかないと思っています。

対策は、町長、真つすぐ私は言うんですが、そのためのものをやっぱりしていただきたいと、こういうふうに思うわけですが、その件につきましてどうでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 先ほどの答弁の中で、今、大江町がやっている様々な対策については申し上げたところであります。ぜひ、そういった対策で不足している部分があるとすれば、強化していきたいというふうにも思いますし、意見を様々お寄せいただければ、その実態に沿った対応ができるかなというふうに思います。今の制度自体が100点満点だとは思っておりません。できるだけ100点に近づけるような政策をいろいろ考えながら進めていくべきだというふうに思います。

土田議員からいただいたその農産物のブランド化というふうなものでありますが、ブラン

ド化というのは、これは農産物にかかわらず、町のイメージそのものだというふうに思います。何々と言えば、何々町だねというようなイメージづくり、こういったものが確立していけば、この大江町の農業もそうですし、まちづくりそのものも、また、ほかの方から見られる目も違ってくるのかなというふうに思います。それが町の魅力につながるものだというふうに思いますので、先ほど代表的なスモモやリンゴややまがた地鶏というふうなものを申し上げましたが、農産物に限らず、様々なものでこの町のイメージをつくり上げ、ブランド化を図っていくというふうなことが、まちづくりの勢いにつながるのかなというふうなことも、ご質問をいただく中で思ったところでもありますので、ぜひその部分については、様々なブランド化を引き続き、続けていきたいというふうに思いますので、ご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） 最後です。そういうことです、町長。

やっぱり農産物のブランド化から、やっぱり大江町のブランド化じゃないけれども、勝てば官軍で、負ければどうしようもないんですよ。やっぱり勝つことが、勝つという言い方がどうか分かりませんが、やってそれだけのことあれば、価値があるので。だから、最後には町のブランド化につながっていくと私は思っていますので、私もその方向で頑張りたいと思います。

それでは、時間も時間ですので、以上でございます。どうもありがとうございます。

これで私の一般質問を終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長（菊地勝秀君） これで土田勵一君の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時26分

再開 午後 1時00分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 伊 藤 慎一郎 君

○議長（菊地勝秀君） 一般質問を続けます。

次の一般質問は一括方式で行います。

8番、伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） 8番、伊藤慎一郎です。

今年の冬は、豪雪対策本部を立ち上げるほど大雪に見舞われました。去年は、ご存じのとおり雪がなく、異常とも言える冬で、自然との共存はなかなか大変なものがあります。でも、雪があるからこそ、月布川や最上川の水が休まず流れることができるのではないのでしょうか。そして、豊かな水に支えられ、美しい田園風景が生まれるのではないかと思います。

通告している質問に入りたいと思います。

まず初めに、傷んだ道路の改修についてです。

今年の冬は大変な大雪で、いろいろな面で被害が出ているようであります。道路の損壊からはじめ、農作物の被害、果樹の枝折れ、施設の損壊など、雪が解けてからも、見るほど本当にびっくりするようであります。除雪の方もかなりの出動で経費もかかったかと思えます。

そこで、傷んだ路面改修について質問いたします。

道路は、国道、県道、町道、農道、その他の道路といろいろあります。道路によって道路管理者は違いますが、除雪などによって見えにくくなった横断歩道、停止線、センターライン、区画線の塗り替えなどは、何を基準で行うのか、いつ頃行うか伺います。

仕事の都合、予算の都合あるかと思いますが、せめて横断歩道、停止線ぐらいはスピード感を持って改修、白線の塗り替えができないものか伺います。

区画線は、道路の構造の保全や交通の流れを適切に誘導する目的で設置されております。消えてしまったり、見えにくくなったりすると、運転するのに大変危険です。特に、夜間の雨降りは、ぜひ町内を総点検して改修していただきたいと思えます。13款の諸支出金で、交通安全対策費の中で運用できないかも伺います。

除雪などで傷んだ標識、ガードレールなどの処置はどのような対策が取られるのかも伺います。

除雪しやすいように道路を整備してはどうか、工事の途中みたいのは何とかならないかも伺います。

次に、第2の質問に入ります。

その前にミスプリントがありますので、訂正させていただきたいと思います。

1行目の3月11日を4月11日に、それから、下から4番目の令和30年でなくて、平成30年の間違いですので、訂正させていただきたいと思います。

2番目の質問は、雪害に遭った果樹、霜害に遭った農家の救済をという形で申し上げます。

先ほども申し上げたとおり、今年の大雪で果樹の枝折れや4月11日の遅霜で、サクランボをはじめ、リンゴやラ・フランスに被害がかなり出ているようであります。大江町の主要果樹リンゴ、ラ・フランス、サクランボは減収になると言われているようであります。そこで、収入減の対策、農業に対する意欲の減退対策に、大江町は何かできないものか町長に伺います。

そして、また、山形県の農業産出額は、平成30年度には2,480億円で、大江町は25億7,000万円になっているようであります。県のほうは伸びてきていますけれども、大江町はどのようなになっているか伺います。そして、その対策もお願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 2点ご質問がありましたが、初めに、傷んだ路面表示の改修等についてのお答えを申し上げたいというふうに思います。

ご質問にもありましたが、道路の管理については、国道、県道、町道、農道、林道、様々な道路があります。それぞれが道路管理者が存在するわけで、その中で安全に通行できるように日常的にパトロールを行うなどの対策により、対応をしているところでございます。

ご質問にありました横断歩道、停止線、これにつきましては、県の公安委員会の管理というふうなことになっておりまして、町が道路管理者だからといって、勝手に塗り替え等を行う、こういうことはできないことをまずはご理解いただきたいと思います。見えなくなった場合の対応といたしましては、毎年行われております大江町通学路安全推進会議、こういった場所や、大江町通学路緊急合同点検、そういったもの、それから、地区からの情報や要望、こういったものを整理した中で、県の公安委員会に要望などを行っておりますが、実施に当たっては、その中から緊急度により、公安委員会のほうで判断されて塗り替え等が行われているという実態がございまして。

センターラインや区画線につきましては、これは道路管理者が行うものというふうなことで、町道を例にお答えさせていただきますが、先ほどの様々な会議、点検、地区要望等を踏まえて、補修工事を降雪前には完了すべく、町として実施しているところでございます。

区画線などは、交通量や除雪作業により、塗料の剥がれ具合が早かったり遅かったりしますが、町道の総延長が210キロのうち、舗装されている町道延長が154キロ程度でございます。この中でも、交通量の多い路線、通学路などを総合的に判断をして、限られた予算の範囲の中ではございますが、優先順位をつけながら対応していると、こういうふうな対応状況であります。

道路標示については、天候により見え方に様々な違いが出てくるかと思えます。特に、議員のほうからございました夜間、そして、降雨時は特に見えづらい、これから梅雨の時期には車の運転に際して十分な注意が必要であるというふうなことになります。これまで、夜間や雨が降っているときの点検というふうなことは、特に意識的には行ってこなかったというふうに思っております。こうした最悪の状況の中でも、安全に通行できることが平常時での安全交通にもつながることから、実施に向けて検討させていただきたいと思えます。

降雪で破損した標識やガードレールについては、破損されたケースによって違いますが、破損してしまった除雪業者さんより補修を行っていただくことや、それ以外の傷んだガードレール等の補修については、維持管理として、パトロールや地区要望などを基に、毎年、これも優先順位をつけた中で補修工事を行っております。

ご質問にありました13款交通安全対策費につきましては、ソフト的な交通安全に対する対策費でございまして、こういった交通安全の施設、設備に関する部分につきましては、8款の中の交通安全施設費、こちらのほうで予算としては確保させていただいているところであります。

最後に、除雪しやすいように道路を整備してはどうかというご質問、工事の途中のようなものは何とかならないかというご意見であります。恐らく担当課のほうで推測するに、町道小漆川小見線の小漆川から小見に入り、直角に東側に曲がる交差点部分の件ではないかというふうに思います。こここのところの車道分離をしている部分についての思いかというふうに思います。

車線分離標の設置については、道路工事に当たって、交差点となる箇所について町から県の公安委員会に交差点の協議を行います。これは、交通安全上、問題がない構造となっているかどうか、公安委員会としてのご意見をいただきながら、調整を図るというふうなことでございますが、この交差点についても、こういった協議をした中で、車線分離標の設置を行うことで通行の安全を確保してほしいというような協議の中で、現在のようなポールと、それから、仮設のガードレールというふうな形で車を誘導しているという状況でございます。



除雪に当たっては、雪置場も含めて広いほうがいいわけではありますが、除雪のしやすさも大事なことでありますけれども、道路交通に際して、安全上の確保、事故のない交差点として通行していただく、そういった措置であるというふうなことをご理解いただきますようお願いしたいというふうに思います。

次に、雪害、霜害に遭った農家に救済をと、こういったご質問の中身でございますが、初めに、雪害の部分について申し上げたいと思いますが、令和2年12月以降の大雪により、町内では野菜や育苗用のハウス、これらが10棟、果樹棚3件の施設被害、果樹の枝折れや裂傷など、約98ヘクタールの農作物の被害を確認しております。被害の額については、1億5,200万円というふうに町のほうでは試算をさせていただいております。

この大雪被害への早急な対応としては、昨年度内に、3月までの間です、県の単独補助事業を活用し、町として対応しておりますが、その1つ目として、農作業用の道路、つまり農道などでございますが、除排雪費用への補助を行い、県、町、農協、受益者、それぞれが4分の1ずつ負担して、実績として1団体が活用していただいたというふうなことであります。

2つ目として、水田や畑、果樹園などで、特に積雪が多い農地を対象とした融雪剤購入への補助であります。県、町、農協で合わせて12分の5を補助し、実績としては生産部会など2つの団体が利用してございます。

さらに、明けて令和3年度の予定として、国庫補助事業による農業用ハウスの復旧や修繕、県単独事業による病害防除のための農薬購入、枝折れ等に伴う補植用苗木の購入などに対する補助を予定しており、現在、それぞれの事業量調査まで完了したところであります。これらの事業量は、ハウスの復旧が2件で、事業費がおおよそ330万円、うち117万5,000円を補助、農薬購入については31件で、事業費は29万円、うち14万4,000円を補助。苗木購入については、サクランボやスモモをはじめとした果樹5品目について906本、事業費は166万2,000円、うち124万6,000円の補助、合計で256万5,000円の補助を見込んで、令和3年度当初予算に計上しておりますので、これらを活用した対応をしていきたいと考えております。

町といたしましては、これらの支援策を有効に活用し、県や農協等、関係機関と連携をしながら、被害の復旧に取り組んでまいります。

次に、霜害、霜の害についてでございますが、4月10日から11日にかけて、県内は低温に見舞われ、本町においても、両日の最低気温は氷点下を記録したことで、降霜、霜が確認され、この影響により、サクランボの雌しべが枯死するなど、枯れて死んでしまうなどの被害が発生し、着果量の確保が不安視されておりました。その後、さがえ西村山農協が町内2か所のサ

クランボ園において調査した結果、約3割から4割の雌しべが枯死している現状を確認したところであります。

さらに、先般、5月25日に山形県において、その年の収穫量を予想する作柄調査を行ったところ、県全体の予想収穫量は9,500トン、平年よりも3割減少するという見立てであり、降霜の影響によるものであると捉えております。

その一方、着果量自体は少ないものの、実の肥大状況は良好という見立てもありました。農家の方々には、県や農協などの技術指導に基づく栽培管理を徹底していただき、少しでも多く良質なサクランボが生産されるよう期待したいと思っております。

また、ブドウやスモモ、ラ・フランス、リンゴ、夏から秋にかけて旬を迎える果樹につきましては、どの程度結実、実を結んでいるかというふうなことが、今後、判明してくると思っております。霜の害が農作物に与えた影響の全体像を捉えるとともに、状況を確認しながら、支援の在り方を検討してまいります。

なお、昨日、山形県として霜の害などを受けた農家の方々に対する各種支援事業を行っていくとの発表がありましたので、まさに経営意欲の減退につながらないように、一緒になって対応をしていきたいと考えております。

また、農作物の自然災害等に対応する制度としては、水稻や果樹など、対象品目が決まっている農業共済に加え、平成31年1月から開始された制度で、全ての農産物を対象として、自然災害や市場価格の下落のほか、盗難被害などに対しても対応した収入保険制度があります。収入保険の加入については、青色申告を行っているなどの要件があるため、町内での加入者は令和3年2月現在で30件程度にとどまっている状況ですが、自然災害以外にも様々なリスクに対応した減収対策となっておりますので、町としても関係団体と連携を図りながら、加入の促進を図れるよう努めてまいりたいと思っております。

次に、町の農業全般に対する今後の考え方と対策についてというご質問であります。直近3年間の山形県の農業産出額は、農林水産省が公表する生産農業所得統計、これによりますと、平成28年度は2,391億円、平成29年度は2,441億円、平成30年度は2,480億円と増加をしております。一方、大江町における農業産出額は、平成28年度は27億3,000万円、平成29年度は27億円、平成30年度は25億7,000万円と減少傾向にあります。このことは、人口減少や農家の高齢化、これらによる担い手の減少などが大きな理由ではないかというふうに考えております。

このような課題への対策として、町ではこれまで、新規就農者の支援をしておりますOS

I Nの会と連携しながら、新規就農者の確保や独立就農に向けた支援を強化したこともあり、担い手の確保や耕作放棄地対策に一定の成果を上げてきているところだというふうに認識しております。また、国庫補助事業を活用した園芸用ハウスの建設や農業機械のリース、町単独事業である農機具購入に対する補助などの支援により、農作業の効率化や生産性の向上が図られているというふうに考えております。これらの担い手確保の対策、施設、機械への支援策を引き続き強化していくとともに、オリジナルの米袋の作成など、町独自のストーリー性を盛り込んだ付加価値の高いものを生産することにより、農産物のブランド化を推進してまいります。

さらに、JAさがえ西村山などの農業関連団体との連携を取り、農業者1人当たりの所得を向上させること、そして、作業の効率化を図ることなどの観点に重点を置いた支援策を講じながら、本町の農業の発展に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） ありがとうございます。

昨日、町のほうから回答要旨ということでFAXもらったんですけども、その中に、公安委員会の管理になっており、町が勝手に塗り替えを行うことはできませんと、こう中に書かれてあるんです。ですから、何でというか、どうすればいいのかなと思ひまして、山形県の公安委員会を検索してみました。

その中に出てきたのが、公安委員は知事が任命している3人の委員で形成されていると、県民を代表する立場で県警の活動、適切に行われるように管理していますと、こうなっていました。そして、毎月大体3回ぐらい定例の公安委員会でやっているようです。その中の公安委員の人は、女性の方で柴田曜子さん、元学校の校長先生なんですね。それから、医師の北村正敏さん、それから、会社社長の吉田眞一郎さん、私とお名前が同じですので、なんて思っていましたけれども、それで、だから、どうやるとセンターラインとか横断歩道ができるのかなと思って考えているだけけれども、検索してもどこにも出てこないんだね。

だから、集約すると、要するに、地元から要望がいかないとならない形かなと思ひました。昨日もずっと県道とスーパー農道を回ってきたんですけども、諏訪堂中山線、要するに、スーパー農道と言っている道路なんですけれども、結構上に井上工業の会社があり、車が往來しているんですけども、あそこにはセンターラインがもう全然消えてありません。恐ら

く今年、去年消えたんでないと思います。

あと、それから、大江西川線、柳川までずっと行ってみましたけれども、県道に接している町道、要するに入り口なんですけれども、停止線がほとんどない、書かれていない、消えたり、それから、止まれという標示があったんだろうと思うくらいのところも数か所があり、ほとんどないと言っていいくらいです。ですから、それは、今年始まったことでないなと思っているのよ。だから、結局さっきから公安委員会の中でいろいろ調べても、町で要請しているのか、それとも、要望とかしているのかなと、それがまず第1点ね、恐らく去年あたりはどうやったか、まず実際に聞きたいんですけれども。

あと、それから、これは専門的になるかと思うので、町長が答えられなかったら担当課長でもいいんですけれども、道路に視線誘導標というのがあって、こう棒が立っているやつが。あれはデリネーターと言っているんだな。それが道路を造ったときにはあるんですよ、ずっと。でも、もういつかは、もう除雪だろう、いろんな障害でそれがなくなるところがかなりあると。あと、それから、ガードレールの上に、あと、反射体というのがあるんですね、反射体というのが。それがこう車から見て、こっち反射するように角度から何かもう計算されているようなんですね。あれが向きがあちこちだったり。あと、それから、ガードレールに立ったあれも、恐らく雪の重みで曲がったり、そういった道路に関して、私はちゃんと見ているのかなと。あと、それから、県に対して要望しているのかなと、そんなところも再度お伺いしたいと思います。

あと、デリネーターというのは、課長もしあれだったら、今まで、例えば、破損して新しくつけた道路など、あるかないか聞きたいと思います。それで、うちの前にもずっとあったんですけれども、除雪で皆掘り起こされて、なくなりました。あとは、基盤整備の中にある改良区の土地だろうと思いますけれども、ずっとあったんですけれども、ほとんどない。だから、そういった施設の何というかな、点検とか管理というのは、俺もうちょっと気を遣っていただきたいと思うわけです。

道路、そういう予算ですけれども、車に税金が大体4つ、恐らくご存じだろうと思いますけれども、車にかかっている税金が4つあるんですね。自動車税、重量税、環境性能割、消費税と、そのほかにガソリン税もかかっていると。結構車に乗っている人は税金納めていると思っているんだよ。それをやっぱり還元してもらうように、町としても取ってもらわないと、その辺などの考え方を再度お願いしたいと思います。

やっぱり道路ね、それから、壊れると分かるんだけど、壊れたところだとすぐ直して

くれるんですけれども、そういった道路に関する標識、あと、それから標示、そういうような関係がおろそかになっているんでないかなと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

除雪で全然壊すとか、壊したら直せとかなんて言うと、除雪の方が大変だろうと思います。吹雪の中、見えない中で除雪するんですから、それはある程度しようがない。そして、町でもある程度負担を負うのも、これ当然だろうと思いますけれども、やっぱり壊れたらやっぱりすぐ直すとか、いろんな形で対処してもらわないと、おまえ一時停止違反だとか、いろんな面で言われても、運転した方が大変だろうと思いますので、公安委員会に、例えば、町として要望しているのかどうか、それから、年に何回ぐらいあれしているのかどうか伺います。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 公安委員会の件については、まずは横断歩道や停止線、いわゆる交通規制というふうな部分に関しては、公安委員会さんの所管になるというふうなことが一つ。あとは、いろいろお調べいただいた公安委員会の部分については、私どもの窓口は寒河江警察署になります。なので、公安委員会宛ての様々な要望に関しては、寒河江警察署長さん、こちらを通して要望しているという現状であるというふうなことをまず理解いただきたいというふうに思います。

この部分について、どういった要望活動なり、流れになっているのかというご質問もありましたが、先ほど申し上げました大江町通学路安全推進会議、それから、通学路緊急合同点検、そういった現場での危険個所の点検というふうなことで、毎年実施をしております。これは、警察、学校、町、道路管理者、こういった方が一堂に会して危険場所の点検をしているというものでございます。その中で浮き上がってきたもののうち、緊急度の高いものというふうなことで、この部分に新たに横断歩道を設置してほしいとか、そういった部分について町の交対協、交通安全対策協議会の名前をもって、公安委員会寒河江警察署のほうに要望を申し上げているというふうな中身でございます。

公安委員会さんのほうでは、それを、各市町村、様々な要望が上がってくるんだというふうに思います。それを総括した中で、寒河江警察署管内の要望事項として整理されて、県の公安委員会のほうに実情について、要望事項について上がっていくというふうなところだと思います。

恐らく、その中では、県内全体の緊急度といえますか、交通量、そういったものを勘案し

ながら予算の中で実施する、または、新たな予算を確保するという、こういった作業が行われているものだというふうには思いますが、町としては、その要望なり、緊急の度合いについて、要望する際に強く申し上げてきていると、こういった実態でございます。直に公安委員会さんのほうに要望しているというふうな形ではなくて、そういった系統でもって要望を差し上げているという実態であります。

それから、どうすればいいかというふうな部分については、今、申し上げた部分について、さらに強くお願いを申し上げる、こういった作業になるのかなというふうに思います。町の交対協としては、様々な組織が関連してまとまった形で、交対協という要望を差し上げておりますが、交通安全に関わる様々な組織があります。安全協会さん、そういった部分も含めてその緊急度合いについて、それぞれの団体さんのほうからも、あそこの部分についてという声をさらに強めていただければ、緊急度合いの部分について伝わるのかなというふうに思いますので、その辺のお力添えをお願いしたいというふうに考えております。

それから、町が道路管理者として実施できる区画線、停止線などの部分であります、今年度の予算として、先ほど申し上げました8款2項5目の交通安全施設費の中で、予算の対応はさせていただいております。ただ、議員おっしゃられますとおり、箇所数については、非常に多くの部分が見えなくなったり、不十分だったりということはあります。そこは認めざるを得ないというふうな状況です。

予算のほうも、全てをそこにかけるわけにもいきません。やはり年度計画をもってというところと少し言葉はいいのですが、緊急度の高いところからやらざるを得ないという現状がございますので、今年度も外側線については、約2キロほどのライン引きをするという計画であります、この部分についても、今、言われました諏訪堂中山線、その辺も候補地として検討しているところではありますが、さらに緊急度の高いところがあれば、そちらを優先するというようなこともありますので、優先度をつけながらというふうなことしか申し上げられませんが、交通安全に寄与できるようなことを進めていかなければならないと考えております。

あと、デリネーターポールの部分についてであります、確かに除雪などで壊れている部分も多いのかなというふうに思います。必要性の高いところの部分については、その都度、地区なり、安全協会さんのほうからお話をいただいた段階で、部分的な補修なり、取替えなりというふうなものをやっております。

当初、道路の新設、改良などをやった際には、できるだけ万全を尽くしてというふうなことで、より安全な対応として設置をさせていただいているというふうなことなんです、運

転手の方の慣れの部分もあると思いますので、その辺は必ずしもそこにあったものを必ず復元するというふうな形ではなくて、やっぱり危険度合いを見ながら、その部分に対応していかざるを得ないという状況であります。もし、非常に危険であるというふうなところがあれば、担当課の建設課のほうまでお知らせいただければ、できるだけ早く対応させていただきたいと思っております。

それから、税金というお話がありました。確かに町の予算の中では、例えば、交通違反の反則金を財源とする交付金だとか、あとは、先ほど言われました軽油の税金だとか、様々なものがあります。それはそれで、それぞれの算定基準に基づいて町のほうに交付されているというふうなことで、町の貴重な財源として活用しております。そういったものも使いながら、できるだけ交通安全に必要な部分については、頑張っって措置をしていきたいというふうにご考えておりますので、情報提供も含めてお願いできればというふうに思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） ありがとうございます。

やっぱり町長、今、認めるように、かなり道路の破損というか進んでいて、全部直したら、それこそ何億とかかるだろうと私も思います。ですけれども、やっぱり必要なところは、それなりにやっぱり優先順位をつけてやっていかなければならないと思いますので、これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

県道に入る丁字路、町道から県道に入る丁字路、そこに例えば、止まれの停止線はやっぱり公安委員会で描くのか、ちょっとそこ再度確認したいと思ひます。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 三角の標識で止まれというふうな標識がある部分についての停止線については、全てこれは交通規制でありますので、公安委員会のほうで引くことになり、管理することになります。ただ、ちょっとした交差点でそういった標識がない部分について、道路標示として、ここはこちらが優先道路ですよというようなことを通行する車両の方から識別いただくための線として、道路管理者が引く場合もあります。それは、いわゆる交通誘導の部分の線としてお引きをするというふうなことでありますので、いわゆる交通規制というふうな部分には入らない、道路管理者として引ける線であるというふうなことでございます。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） 月布地区に行ったら、黄色い線が引かれているところもありました。恐らく地区の、例えば、交通安全の協力員の方が引いてくれたのかな、あれでも結構な、あれは恐らく向こうから来る補助でやっていると思いますが、やっぱり県道に出る出入口に関しては、やっぱりこれからもある程度、課長、ちゃんと分かるようにやっていかないと、飛び出ししたんだなんていうことに、理由にならないと思いますので、お願いしたいと思います。

あと、それから、昨日、たまたま道路の草刈り、除雪機の小さいのつけたやつで刈っていました。あの機械で刈っていくと、やっぱりこのデリネーターという邪魔になるのね、俺から言わせると。だから、そうするとないほうがいいみたいなんですけれども、道路を造るときは全部立っていたんだけれどもね。そして、あとは、向きもあちこち向いているんだ。あれも意味ないのね。本当は道路の角度によってこう向くようにしなきゃなんないし、あと、大山自然公園に上っていくガードレールについている反射体、あれが雪で皆曲がって、こうひっくり返っていたと。今、ちょうど大山自然公園は、ヒメサユリの満開で、最高の見頃です。かなりの車も来ているようですので、ああいうのは例えば、車往来の多いところは、優先順位でとにかくやっていただきたいと思います。

まず、あと、次の質問もありますので、この次の霜害について質問したいと思います。

今、町長から霜害についていろいろと答弁ありましたけれども、私も昨日、何人かの生産者の方をのぞいてみました。リンゴというのは、こう花房ってなるんですけれども、大体そこに5つぐらいリンゴなるんですね。ほとんどが中心果、真ん中から出てくるリンゴを使うんですが、真ん中から出てくるリンゴが形もよくて、いいから。このたびの霜害で、その真ん中がやられた、中心果がやられたの。だったら、その周りにあるリンゴ使えるんでないかと、なってだどれと俺言ったんですけれども、それは、周りにあるリンゴは、さび、いろんな面で、形が変わったり、大変なんだそうです。売り物になるか分からないと、その外側を使った場合。だから、かなりひどいんだと。だから、売り方も、前言ったときあるんですけれども、訳ありリンゴという形で出荷したときもありますけれども、やっぱりそういう対策などもやっていかなきゃならないんでないかなと。

あと、それから、プロは見ると分かるんですけれども、まだ小さい、ちょっと親指ぐらいのリンゴなんですけど、ちょっとしたやっぱりさびでも、これから大きくなるにつれて大きくなると、かなり目立ってくると。そうなってくると、やっぱりかなり被害があるんでないかと、外観的に素人が見れば、結構なっているじゃないのという感じですけども、実際はか



なり大変だと、まず、農家の方のご意見でした。

町長も言われたように、収穫保険に入っていれば、9割、1割安ですけども9割ぐらいは補償できる、こうなっているようですけども、やっぱり収穫共済に入っていない農家の方、かなり結構おりますので、その方の救済とか。

あと、それから、さっき町長言われましたように、私一番心配しているのは、やっぱり意欲の減退なんですよ。来年から作らねはと、やめたと、それをせめて次の年もまた作りたいたいと、再生産ができるように、やっぱり町とJAと相談しながら支援していただきたいなと思います。その辺について町長お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 意欲の減退、それから、再生産につながるような支援というふうなことのお話であります、まだはっきりとしたものは出ておりませんが、先ほど申し上げた、昨日、県のほうで今回の霜の害、または、ひょうの害が庄内のほうで出ているというふうなことで、緊急的な支援策のパッケージとして発表されたというふうなことがありました。

その中では、資金の貸付けの部分での支援、それから、樹木に必要となる農薬などの散布、こういった支援、それから、霜の害の散水氷結法の導入や農業用ハウスの新設整備などについての支援、それから、営農継続に向けた新たな支援策、こういった部分についても支援をしていきたいという、今、申し上げた部分については一定の要件なり、補助率なども発表されているようではありますが、この部分の詳細まだこちらのほうには届いていない状況もありますので、その辺をよく見ながら、県と一体となって農協さん、そういった方々の協力を得ながら、町としても相応の負担、支援、指導というふうなことでやっていかなければならないというふうに感じておりますので、ちょっと具体的な部分についてはまだ県のほうで出てきておりませんので、その部分を見ながら対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） ありがとうございます。

6月1日の山新では、技術指導とか、支援などを求めるのかと報道なっておりました。あと、デラウェアの置賜なんかすごいですね、やっぱりね、3割ぐらいだということは、どういう形になるかですけども。あと、それから、私もらった資料の中で、大江町の被害が一番多いのが、小漆川の紅秀峰は47%ぐらい被害あるだろうと、だから、要するに、小漆川地

区の紅秀峰は半分ぐらいになると、そんなことを言っておりました。

あと、リンゴでは、北山、焼山辺りがひどいんですね。ですから、そういったやっぱり意欲の減退にならないように、ぜひお願いしたいと思います。

あと、それから、雪害で育苗ハウスが潰れたやつは、県とか町で、ある程度補助をして、助成金で何かやっているようですけども、やっぱりサボっているわけじゃないんですけども、これ自然災害だから、しょうがないと言えばしょうがないんですけども、私も考えましたけれども、雪降ったときに、車が行けないのが一番困るんだね、やっぱり私は除雪に、毎日通れるようにしましたけれども、大雪で、例えば、一番最初の初雪が一番困るんですよ。初雪が大雪だというときには、やっぱりそれなりの対策やらないと、あと、初雪過ぎると、大体寒くなれば、そんな一気に載っからないので、初雪が大体20センチ以上積もれば必ず被害が出ると、そのくらいは頭に置いていて、町としてもこれからやっていただいて、10センチだな、10センチでも被害出るね、初雪で、10センチ以上雪積もれば。だから、そんなのもこれからしてもらいたいと思います。

あと、いろいろ霜害対策に方法あるんですけども、私ちょっと提唱したいのが、防霜ファンなんです、防霜ファン。JAでは、スプリンクラーで水を散布して、あるいはスプリンクラーで霜溶けるまで、こう回すんですね、かなりの水量いるんですね、あのスプリンクラーで霜対策は。水がかなりあるところでない、駄目なようなんです。だから、寒河江辺りの島辺りで、5メートルも掘れば水出るところですと、ああいうのはスプリンクラー設置するといえば、かなり霜害対策にはなるとは思います、大江町辺りではこの防霜ファン、皆さんもご存じだと思いますが、桑、茶畑の上空に、1反分さこう5メートルか何か上から風を送るんですけども、ああいう防霜ファンなども俺進める必要があるんでないかなと思いました。

防霜ファンというのは、やっぱり電源が必要なので、この電源というのは私も引っ張ったときに大体末端から1キロ以内ですと、格安に電気引っ張ることできるみたいなんです。私も電柱、五、六本立てたけれども、無料で立ててもらえました。だから、電源引っ張ることもそんなに金かからないんじゃないかなと。あと、それから、ファンはそんなに単価もしないし、例えば、1反分に何か所か立てれば、防霜ファン対策になるんでないかなと思いますので、そういうふうな勉強も、農林課長ぜひ勉強していただきたいと思いますので、分らなかったら私も教えますから、よろしくお願いしたいと思います。

私、ブドウするときにも、防霜ファン考えたときあるんです。だけれども、ブドウの場合

は、雨よけハウスという形で県からの補助などを受けながら、それに対して暖房機を入れたから、今年はおかげさまで霜害に遭うことがなくて済みましたが、だから、そうなっていると、やっぱり来年さつながるような、やっていただきたいなと思います。

まず、そういうところで、課長も、町のほうでも霜害対策、晩霜、大体5月10日まで私は昔から、5月10日まで、私の誕生日ですけれども、5月10日まで晩霜はあるんだと思えと、昔から常に言われてきました。いろんな人から言わせれば、ザクロの花が出たらとか、キリの花が咲いたらとかとありますけれども、前もかなり被害あったんですよ、霜害というのは。だけれども、昔はタイヤをたいて、風を起こしたりともありました。うちもやりましたけれども、今はタイヤたいて悪いので、やっぱり今、霜害、晩霜対策には、防霜ファンか、スプリンクラー設備などがあるんでないかなと思いますので、これからも勉強して、町でも支援できるように対策をお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） これで、伊藤慎一郎君の一般質問を終わります。

2時5分まで休憩します。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時05分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

◇ 藤野広美君

○議長（菊地勝秀君） 一般質問を続けます。

次の一般質問は一問一答方式で行います。

3番、藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 3番、藤野広美です。

65歳以上の方のワクチン接種2回目も7月いっぱいでも無事終了する予定だという町長のお話を先ほど伺いしまして、ほっとしているところです。その後、65歳以下の方も順調に進

むことを願うものです。

それでは、質問に入らせていただきます。

放課後児童クラブオーキッズの左沢小学校空き教室利用をということで、質問をさせていただきます。

左沢小学校に通う1年生から6年生が、放課後、夕方まで利用する施設に、放課後児童クラブオーキッズがあります。この施設の今年度の利用者は、1年生10人、2年生13人、3年生10人、4年生3人、5年生1人、6年生2人の合計39人となっております。左沢小学校を下校して、藤田のオーキッズに向かうには、2キロメートル余りの距離の中、6つの横断歩道を渡らなければならない状況にあります。この施設を利用している1年生のいる家族の方から、こんなことがありましたというお話と要望がありましたので、質問をさせていただきます。

4月26日のことです。先ほど申し上げた横断歩道の中で、オーキッズ近くの6つ目の横断歩道を渡る際に、自分の子どもが赤信号で渡ってしまったというのです。幸い、青信号で進んできた車の方がその児童を見つけ、止まってくれて大事に至らなかったという内容でした。

今回起きた状況を詳しくお聞きしたいと思い、オーキッズの施設長から話を伺いましたところ、左沢小学校、カイン電器さん向かいの駐車場、藤田ポンプ庫近く、オーキッズ近くの横断歩道のそば、4か所に4人の先生がそれぞれ待機し、携帯電話でその日の人数の確認と報告の連携を取っているとのことでした。そして、あえて藤岡屋さん前の道路を通らせているのは、県道の歩道が狭く、1年生はふざけるなどして危ないこともあるので、交通量の少ない道路を数人ずつに分けて下校させているとのことでした。

さらには、月に1回、小学校からオーキッズの先生が児童と一緒に歩くという指導もしているということでありました。今年はまだその体制が始まっていなかった中での今回の出来事となったのです。

今回の件をオーキッズの先生から左沢小学校の担任の先生にはすぐに連絡しているとのことでしたが、出来事のあった2日後に保護者から私に話があり、私がすぐに教育長にお伺いしたときには、学校側からは教育委員会には連絡が入っていないとのことでした。

新1年生とはいえ、3月までは保育園児であり、4月から1年生となって、入学してすぐの春の交通安全の街頭指導の見守りを終えて、児童だけで下校しなければならない状況にあります。新1年生は、1か月前には園児として昼寝をしていた時間帯であり、その時間帯が

下校時間に変わり、新しい環境に順応できていない中O-KIDSに向かい、到着する頃には、まだ慣れない学校生活の疲れと下校の疲れから、注意力が散漫になるのは当然かと思われます。

このことをゆで卵に例えるならば、生卵からゆで卵になるまでには、半熟の状態があり、まさにこの時期が入学間もない1年生であり、手をかけてあげなければならない大切な時期かと思えます。何かあってからでは遅いという観点から、小学校の空き教室を利用して、放課後児童クラブとして運営ができるようにならないかという提案をさせていただきます。このことは複数の保護者の方の要望でもあります。

私は、児童の安全安心を考えると、小学校の空き教室利用の実現を望むものでありますが、検討に時間を要するのであれば、取りあえず、次の2点を早急に検討いただきたいと思えます。

1つは、今回のようなことは毎年のように起きているというO-KIDSの先生の話から、町には、見守り隊という方が登録になっていると思えますので、そういう方に1年生児童の下校時の時間帯に出いていただいて、見守りをしていただけないかということ。

2つ目は、O-KIDSを利用する1年生と藤田地区の1年生だけでも、スクールバスの利用ができないかということです。

O-KIDSが現在のところに開設する経過として、施設長の話によりますと、以前、左沢小学校の空き教室を使わせていただけないかという打診を役場側にした際に、管理上の問題があるということで、実現に至らなかったということでした。

次に、勉強ができる、遊ぶことができる、この両方を兼ね備えた建物をなるべく小学校の近くにとという考えでいろいろ探したが、見つからなかったということもあり、また、現在のATERAになる前、建物の1階を2日間ほど試験的に放課後児童クラブとしてお借りしてみたこともあったが、役場側と運営する側のやり取りが合わず、やむを得ず、現在の藤田の建物が空いていたということで現在に至っているとのことでした。O-KIDSの運営者側からすると、小学校の空き教室を使わせていただけるなら、児童の安全を考えれば最もよい環境であるとのことでした。

他地区の例として、参考までに山形市と寒河江市の現状を調べましたので、述べさせていただきます。

山形市は、77の放課後児童クラブがあり、小学校の空き教室を使わせていただいているのは31クラブもあり、学校の敷地内、民間、市の施設利用が合わせて46クラブであります。今

回のテーマである小学校の空き教室を使っているクラブは、クラブ利用者用の出入口を新たに設け、トイレは学校のを利用させていただき、電気料は子メーターをつけて、使用料を運営側が教育委員会に支払うというシステムを取っているそうです。小学校の昇降口とは別に出入口を設けているため、管理上の問題はないそうです。

次に、寒河江市では、16の放課後児童クラブがあり、常時使われている教室を放課後に放課後児童クラブとして使わせていただいているところが1クラブ、体育館脇の部屋を利用している5クラブ、民間や市の施設を利用しているのが10クラブとなっているようです。同じく今回のテーマである、小学校や体育館脇の部屋を利用しているクラブは、いずれも出入口は体育館の出入口を使用していて、山形市と同様に、トイレは学校のを利用させていただき、電気料は運営側が支払うのではなく、教育委員会が負担しているとのことで、管理上の問題はないそうです。

このように、小学校の空き教室や体育館脇の部屋を使わせていただいて、放課後児童クラブを運営しているところが存在していることから、現在、空き教室のある左沢小学校でも、他市を参考にして十分できるのではないかと私は思います。

以上申し上げましたことを大江町の将来を担うであろう大切な子どもたちの安心安全な放課後児童クラブ実現に向けて、ぜひ検討していただくよう提案をさせていただきますが、町長はどのようにお考えかをお伺いしたいと思います。併せて教育長のお考えもお伺いしたいと思います。

これで壇上での私の質問を終わらせていただきます。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、藤野議員のご質問にお答えしたいと思います。具体的な内容、そして、小学校の空き教室の利用というふうな部分については、教育長のほうから答弁をいたしますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

放課後児童クラブであります。保護者の就労支援及び保護者が不在の放課後において、発達段階に応じた主体的な遊びや生活の場を確保することにより、児童の健全な育成を図ることを目的に設置するものであることは、議員もご承知のとおりであります。

大江町では、左沢小学校区に民間施設として、そして、本郷東小学校区には公設民営施設として、それぞれ1つずつ設置してございます。今年度は、左沢小学校が、先ほどありました39名、本郷東小学校区が20名の児童が利用しているという現状でございます。

町では、これまで円滑なクラブの運営、利用児童の負担軽減を図るため、平成29年度に本郷東小学校児童クラブを新たに開設するとともに、令和2年度からは左沢小学校から放課後児童クラブO-KIDSまでの夏季冬季、この期間におけるタクシー送迎に対する支援を実施してまいりました。しかしながら、放課後児童クラブO-KIDSは、左沢小学校から距離も遠く、議員ご指摘のとおり、小学校から放課後児童クラブに通う際の交通事故には、十分配慮すべき事項だというふうに考えております。

また、これまで運営主体である社会福祉法人からは、左沢小学校の近くに放課後児童クラブを開設できる場所がないか相談を受けた経緯もございますが、先ほど議員のほうからお話がありましたとおり、結果的には適所を見つけることはできず、実現には至っていない現状というふうな形で行っているところでございます。

このため、放課後児童クラブを利用する児童の安全を確保するためには、学校での日頃からの交通教育に加えて、引き続き放課後児童支援員による一定期間の見守りをお願いをしていきたいと考えております。また、交通安全については、放課後児童クラブを利用する児童だけでなく、通学する全ての児童が関係することになりますので、地域住民並びに運転者の方々に対しても、交通安全についてさらなる啓発活動、特に児童クラブ付近での運転については、様々な活動で啓発をしていくべきではないかというふうに考えているところであります。

私のほうから以上を申し上げ、先ほど申し上げましたとおり、具体的な中身については教育長のほうから答弁を申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 教育長の答弁を求めます。

犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 藤野議員のご質問にお答えをいたします。

生卵、ゆで卵というお話ありましたが、小学校1年生という時期は、子どもの人生にとっては温かく庇護してくれた親の手を少しだけ離れて、長い義務教育と高等教育の入り口に立つ、最初の試練の時期であると言えるかもしれません。藤野議員のご質問は、そのような大事な時期に達した子どもたち、これから学校生活になじみ、羽ばたいていく子どもたちをいかに安全に、また、保護者の負担を少なくすることも含めて、いかに行政として支援していくべきかということを投げかけてくれたご質問と受け止めさせていただきました。

教育というふうなことを考えたときに、教えるだけでも駄目だし、また、育てるだけでも駄目だというふうに思いまして、教育という言葉を考えてときに、その2つが両輪となって、

子どもたちが健やかに育っていくんだらうというふうに思います。

子どもが誤った方向に進んだ場合、子どもにきちんと教える、そして、間違いのない方向に導き、育てることが大事なんだらうというふうにまずは思ったわけですが、今回、議員のご質問の冒頭にあるように、子どもが赤信号で渡ってしまったという事案で申せば、してはいけないこと、危険であることを、または、自分自身の身は自分で守るということを子ども自身にきちんと教えることが、まずは大事だらうというふうに感じたところでもあります。

そこから、そう至らないようにするためには、周囲の状況や環境、私たち大人ができることは何なのかということを考えていくというふうになるんだらうというふうに思います。

ともあれ、放課後児童クラブO-KIDSに通う1年生の子どもが、横断歩道を誤って赤信号で渡ってしまい、危うく事故になるところだったとのことでありますが、議員おっしゃるとおり、3月までは保育園児であり、まだ慣れない学校生活の疲れから、注意力散漫となることもあるんだらうと思います。

これらの子どもたちを大江町としては、これまでどのように守ってきたか、また、今後どうあるべきかについてですが、今現在は、登校時には交通安全指導員の方々をお願いをし、通年で交差点や押しボタン式信号機の場所等に立っていただき、子どもたちが安全に通学できるよう見守り、指導していただいております。また、下校時には、4月当初が中心になりますが、交通安全母の会の方々より、通学路の各所にお立ちいただき、子どもたちへの声かけや見守りの活動をしていただいております。本当にありがたいことだと思っております。

一方、大江町子ども見守り隊につきましては、小学校において、自然災害時や不審者事案発生などで一斉下校などが実施される場合、各地区の見守りの目が欲しいと思われる場合などに協力を要請し、可能な範囲内で、学校より依頼された時間帯に自分の地区を見守っていただくこととなっております。自然災害や不審者事案だけでなく、学校が必要とするときに依頼することが可能であります。先日も、藤田地区に熊が出没いたしました。そのときに学校から依頼をして、実際に見守りをさせていただきました。

そのことから、議員からご提案のありましたように、小学校1年生が登下校に慣れるまでの期間に見守りの依頼は可能だというふうに思いますので、今後、検討させていただきたいというふうに思います。

ただ、その期間、毎日同じ時間帯に必ず見守れるかというふうになると、ボランティアでお願いしている部分もありますので、ご都合もあるということで、併せて検討が必要ではな



いかなというふうになっているところでもあります。

次に、O-KIDSを利用する1年生と藤田地区の1年生のスクールバスの利用についてですが、昨年度、月が丘地区、今年度は小見地区に運行範囲を広げております。1つの便が回る地区が増えることで、バスに乗っている時間が長くなるといった課題も出ておりますが、なるべく多くの子どもたちを安心・安全に通学させたいという思いから、これまでの運行形態を大きく見直して工夫しながら、バス運行を行っておりますので、その点ご理解をいただき、スクールバスの運行に関しては、バスの台数、登下校の時間、運転手人員の問題など、様々な課題があり、現在も多くのご要望やご意見を頂戴しておりますが、全ての保護者のご要望、ご希望に添えるものとはなっておりません。ただ、現在のシステムの中で最善を尽くしておりますので、議員各位のご理解をお願いできればありがたいというふうに思います。

現在も多くのご要望に添えるように、よりよい案を模索しておりますが、事務方のほうからは、現在の状況で、今、ベストを尽くして手いっぱいであるというふうなことも聞いており、これ以上となると、スクールバスだけではちょっと対応し切れないようでもあります。単純にバスの台数と運転手を増やせば解決するだろうというご意見もいただくのですが、今後の児童生徒の推移なども関わってきますし、長期的に見ていかなければならないことだと思っております。

いずれにしても、スクールバスの運行につきましては、見直しを図り、最善、最良の方法で対応することとしておりますので、検討する時間をいただければありがたいというふうに思います。

続きまして、左沢小学校を放課後児童クラブとして利用することについてですが、子どもの数は減少傾向が続き、左沢小学校にも現に空き教室が存在しております。ただ、現状ですぐに児童クラブで活用できる適当な空き教室があるかという点、あくまで学校教育施設として機能しておりますので、施設管理面や安全・安心な運営面などを考慮すると、すぐにというわけにはいかない状況であります。

放課後児童クラブには、子どもたちが放課後、生活するための機能や設備が必要でしょうし、学校管理の上でも、学校運営と切り離して適切に行える環境が必要です。また、現在、教員の働き方改革が求められる昨今となりまして、少なからず学校への負担が増えることも予想されますので、慎重に事を進めなければならぬと感じているところです。

藤野議員から様々な学校の児童クラブの運営形態などを教えていただきました。どの学校

でも、単純に空いている教室を使っているのではなく、施設設備面でクラブと学校の分離が可能であったり、ほかの教室への出入りができないようにきちんとセパレートされていたり、警備や管理の保障がきちんとなされているから、クラブを置けているんだというふうに思います。

もし、仮に、左沢小学校において、放課後児童クラブの設置となれば、大規模な改修が必要になってくることが予想され、町全体の放課後児童クラブ事業として考えるべきであり、健康福祉課、教育委員会、学校、それぞれ協議、調整が必要となってくる件だと思いますので、今後の児童数の推移、保護者のニーズなどを考慮に入れながら進めていかなければならないことではないかというふうに感じているところであります。

今回は、新入生のはっとさせられる事案から、放課後児童クラブにおける学校の空き教室利用の質問になったことと思いますが、児童クラブを開くに当たっては、議員ご指摘のような経過、変遷を経て、現在の形に落ち着いているというふうなことをまずはご理解をお願いしたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、子どもたちは未来の宝であり、その子どもたちのためには、安心安全な教育環境を整えることは、最優先事項であるという姿勢は変わりありませんので、議員からご提案のあった件につきましては、ニーズや必要度合いを考慮し、今後、検討させていただきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと、このように存じます。

以上であります。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 答弁ありがとうございました。

ただいまの答弁では、左沢小学校を放課後児童クラブとして利用することについては、施設管理面や安全安心な運営面などから考えると、改修が必要となり、すぐに実施というわけにはいかない状況にあるという答弁をいただいたと思います。

改修面が必要となるということですが、具体的にどのような方向になるということか、また、すぐに実施できない理由をもう少し詳しく教えていただければなというふうに思います。

参考までに、西村山地区の現状を今、調べましたので、述べさせていただきます。

河北町では、小学校を利用しての放課後児童クラブはありませんが、全部で4クラブがあり、1クラブは町の施設で、残りの3クラブは民間ということです。どのクラブも小学校から数百メートルのところであり、クラブに着くまでに危険だということはないそうです。

次に、西川町の放課後児童クラブですが、放課後子ども教室として使用するという考えの

下、西川小学校建築に併せて、体育館1階に部屋を設けて運営しているそうです。

最後に、朝日町は、宮宿小学校向かいの施設で、指定管理者制度で管理を行っており、大谷小学校と西五百川小学校の利用する児童は、タクシーを使ってこの施設に通ってくるというシステムだそうです。

以上、今、申し上げましたことから、西村山地区の放課後児童クラブは、小学校の昇降口とは別に出入口を設けていたり、体育館入り口を使っていたりということで、または、小学校からはそんなに遠くない距離にある施設で運営されているようです。朝日町のように、遠い小学校から通う児童はタクシーを使っていますし、寒河江市でも、民間や市の施設を利用しているところで、一番遠くても1.3キロメートルの場所にあるそうです。2キロメートル余りの距離を歩いて帰るのはO-KIDSだけということになります。O-KIDSに着くまでの2キロメートル余りの下校時に、私がさきに質問で申し上げております、危険と思われる事例が毎年のように起きている、そういうことから、今後、何か起きたらどうするのでしょうかという思いがあります。このことを考えれば、すぐに実施はできなくとも、検討するという前向きな対応はできないのでしょうか。ぜひ実現に向けた検討をよろしく願いたいと思います。

次に、見守り隊についてですが、学校が必要とするときに依頼することが可能ということで、今後もそれはできるということをお伺いしましたので、ぜひ願いたいと思います。

放課後児童支援員による一定期間の見守りの強化ともあったと思いますけれども、一定期間とは、いつ頃を、いつの時期を言うのかなという思いもありますので、お聞かせいただきたいと思います。

さらに、1年生のスクールバス利用についてですが、多くの要望や意見があるということで、以前、教育長より送迎バスが今は満席の状態にあるということで、1回目送迎したバスが戻ってきて、2回目のバスを運行するというような運行体制は組めないものなのかなというふうな思いがあります。

児童の安全を考えて、見守り隊は可能と思うという言葉いただきました。放課後児童支援員の見守り、スクールバスの検討を早急にぜひ願いたいと思いますが、改めてそこをどういうふうにお考えかをお伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 3点ほどご質問あったように思います。

1番目は左沢小学校の利用について、答弁の中で申し上げたように、少し時間をいただき

たいということで、これ全然検討しないというふうなお話はしていないわけでありまして、検討の時間が必要だというふうなことをまず冒頭申し上げたいというふうに思います。

左沢小学校は、確かに空き教室もございますが、いわゆる放課後児童クラブと学校施設を分離するような形になるとなると、やっぱりシャッターのようなものが必要になってくるといふことで、大規模改修、大規模というふうに申し上げたんですが、そういうふうな意味で申し上げたということで、今の状態ではちょっと難しいかなというふうに思っているのです、そこはやっぱり検討が必要だというふうに思います。

また、放課後児童クラブ事業全体で見ると、左沢小学校と本郷東小学校の運営形態が違う、今までの経過も違うので、そういう全体で見ていかなければならないというふうに感じているわけで、いわゆる本郷東小学校の場合は、学校のそばにちょうど適地があったものですから、施設を造って、子どもたちが安全に隣に行けるような状況は組めました。左沢小学校はそういうふうにはできていなかったもので、今のようになっているということであります。

そういうことで、町全体の放課後児童クラブ事業として見ていかないと、教育委員会だけでこうするというふうなことでは、ちょっとならないのかなというふうに私は今、感じているものですから、私の答弁としてはそこまでというふうにさせていただきたいというふうに感じております。

ただ、見守り隊については、すぐ検討はできると思います。必要なところを要請していくということは、年度を待たずに、状況を見てお願いできるというふうに思います。

それから、スクールバスの利用は、非常に手いっぱいなところがあると申し上げまして、1回行って、また2回目、しかも、子どもの学校の終わる時間というはばらばらなんです。低学年、中学年、高学年、全部違って、そこで待たせておかなければならないという状況もあったり、高学年を待って、中学年とどう組んでいくか。それから、その子どもたちが1回、回して、また回すということでの時間的なロスとか、そういうところがすごく調整に苦労した実態がございます。

そういったこともございまして、検討、もちろん毎年、見直します。こんなふうにする方法あるだろう、こんなにする方法あるだろう、今年の場合は、本郷東と中学校を一緒にまずバスで輸送するといえますか、送迎するというふうなことを考えましたので、それも一つ考え方として出てきておりますから、そういうバスのキャパの問題、人数の問題、地区の問題等々考え合わせて、できる限り考えていきたいというふうに思いますが、今のところ、非常

にキャパとして、あるいは、時間的なロスの問題、それから、子どもの人数、地区等考えたときに、最善の今、努力をしているんですが、今の状態で手いっぱいということをご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 答弁ありがとうございます。

児童は、毎日、危険と隣り合わせに置かれていると思います。子育て環境づくりは、思いやりではないかと私は思います。町長は就任時、マスコミのインタビューに対し、子育て施策に重きを置きたい、経済的にも環境的にも安心して子育てをできる町にするべく、施策を充実させ、若者世代にアピールしていきたいとお答えになっています。町長の思いが伝わる環境づくりとして、今日、私が提案させていただいた項目の実現に向けて、教育長の前向きな答弁もありましたが、行政側の前向きな対応を切にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 子育ての充実、支援、そういった部分については、今、藤野議員からお話しいただいた内容に変わりはありませんし、この町で子どもを育てるために、どんな支援があり、どんなことをすれば、子育てしやすい環境だったり、人がそのことに魅力を感じて、ここで住み続けたいと思ってもらえるか、そういったことを考えながら進めていきたいというふうに思います。

個別の案件として、左沢小学校の空き教室の利用というふうなことでありますが、この放課後児童クラブのことが始まった際にも、そういった様々な形で学校の利用、近隣施設の利用、中央公民館の利用などもあったかもしれません。その辺のところ、今やっているところが皆さんからご理解いただいた中で、実施している内容であるというふうに認識をしております。

藤野議員もいろいろお調べになった中で言うておりますが、教育長のほうも何度も言うておりますが、やはりトイレとか、特に出入口の問題、そういった部分が解決されて、ほかの町ではやられているというふうなことであります。学校の平面的な構成上、どうなのかというふうな部分については、ざっくり見る限りでは、やはりどこの教室を使うかにもよるかというふうに思いますが、やっぱり1階しか使いようがないと思うんですね。そういった部分も、じゃ、出入口をどうするかと、体育館の入り口はうちのところは渡り廊下です。そうい

った部分も含めて、どこをどういうふうにしていくかというふうなことは十分に検討をして、判断していかなければならないと思います。

あとは、先ほど申し上げましたが、タクシー利用の話が朝日町の例としてありました。朝日町の例からいえば、とても歩いて通える距離ではないというのが一目瞭然かというふうに思います。そんな中で、うちのところでは、保護者の声なども考慮しながら、夏場の暑い時期、そして、冬場の大変な時期については、タクシーの利用に対する支援をしながら、そういった手だても取っているというふうな部分です。

そして、今回、藤野議員からお話のありました、春先における、こういった案件の部分についてのフォローの仕方はどうなのかというふうなことは、今まで教育長、私のほうから申し上げたところです。ぜひ安心して子どもたちが生活できる、そして、親も安心して子育てができる、そういったことの総合的な視点で見ながら、落ち着き先、改善後の在り方はどうなのかというふうなことは、十分に検討し進めたいと思っておりますので、本日のやり取りの部分については、十分な前向きな検討をさせていただくというふうなことを申し上げながら、終わりたいというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 答弁ありがとうございました。

前向きな対応というふうに今お聞きしましたので、安心しているところであります。ぜひ実現に向けて、よろしく願いいたします。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（菊地勝秀君） これで藤野広美さんの一般質問を終わります。

3時まで休憩します。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 3時00分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 関野幸一君

○議長（菊地勝秀君） 一般質問を続けます。

次の一般質問は一問一答方式で行います。

5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） それでは、質問に先立ちまして、先ほど報告がありました大江町でのワクチン接種につきましては、役場職員はじめ、関係機関並びにシルバーの方々の日々の努力によって、順調に行われていることに対して感謝を申し上げます。今後は、一日でも早く全町民のワクチン接種が滞りなく完了できますよう、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従って質問させていただきます。

今回は、駅前町の町有地の今後の利用についてということで質問したいと思います。

駅前町有地の半分は、現在、ヤマザワドラッグに貸し出しており、町内の多くの方が買物に来ており、駅前の活性化にも一役買っていることに大変うれしく思います。しかし、町有地の半分は、いまだ利用されずにあります。これまでは、町内のイベント等の駐車場として使われている以外、ほとんど使われていないのが実情です。今後、どのように利用するのか、しないのか、これまで町からは示されていません。

駅前という好条件の場所にありながら、町自体の利用はできていません。町で購入してから、様々な土地の利用の意見が出てきたと思いますが、現在の姿になるまでも、それなりの年数がかかっていることも、町長はじめ、我々議員も周知の事実だと思います。せっかく駅前という場所にある町有地ですから、このままにしておくのはいかかかと思えます。くどいようですが、駅前ということを考えれば、さらなる商業施設や町民の利用できる公共施設などの考えが出てくると思えます。でも、少し視点を考えてみませんか。

昨年の7月豪雨災害において、今後、整備や工事が予定にある地区の方々の方が一のための宅地として、代替地として整備してはどうかと考えます。もし、仮に移転が必要になったとき、これまでの地区の方がばらばらに移転しなければならないのであれば、これまでのコミュニティがなくなってしまうばかりでなく、町外への移転も考えられます。災害での町外移転ということであれば、大変悔しく、残念なことであります。町長が今年から町へ移転していただくための新たな窓口を設けたのに、町を出ていこうとする方には何の手だてもできないと言われることだと考えます。災害のあった地区の方々をこれからも大江町で安心して暮らしていただける施策をきちんと提示していくことが必要と考えます。

このことから、町が率先して移転をする方の宅地を、代替地を用意するべきではないか。

そのときに、新たに土地を購入するのであれば、それなりの出費がかかると思います。しかし、駅前には町有地であり、費用を抑えることができる最適な場所と考えます。また、人が移り住むことによって、駅前の活性化にもさらにつながると考えております。あおぞら団地はまだ完売していませんが、特別な事例でもあり、また、早急に考えなければならない事案でもあることから、町長の率直な意見を聞かせてください。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、関野議員の百目木地区の堤防整備にかかる駅前町有地の活用についてというご質問にお答えを申し上げます。

ちょっと現状の事業の進み具合なども含めて少しお話をしながら、答弁させていただきたいと思いますが、近年、日本各地では、記録的な大雨、これに起因する大規模な水害が度々発生しているという、今までにないような形で住民の命や財産に甚大な被害をもたらしてきている、そして、昨年7月の梅雨前線に伴う豪雨では、昭和42年の羽越水害に匹敵する水位上昇により、床上及び床下浸水の住家被害を受けたばかりか、道路などの公共土木施設や農地でも多大な被害を受けたことは記憶に新しく、議員もご存じのとおりでございます。

これらのことから、自然災害から住民の命や財産を守るため、最上川の治水対策については、昨年10月に国土交通省東北地方整備局及び山形河川国道事務所に対し要望書の提出を行ったところであり、今年3月末には、最上川中流・上流緊急治水対策プロジェクトが国から公表され、正式に事業に着手する見込みが立ったというふうな状況がございます。プロジェクトによる治水対策であります。昨年7月の豪雨と同規模の洪水に対して、氾濫を防止し、流域における浸水被害の軽減を図るため、堤防の整備や河道掘削、川の道の掘削であります。こういった取組を集中的に実施するものであります。

大江町においては、5月18日に山形河川国道事務所を交えながら、今後の百目木地区に係る治水対策について、左沢1区から3区までの住民を対象とした説明会を実施しております。

説明会では、今後のスケジュールが示されましたが、堤防整備に関しては、今年度は地質の測量、設計を行っていく予定となっております。その後、令和4年度及び5年度に住民の意見を踏まえた堤防の設計や用地の調査を行い、令和6年度から8年度にかけて用地の買収、補償、そして、令和9年度、10年度には堤防の工事を行いたいというような工程が示されました。

議員の質問に戻りますが、用地買収時に移転が必要な場合は、駅前町有地の北側の土地を



移転が必要となる方々の宅地として提供することはどうかとの提案であり、具体的な提案だというふうに感じます。現時点では、どのような堤防になるかによって、必要となる用地の大きさが変わってきます。影響する範囲について、今の段階では具体的に申し上げることはできません。堤防整備に当たっては、確かに少なからず用地の協力をいただかなければ、堤防を整備することはできないのではないかという想像はできています。仮に、移転が必要になった場合には、十分に理解をいただいた上で、移転の対象となる方々の意向に可能な限り寄り添うように調整を図る必要があると思っておりますので、現時点では、あまり踏み込んだ考え方を申し上げられない現状だというふうに思っています。

今、言えることは、十分な事業への理解を得た上で、できるだけ当該地権者の方々の意見を尊重する対応をしていかなければならない、こういったことであります。議員のご提案の町有地についても、一つの候補地として頭に入れながら、地域の方々と今後の話合いを進めていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 町長のほうから、今、今後の工事のスケジュールなどの話をさせていただきながら、質問に対する答弁をいただいたと思っております。

ただ、この中で、やはり町長、去年の災害から間もなく1年がたとうとしております。その中で、一言、今、町長の答弁の中にいろんな話がありました。地域の方の意見を聞く、尊重するということがあったと思いますけれども、実際、これまで町のほうで地域の方と本当に膝を割って話合いをしてきたのか、そこのところもまだ足りないのではないかと思っております。

あと、これは国の事業でありますけれども、町でやはりそれなりの方向性を持っていかないと、やはりうまくないのかな、そういうふうに使っております。だから、どういうふうな、この間の説明会では堤防という話があって、その堤防に関しても、山形河川事務所の所長さんは堤防とは限らないと、地区の方の話を聞きながら、どういうふうなものにするかというものを今後、考えていくと言っておられました。その中で、町からもこのようなことというのの提案は今まであったのか。そういうことも、多分私の知っている限りではあまり前向きな話はなかったのではないかと思っております。

その中で、ここの左沢駅前の町有地の宅地の代替地に関しても、それ以前の土地についても、以前から町長なり、課長なりには、ご提案を申し上げます。その中でも一向に進まな

いと。やはり今、堤防の規模とか、そういう規模がどうなるかも分からない中でと言っておりますけれども、川沿いの家屋の方は、当然やはりかかるんじゃないかなと思ってるし、それよりもあそこの場所に怖くて住めないという方もいるのも事実だと思います。そういうものに関して、やはりきちんとケアをしていかなければならない、それがやはり町民の安心・安全を守るための施策だと思っております。そういうものを感じながら、堤防だけではなく、あそこにいる人がどのような思いでいるのか、そういうことも考えながら、やはりそういう宅地の代替地とか、そういうものも早急に町で準備をする。

あと、このスケジュールでいくと、令和6年から用地買収、3年間をかけて用地買収となると思います。その用地買収が始まったときに、じゃどこに家を建てるんだ、何をするんだじゃなくて、そのときには、町でこういうものを用意しております、ここでどうですかというものを2つ、3つ用意しながら、そういうところにやはりすんなり移ってもらえれば、10年かかる工事が8年で終わるかもしれないし、そういうようなことを考えながら、やはりこれはしていかなければならないのではないかと思っております。

今年も、また雨が、大きな雨が降るような予報も出ております。その中で、やはり一刻も早く、まずは堤防を造る前にも、地区の方の安全・安心を考えながら、やはり進めていかなければならないと思っておりますので、その辺に関してはどうのように考えておりますか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 私もこれまで、そして、先般の1区から3区の住民の方への説明会の中でも挨拶等で申し上げてきました。何よりも町民の方、当該地の方々が安心して暮らせる、そして、命と財産を守る、そのための事業として今回の事業に取り組んでいきたい、取り組んでいくべきである、皆さんはどうでしょうかというようなことを申し上げたつもりであります。これは、私の四十数年の行政経験の中から申し上げますと、やはりその自分の住んでいる土地を離れる、提供する、公共事業に協力する、そういった部分については、総論的には賛成だというふうな声は、よくあることであります。

ただ、具体的に、個別に様々なお話を進めていく中では、やはりそれぞれの思いがありますし、それぞれの考え方があります。先回りして町がその部分をフォローしていくというふうなことも、場合によっては必要なかもしれませんが、逆に気持ちに反するようなことになってしまう場合もあるのではないかとこのように思います。

様々な段取りを進める中で、順序立てて、お互いが納得し合えるような手法でもって進めていかないと、なかなか個人の財産をどうこうすることは、非常に大変な事業になってくる

と思います。その辺は、丁寧にやっていかなければならないと思います。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、選択肢として様々な選択肢を準備する、あるいは、選択肢としてこういうものはどうかというふうな提案を受けた中で、それをより実現できるようなことを準備する、考えておく、それは必要なことだというふうに思います。先ほど答弁の中で最後に申し上げました、一つの案として、それは考えながら進めていきたいというふうなことです。住民の方の気持ちを混乱させるようなことでもまずいというふうに思いますし、そういったことを十分配慮しながら進めていくべきだというふうに私は考えておりますので、ぜひ議員の皆さん方からも、様々な声を聞きながら進めていく、行政と議会が一緒になってこの事業を成功させていきたい、そういうふうなことをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 今の答弁の中にもいろんな意見がありました。その中で、やはり町長、地区の方々とやはり集まってという話合いも大切だと思いますけれども、以前、私に対策室を設けてはどうかという質問をさせていただきました。そのときは、今の人員では、なかなかそれもできないという話もありました。

ただ、その中で、この間の5月18日の説明会のときには、今後は、建設水道課長を窓口にして、あらゆる問題を進めていくという話がありました。ということであれば、やはりその中に1人、また2人置いて、専任を置いて、やはり個別にでもいいですし、これは早いということじゃないと思うんですよ、やはり。もう出ていっている人もいるわけですね、実際。そういう中で、やはりここの大江町に残ってもらうために、どういうふうにしていくかということを考えるのであれば、やはりそういう話も聞きながら、一軒一軒話を聞いて、それをやはり課長なり、町長に報告する、そうやってやはり地区の方がどういうふう考えているんだか、そういうものを聞いて、やはり方向を決めていくということも必要ではないかと私は思います。

だから、それに関しては、やはり地区の方々がなかなか話になんねえのよって、そういう意見も聞きます。だから、これはやはり本当に毎年毎年、災害が来る、そういう場所なんですよ。だから、やっぱり一日でも早く、なんとかそこをするために、まず話を聞く、どういう考えがある、それを持って、例えば、スケジュールどおりじゃなく、1年でも2年でも早く、やはりこの事業を進めてもらう、そういうふうな努力をやはりしていくべきではないかと私は思っているわけです。

10年かけてやったって遅いと思います。そのときには移転する人も何も、皆、寒河江だ、山形さ行ってるかもしれません。だんだんだんだんと人が減っていきます、それで。そういうことにならないようにということで、何か方法はないかなということで、やはり町長のほうに提案しているわけです。

その辺のところを本当にこの1年間、どういうふうな話をしてきたのか、地区の方とどういふふうにしてきたのか、やはり大きい集まりだけじゃなく、個別にそれは早いと言われるかもしれません、町長から、早いと言われるかもしれないけれども、これ早い遅いじゃないんです、この災害は。それを考えて、やはりどういうふうなことをしてきたのか、また、今後どのような考えで地区の方々と話をし、協議をしながら考えをまとめていくのか、その辺のところも、町長で分からなかったら課長でも結構ですし、お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 関野議員が今お話になったことは、私も十分に理解できますし、そういった手法もあるのだというふうに思いますし、そういうことも含めて、どういった進め方がいいのかというふうなことを私たちはやらなければならない責任があると思います。

先ほどのご質問の中に、町に何かこれまで、国のほうから提案などはあったのかというふうなご質問もございましたが、国のほうからは、先日の説明会、関野議員も来ておられましたが、その中で話し合われた以上のことは、何も具体的に提示されているものはありません。ただ、あのときも話が出たと思いますが、国としても、何件かのアイデアを出しながら、地元の方と相談をしながら進めていきたいというふうなことでありますので、全くゼロから地域の方に、何したらいいべねというふうなことも、それもちょっと進め方としてはいかがなものかなど。

ただ、意見を聞く、それに徹するというふうなことでも、地域の方が安心できるというふうにも思いますので、その辺は国のほうのスケジュール、そして、それに併せた町、地域住民の意識、そういったものを総合的に調整をしながら、段階、段階に応じた手だてを打っていきたいというふうに思います。何もお話しすることができない中で、地域の方にお話を聞く、これだけでいいんだというふうに割り切っていけば、今、関野議員がおっしゃったようなことも、意向の調査というふうなことでは可能かというふうに思います。その辺も含めて、国のほうとも連携を取りながらやっていきたいなというふうに思っております。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） いじめているんじゃないからね。

まず、地元の方のアイデアというのもあります。そういうのも、やはりきちんと取っているのか。例えば、私が言ったその移転をするだけじゃなくて、今、町長が言った、どういうふうなことをしてもらいたいんだか、そういうものに関して、地元の方との意見とか、話し合いをしているのか、そこもあると思います。ただ、この間の話だと、もう堤防ということで聞いて、地区の方は堤防ということを行っている方もいます。ただ、所長さんは、それだけじゃないということも言っています。

そういうときにあまり時間を置かないで、例えば、建設課長あたりが職員の方と行って、皆さんの意見を聞くと、今回はどのような整備を望みたいんだかと、そういうふうな話を聞く、そういう場も必要だと思います。それに対しては、町からも1つ、2つの提案を出しながら、こういうのではどうだべとか、こうするとどうだべとかと。大江町というのは、重要文化的景観という特殊な、特殊というか、すばらしい指定を受けている町でもあります。その中で、やはりその最上川の景観を守るためには、どのような工事が必要だか、そういうものも地区の方たちと一緒に話し合いながら、進めていくのが必要だと私は思っております。

そういう中で、やはり国だけにと、町長言いましたけれども、やはり国との話がないというんじゃないで、町からまず持ちかけるとか、そういうこともやはり必要ではないかなと私は思っていると思います。そういうようなことで、やはり一日でも早く、どういうふうな整備をするか、どういうふうなことをするかというものをまず出していただきながら、国のスケジュールも大切だと思いますけれども、町でもある程度のスケジュール、そういうものを考えながら、やはり地区の方に寄り添っていただきながら、あそこの整備を一日でも早く終わるように、そういうことを段取りしながらしていただきたいと思っておりますけれども、最後に何かありますか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） ちょっといじめているわけではないからなという意味がちょっと分かりませんが、私もいじめられているつもりはなく、議会という公の中で一般質問のやり取り、答弁をさせていただいているという、それに尽きるのかなというふうに思いますので、そんな感情は一切持っておりません。

それで、関野議員のお話の中で、じゃ、町は今まで何にもしてこなきゃなんないか、みたいな感じの意図がありましたので、ちょっと説明会後の町の対応というふうなことで何点かありましたので、この場で話しさせていただきますが、1つは、説明会に欠席された方、この方のうちで、特に川に近い部分の方、具体的に言えば県道より川側ですね、の住宅をお持ち

ちの方については、翌日、または翌々日、この辺で全ての方にチラシ、説明会で使用した資料を持ちながら、こういった説明会でしたので、お伺いしましたというようなことで、訪問させて、チラシをお渡ししてきてあります。その際は、お渡しすることがまずは礼儀だというふうに思いましたので、具体的なお話までは、突っ込んだ話はなかったというふうに思いますが、担当者としては、その部分で顔合わせといいますか、ご挨拶はしてきているというふうなことが1点です。

それから、重要文化的景観の話がありました。この部分については、やっぱり堤防なりの整備を行う上で、大江町が最上川の流通・往来という点で、文化的景観の選定を受けているわけですから、その部分の課題をクリアしなければならない、融合するような形で整備をしていかなければならないというふうに思います。

そんな中で、昨日、文化庁のほうからお声がけがありまして、様々な大江町の今の堤防整備に関する景観との整合等についての考え方を聞きたいというふうなことでのやり取りをさせていただきました。町長への聞き取り、教育長への聞き取り、土木担当のほうの聞き取り、そして、文化的景観の担当の聞き取り、こういったことを今、始めています。これも法的な手続も含めて、様々課題があることだというふうに思いますので、その辺なども始めてきているというふうに思います。

それから、国土交通省さんとの話の中では、昨日の説明会を受けて、次の段階にどういったことで進んでいくか、具体的なことです、住民との接触の仕方、その部分について話を進めていくやり方等について、今、話をしているところです。

一方で、国土交通省さんで発注した調査業務については、業者さんも決まっておりますので、業者のほうの方からは、お知らせのチラシを少し広範囲な形で、各戸に配布をさせていただいて、護岸整備の関係でドローンなどの調査も含めて行いますので、よろしくお願ひしますというふうな情報の提供なども含めて、お願ひの文書を発しているというふうなことで、事業としては進んでいると。

ただ、先ほどから話になっているように、地域の方々のやり取りの部分については、非常に気をつけながら、配慮しながら、進めていかなければならないと思いますので、順序立ててやっていきたいと思いますので、ご理解ください。よろしくお願ひします。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 今後、やはり地域の方、地区の方々が安心して、まず安全に過ごせるよう、よろしくお願ひいたします。

また、今後、今、町長からこれまで、ここ数日の動きを聞いて、やっていないとは言っておられません。ただ、進んでいるんだなというのも実感しておりますので、先ほど町長が、議会と町が一緒になってということがありましたので、そういうふうな情報もありましたら、議員のほうにも随時知らせていただければ、こういうことはやっているんだな、また、議員が地区の方と話をしたときに、そういう話もできるので、やはりそういうところは情報提供というわけではありませんけれども、やはり教えていただきながら、一緒になって、よい方向に向くように、役割していきたいと思いますので、町長だけじゃなく、櫻井課長を窓口ということなので、一生懸命頑張ってもらいたいと思いますので、今後、よろしく願いいたします。

質問を終わります。

○議長（菊地勝秀君） これで関野幸一君の一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（菊地勝秀君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日は午前10時に本会議を開きます。

本日は、これにて散会とします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時30分





## 令和3年第2回大江町議会定例会

### 議事日程(第2号)

令和3年6月4日(金)午前10時開議

#### 日程第1 一般質問(4名)

##### 9番 結城岩太郎

- 大江町消防団員処遇改善及び個人へ直接支給に

##### 1番 橋本彩子

- 自助・共助の力を高めるために
- 通学方法をどのように考えるか

##### 7番 宇津江雅人

- ヤングケアラーについて

##### 4番 櫻井和彦

- 大江町在住の小中学生に対する新型コロナウイルス感染症対策について
- 水害対策工事の進捗状況及び今後の作業予定について

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	副町長	榎英毅君
教育長	犬飼藤男君	総務課長	五十嵐大朗君
政策推進課長	鈴木利通君	税務町民課長	阿部美代子君
健康福祉課長	伊藤修君	農林課長	秋場浩幸君
建設水道課長	櫻井洋志君	教育文化課長	西田正広君
会計管理者 兼出納室長	清水正紀君		

---

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	金子冬樹君	議会事務局 庶務主査 兼庶務係長	伊藤美幸君
--------	-------	------------------------	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（菊地勝秀君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（菊地勝秀君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、暑い方は上着を脱ぐこと、また、議場内での写真撮影を許可します。

---

◎一般質問

○議長（菊地勝秀君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の時間は、大江町議会会議規則第61条の規定により、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡明にお願いします。残り5分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をお願いします。

質問席と町長席、教育長席に水差しを置くことを許可します。

それでは、通告順に順次、質問を許可します。

---

◇ 結 城 岩 太 郎 君

○議長（菊地勝秀君） 最初の一般質問は、一問一答方式で行います。

9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） おはようございます。6月に入りまして、田植シーズンも、ほぼほ

ぼ終わったのかなと、こんなふうにも思います。例年、田んぼに水が引かれますと、一時的に冷えがときますか、寒さが戻ってくるようです。また、同時に、カエルが至るところに見られるようになりました。また、田んぼのあぜも繁茂するということでもあります。今は全国どこでも除草剤が散布されて、草が茶色く焼けているところが多く見られるようでもあります。これによる、蜜蜂が死滅する関係かどうか分かりませんが、蜜蜂の減少で困っている方々も多いようでもあります。

それでは、通告しております、消防団員の待遇改善等について質問をさせていただきます。

大江町消防団員処遇改善及び個人への直接支給にという題であります。

地域の安全・安心のため、仕事を持ちながら幅広く活動していただいております消防団員ですが、年々新入団員の加入数が減少しており、一人一人の隊員の活動の負担も大きく、地域の安全・安心のために大変憂慮される状況となっていることはご承知のことと思います。昨年発生しました7月28日の豪雨災害は、最上川や月布川の氾濫により、町内各地で道路冠水や住宅、田畑への浸水被害が引き起こされました。

こうした状況から、町は消防団に警戒出動を要請され、各区の公民館に避難所としての開放を依頼されました。当日から警戒に当たった消防団員は、翌29日に浸水被害のあった地域の道路などの排土作業を行うなど、共助の力によって町を救っていただいたなと思っております。

このように、消防団は火災や水害など災害発生時に、消防、水防活動を実施する極めて重要な役割を担っている団体であります。「自分たちの住む地域は自分たちで守る」といった崇高な理念に基づき、奉仕活動を行っているのが消防団です。したがって、隊員数の確保は極めて重要な課題であって、このことに苦勞している団員の方々を見るにつけ、何とかならないものだろうかと常々感じているところであります。

私も団員であったときに、先輩団員や同僚団員から、消防団員を辞めるには、自分の後釜、いわゆる後継者を見つけてから辞めてくださいと、こう言われ、新入隊員の確保に走った経験もあります。

そんなことで、前年度及び今年度の新入隊員の加入状況と退団者などお知らせください。

消防団に入るメリットの一番は、地域の同世代の仲間づくりだと思います。生涯にわたってお付き合いする地元の同世代の仲間は、大事な財産になるものだと思います。また、消防団活動は地元のことを改めて知る機会となることが多く、各家庭を知ったり、ふだん通らない道を覚えたり、その後の人生に大いに役立ち、いろいろな経験ができるわけです。

このように、大きなメリットを得られる代わりに、団員としての任務を果たさなければなりません。それは、訓練への参加と災害時の出動や予防消防活動であります。災害に対処するわけですから、何よりも統率の取れた団体行動が必要で、日頃の訓練が重要となってきます。また、出動した自分はどんな行動を取ればよいのか、そんな訓練が大事になるわけであります。

例年行われております春季消防演習大会ですが、昨年及び今年度と二度にわたり、コロナ禍による演習が中止となりましたことは、大変残念であります。この演習に向けて、ポンプ操法訓練などは2か月余り、早朝から厳しい訓練がなされ、これもなかなか大変な任務と思っております。

こういった訓練は一日の仕事にも非常に影響があると、団員からの声が聞こえております。この長期間にわたる訓練の期間短縮とか、休日は訓練を行わないとか、改善する考えはないのか、このようなことから、消防団員の負担軽減をさらに検討をいただけたらと思っております、お伺いいたします。

次に、団員報酬の支給の在り方、改善について質問します。

人口減少問題と団員数の減少は直結しており、団員確保の課題は、今後ますますクローズアップされることが予想されます。特に、山林火災や行方不明者の捜索などは、消防団なくしては対応できないことであり、人口減少社会では、若者の消防団への加入、加入率向上が最も重要なことと考えます。しかし、現在は生き方の多様性を認め合う社会であり、一方的に加入を強制したりすることは許されません。したがって、幅広い受入れ方を検討する中で、消防団員報酬の支給の在り方を見直す必要があると考えます。このことから、現在の大江町消防団員の報酬状況、出動手当、退職報償金などお知らせください。

こういった、団員報酬や出動手当は一括して各分団に入るというお答えでした。他市町村でもこれまでは各分団に一括交付という形の支給でありましたが、現在では各個人の口座に直接支払いする自治体が多くなっているようであります。お金のことは非常に影響が大きい事柄でありますので、したがって、慎重な取扱いが必要でありますので、関係者の方々の協議をしっかりと進めて、ぜひ改善を行うべきと考えますが、お伺いします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 皆さん、おはようございます。

久しぶりの雨模様の天気、このまま梅雨になるのかなというふうなことも心配されますが、大きな気候の変動がないことを願うばかりであります。

結城議員のただいまいただいたご質問に順序立てて、お答えをさせていただきたいと思っております。

結城議員のほうからもありましたが、記憶に新しい昨年の7月の豪雨、この災害をはじめ、近年頻発する集中豪雨により、今年も梅雨の時期を迎え、災害発生時には的確かつ迅速な対応をすることがますます求められていると考えております。

このような中、消防団員の皆様には、団長の指揮の下、住民の生命、身体、そして財産の救護に当たり、損害をできるだけ最小限に食い止めるため、ご自分の仕事を持ちながら、昼夜を問わず、献身的に幅広い活動をしていただいております。本当に頭の下がる思いであります。昨年は、豪雨災害をはじめ、災害や地震の発生時の対応などを含めると、消防団の方々には7回ほどの出動実績がありました。今年度になってからも、既に2件の原野火災などが発生しており、有事の際にはいち早く駆けつけていただき、被害を最小限に食い止め、その力を十二分に発揮していただき、職責を全うしていただいているところであり、町民の方々からの信頼感、安心感、これに強くつながっていると思っております。

このような重要な任務を担う消防団員の確保は、安心・安全な住民生活、これを確保する上で大きな課題であります。ご質問の、退団入団の状況でございますが、令和2年度の当初では前年度の退団者が22名おりました。これに対しまして、入団者は8名であり、276名の団員数となっております。本年度は13名の退団者に対し、入団者は残念ながら2名にとどまった結果、265名というようなことになっており、条例定数では330人と定めておりますので、大きく下回っている状況で、減少傾向はここ数年続いているし、今後もそういったことが非常に予測されるというふうな現状であります。

さて、消防団員の訓練や活動に対する負担をできるだけ軽減できないかという内容のご質問ですが、ご質問にもあったとおり、地域の安全・安心のためとはいえ、生活様式や就業体制も多様化している中で、消防団の訓練や活動が団員の負担になっていることは事実であるというふうに思っております。春季消防演習に関しては、年度当初の多忙な時期にもかかわらず、短期間で早朝や夜間にポンプ操法披露のための2週間の期間において、5回から6回程度、訓練が行われていることや、例年8月に実施される支部操法大会に出場する分団にあっては、多いときには2か月にわたる早朝、夜間の訓練が行われ、出場選手のみならず、サポートする団員、そしてご家族の方々にも大変なご苦勞をおかけしているというふうなところ

ろであります。

一方で、日々の点検活動や、こうした訓練は、消防団としての規律と統制を保つため、欠くことのできない行動であります。有事の際には、消防団長の指揮の下で、気持ちを一つにし、蓄積した訓練の成果を遺憾なく発揮していただいております。その結果として、昨年のような甚大な豪雨災害においても、幸いにして人的な被害を出すことなく、効率的な避難救助活動が実現できたものと考えております。

働き方改革が叫ばれて久しくなりますが、時代が変わり、団員も若返っている今、消防団においても、昔ながらの考え方だけを押しつけ、そういったことでは、ますます団員の確保は難しくなってきます。コロナ禍の影響で、消防団活動も昨年から大幅に縮小している状況ですが、これを契機として改めるべきところは改め、時代に合った、若い団員の理解も得られる消防団活動が実現するよう、今後も消防団幹部を通じて団員の意見を吸い上げながら検討を重ねていきたいと考えています。

個人への直接支給含めました消防団員の処遇改善に関しましてであります。国の総務省では、消防団員の確保などに向け、そうした取組として、消防団員の処遇等に関する検討会、これを開催し、様々な検討を重ねているようであります。大江町を含む地方自治体に対しては、検討会からの報告を踏まえた、消防庁官名での通知、消防団員の報酬等の基準の策定などについて、このような助言が県を通じてあります。消防団員の年額報酬や出動手当の引上げ、手当支給に関する支給隊員の取扱いなどの改善案が示されているところであります。

大江町におきましても、消防団員の報酬などについての課題がこれまでもご指摘いただいているところでありますが、このことを受けて、令和3年度においては、出動手当の引上げや支給単位の改善を図ったところであります。装備品の充実を含めて、町としてできることは一步一步進めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご指摘のあった年額報酬の支給については、一般団員であれば1万7,000円の年額であります。役職ごとに条例で定められた額を毎年4月21日までに支払っております。現在は、分団を通して各団員に支払っており、出動手当の支給については、今年度から1人1回1,000円であった支給額を2,000円に引き上げることを条例改正を行い、支給の単位もこれまでに水害現場などでは多くの場合、長時間の活動が強いられることから、4時間ごとに1回の出動とみなして支給するように改正したところであります。なお、出動時の人員確認は、現場での分団長からの報告に基づいていることから、こちらも分団を経由した支払いとなっております。退職報償金については、役職や在籍年数に基づいて算出される額はそれぞれ異

なりますが、退団者からの申請に基づき、個人の口座に直接支払われています。

このように、便宜上の理由からも、現在の支払い形態となっており、長年にわたって定着した慣例であります。私といたしましても、公金である団員報酬などにつきましては、支給の透明性の確保や住民に対しての説明責任、こういった観点からも、個人への支払いの方法について考えたいと思っております。これまでのいきさつ、経過があつての現在のやり方だと認識しておりますので、今後十分に消防団との協議を重ねながら、より実情に沿った最善な対応を検討してまいります。

いずれにしましても、消防団員が減少し続ける中であつて、災害の多発化と甚大化により、一人一人の役割が大きくなっている現状を見ますと、処遇改善は必要不可欠なものになってきています。

消防団員のさらなるモチベーションの向上、そしてご家族の理解にもつながり、ひいては消防団員の確保にも資することから、財政事情と近隣自治体とのバランスを考慮しつつ、引き続き検討を加えてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） ご答弁ありがとうございます。

最初の質問としまして、前年度及び今年度の新入団員の加入状況と、退団者などでありませんが、答弁にありましたように、令和2年度は退団者22名に対し、入団者が8名と。今年度、令和3年は退団者が13名に、入団者が2名と、年々退団者が多く、入団者が極端に少ないといった状況が続いて、消防団員数265名と、従来と比較して大きく減少している。定数からもかなり少なくなっているわけでありまして、今後、消防団としての存続ができるのかなど、維持ができるのかと、危惧しているところでもあります。

新入団員の確保が厳しい状況の裏には、やはり入団したくない理由があると思っておりますけれども、その理由なども把握していただければなど、こんなふうに思っております。入団しやすい環境づくりを整備していただきたいなど、このように思います。

2つ目の質問であります。消防団員の負担軽減について。これは答弁として、改めるべきところは改めると。時代に合った若い団員の理解も得られる消防団活動が実現するように、団員の意見も吸い上げながら検討していくという、前向きのご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

消防団幹部の方々からも、真面目に消防団活動を遂行しようとするれば、会社を辞めなくて



はならないと。会社と消防団活動は両立できない、そういう声が聞こえております。そういうことで、検討もしていると思うんですが、ポンプ操法大会の期間のもっともっと短縮、あるいは休日には訓練を行わないとか、町の操法大会における自動車、あるいは小型ポンプの選抜制。今、選抜制になっていると思うんですが、もっと縮小するとか、いろんな方法があると思いますけれども、検討改善をしていただきたいなど、このように思います。

3つ目の質問で、現在の大江町消防団員の報酬状況、出動手当、退職報償金などお知らせくださいということで、1つは3月議会でも質問しました団員報酬、報償費について、団員手当は令和3年度より、出動手当、これまで1回の出動で1,000円だったのが、4時間で2,000円ということで延長、さらに2,000アップするというふうになりましたことは、大変喜ばしい改善だったなというふうに思いますし、喜んでおります。

ただいまの答弁では、一般団員の年額は1万7,000円とお聞きしました。退職報償金は役職や在籍年数によりそれぞれ異なるということですが、再質問をしたいというふうに思いますが、総務省消防庁は費用弁償の性格が非常に強いんだと、消防団員の出動手当を出動報酬として報酬の意味合いを強めて、災害時などの標準額を1日当たり8,000円などとする待遇改善策をまとめて、全国の自治体に通知したとあります。また、1年を通して支払われる年額報酬の標準額を3万6,500円と、いずれもその現状の平均を大きく上回る額とする基準を全国の自治体に通知したと、こういうふうにあります。本町にも通達があったと思います。

私の参考資料では、消防団員の処遇改善のための活動実態に応じた適切な報酬、手当をするために、国の法改正があって、これに基づいて退職報償金の引上げを行っている。一つの例でありますけれども、団長、副団長、分団長については、2年以上4年未満の勤続者は2万5,000円の増額、4年以上の勤続者は毎年、各年5万円の増額。それから、副分団長、部長、班長については2年以上4年未満の勤続者は5万4,000円、7年は5万2,000円、8年以上は各年5万円の引上げとなっている。こういった状況を、本町の状況を聞きたいということで、どうなっているのかなというんですが、具体的にはお答えいただけなかったということで、額について、改めて参考になるんですけれども、お伺いしたいなというふうに思います。

さらに、先ほど申し上げましたとおり、本町の一般団員の年額は1万7,000円と。総務省消防庁の通達の年額報酬の標準額を3万6,500円とでは、大きくかけ離れている。これを、町長はどのように考えているのかということで、お伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） まず最初に、具体的な金額等の部分については、総務課長のほうから具体的な部分についてはお答えさせていただきたいというふうに思いますが、消防団のこれまでの歴史、経過、そういったものを考えての面からも一つは考え方としてあるかというふうに思います。

消防団自体は、自治消防団というふうな形で、自主的に、それこそ今の自主防災的な考え方だと思いますが、始まった消防活動だというふうに思います。自分の地域は自分で守るという精神から、消防団というふうな活動が、歴史的には始まってきたのかなというふうに思います。それが、様々な法律等の改正に伴い、町が消防団を設置するというふうなことに変わってきた。そういう意味合いからは、ボランティア的な精神の中から消防団活動が育ってきている。現在もその部分については引き継がれているものもあるというふうに私は思います。金銭だけでその部分を、今の時代だからといって解決できる問題ではないのかもしれないとも思います。

ただ、それは今の若い方にとっては、報酬、それなりの対価、そういったもので、精神的なものとは別な部分で補填していただくというふうなことで、消防団の加入なり、行動がさらに理解されるというふうな部分も少しずつ出てきてはいるとは思いますが、まだまだ消防団については、意識的な部分としては、自己防衛としての消防団という位置づけは精神論として多いのかなというふうに考えています。

だからといって、報酬が低くていいというふうな話ではございませんので、精神的な部分の話として、経過としてあるということを私としては思っているということです。

それから、国との乖離しているのではないかと。うちでは1万7,000円、国では3万5,000円幾らというふうな部分ではありますが、これとて、ただいま申し上げたボランティアなり、自主防災的な考え方というふうなことからして、一気に国の基準に寄せていくというふうなことにはできない現状もありますし、もちろん国の基準は考えなければなりません、県内の状況、特に近隣の状況なども考慮しながら、その部分は改善していかなければならないというふうな調整は十分必要です。金額が高ければ、高いほどいいというふうなことは私も思いますけれども、そこには財政的な負担の部分もありますし、消防団の意識というふうな部分でも、その部分だけではないというふうに思います。

お話の中にありました、なぜ若い人が入団したくないのか、そういった理由はどうなのか、この部分については、私も消防団の経験、そして勧誘の経験、そして消防団の事務局を担う

総務課担当として、様々見てきました。やはり皆さん、お忙しい中での参加というふうなことでは、会社勤めの方が多くなっていて、日中町内にいない方とか、そういったこと、または交代勤務が多くなっていて、なかなか消防団の活動に参加できる見込みがないので、というような理由。そういったことが挙げられるのかなというふうに思います。

あとは、やはり消防団の操法大会に対する訓練の時間等、厳しさといいますか、内容等についてのそれぞれのお考えもあるかと思えます。ただ、訓練というものは、日頃の訓練があって、本番でその部分が発揮されるという。現場では火災、水害、目の前に危険が迫っている状況での活動です。一人一人が勝手に行動することでは、自分の命さえ、消防団員の命さえ守れない。そういったことにもつながってきてしまいます。統率の取れた、信頼関係を持った中での活動がなければ、安全な活動はできないと思えますし、安心した、そういった対応が住民に対してできないのではないかと思います。

今は、広域消防という消防のプロがいます。そうした消防のプロと連携をしながら、消防団活動を進めている現状があります。その辺の部分で、日常の消防団の活動がどの程度軽減でき、必要最小限とはいかなくても、最低限の今言ったような統率の行動が取れるような知識、技能、そういったものを確保していくような訓練は、これは続けていかなければならないと考えておりますので、そこところは専門家である消防団の幹部のほうと相談しながら進めたいというふうに思います。このようなところの答弁とさせていただきます。

具体的な数字は、総務課長のほうからお話しさせていただきます。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） それでは、退職報償金についてお答えいたします。

町長の説明にもありましたとおり、それぞれの職名と経験年数によって違うわけですが、代表的な例を申し上げます。

団員で、例えば20年以上25年ぐらい勤められた方につきましては、現在では40万9,000円という退職報償金であります。あと、分団長で同じく20年から25年ぐらい勤められた方については51万3,000円という退職報償金になっているということでもありますけれども、議員からご指摘のあった、それを上げる動きがありますけれども、それにつきましては、町のほうでは直接報償金はお支払いしておりませんで、山形県の消防補償等組合のほうに負担金を払って、そちらを経由してお支払いをしているとのことでありまして、そのような動きにつきましては、今後出てくるのではないかとというふうに思っております。

あと、国のほうで団員報酬については3万6,500円で見ているというようなことでありま

すけれども、これにつきましては、普通交付税の算定する上で、確かにそういった基準で積算はなっております。出勤手当についても1日当たり7,000円から8,000円ぐらいが妥当であるというふうなことでの積算の基に算定されておりますけれども、ご存じのとおり、普通交付税については一般財源であります。

その用途については特定されないというようなことでありますけれども、参考までに、令和2年度の普通交付税の算定で申し上げますと、基準財政需要額の消防費という項目があります。その中で、カウントされている額につきましては1億8,300万円ほどです。ただ、実際、町のほうに交付される額につきましては、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額になりますので、その比率で案分しますと、大江町に消防費として、実際に交付税入ってきている額については1億3,100万ぐらいではないかというふうに思っているところであります。そうした中で、消防費につきましては、町の消防団の経費だけではございません。当然、広域の常備消防費もありますし、災害対策費もあります。

9款の消防費の、じゃ一般財源としてどれぐらい当てられているかということでもありますけれども、予算書のほうの9ページにも載っておりますけれども、当初予算書です。一般財源としましては2億400万円ほどをカウントしております。これにつきましては、当然、普通交付税だけでなく、町税でありますとか、各種譲与税も含まれているわけですが、やはり歳入全体に占める普通交付税の割合から考えますと、かなり、私としては消防費に関しては、手厚い予算であるというふうに思っているところであります。

ただ、団員報酬につきましては、今後とも非常に重要な項目でありますので、町長が申し上げたとおり、引き続き、近隣自治体とかの状況も踏まえながら、改善に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 私が先ほど申し上げました改善の方法は、これは昨年の12月の総務省の検討委員会での話でそういう数字が出ているわけなんですけれども、できるだけそれに近づけていただきたいといいますか、やっぱり何か魅力がなければ、消防団員としても加入が、何というか、しにくいといいますか。おおっと、こういうふうに思えるような、金額だけではないとはいえますけれども、金額にも左右されているところがあるんじゃないかなと、こういうふうに思います。だから、総務省ではそういうふうに金額を上げているということは、そのぐらいせっぱ詰まって、非常に重要だということを考えて、何としても報酬アップで団員の増強につなげてもらいたいと。そういう意味合いで通達しているわけですね。全国、

市町村、皆、市町村によって違います。違いますけれども、それ以降できるだけ、近づくように努力をしていただきたいなど、こういうふうに思います。また、そうしますと団員確保も少しスムーズになってくるのではないかなど。本当に、今、人口減少で大変なんですけれども、その辺、努力をしていただきたいなど、こういうふうに思います。

そんなことで、また、さらに、再質問になるんでありますが、総務省消防庁では、報酬は団員や分団でなく、団員個人への直接支給を徹底するよう求める内容も盛り込まれておるんですね。命がけの任務だけに、処遇改善は当然であると。団員減少に歯止めがかからない、消防団員の確保に報酬アップで結びつけてもらいたいと、こういうのが消防庁のほうであります。

そんなことで、災害の多様化、激甚化を考慮すれば、地域防災力を下支えする消防団員の存在というのは欠かせない。自治体も対策の優先度を上げて、一刻も早く直面する課題解決に注力すべきという改善案であります。このように、町長として英断を持って改善すべきところは改善していただきたいなど、こういうふうに考えますけれども、この辺についての町長の所信をお伺いしたいなどというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今のご質問なり、お話の中で、団員の確保には魅力がなければいけないのではないか、金額もその一つではないか、こういったお話がありました。これは私の考えでございますが、これまで消防団の確保をお願いしてきている中、または各個別に団員のお願いをし、関与をしている現場の消防団員の中、その方々から、お金が安いから消防団には入れないという声は、私は一度も聞いたことがありません。お金のことですから、それは表に出す言葉ではないという美学もあるかもしれません。でも、それは一つの大切な要素であるということは、十分に認識した上での私の発言です。そこはご了承ください。なので、別な意味での消防団の勧誘の仕方、結城議員の言葉を借りれば、魅力というふうなものを考えなければならないのではないかというご意見であります。私もそこに力を入れるべきではないかと思えます。

国は、考え方として、お金ではないかと言っておりますが、現場の消防団員はそう考えていない方が多いのではないかと私は思います。そういった中で、報酬については、これからも近隣町村とのバランスを取りながら考えなければいけない課題だというふうなことはありますが、そこばかりにこだわって進めるというふうなことはないというふうなことを思っております。ぜひ、議員の皆様方からも、もしお金が3万6,500円だったら私は入るよとい

うような声が多いとすれば、そこはその線も十分な要素として考えなければならないというふうに思いますが、それでも私はなかなか大変ではないかなと思います。

一番はやはり、先ほど結城議員のお話にもありました会社との両立、これだと思います。実質、現在、消防団の幹部の方も、会社勤めをしながら消防団の幹部を団長はじめ務めていただいております。それだけ消防団の職業の状況が変わってきているということだと思いますので、その辺も全体としては、企業からのご理解をいただきながら、消防団活動を支えていただきたいと、こういったことも国なり県のほうでも呼びかけをしております。その辺の理解も進めていただきながら、団員が活動しやすい、加入しやすい雰囲気をつくっていただく。そういったことも併せてお願いをしていきたいなというふうに思います。

定数とのギャップの部分についても、ここはこれまではより多くの方から入っていただく枠として必要であるというふうな思いから、定数の見直し等には触れてこなかったというふうに思いますが、これだけの差があるとすれば、少しその辺は見直しも必要かもしれないというスタンスで、これも消防団のほうと話をしていかなければならない課題だというふうに思っております。

ぜひ、消防団活動が最初に申しあげましたように、ボランティア活動的な意味も非常に大きいというふうなことを考えれば、ご理解をいただいた上で、この活動を続けていくというふうなことだと思います。ぜひ、皆さんからも、お声がけのご協力をいただければありがたいというふうなことをお願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） ご答弁ありがとうございます。

町長からは、町予算の確保が難しいから報酬アップができないと、こういうふうな答弁が出てくるのかなと思ったんですけども、それは出てこないんですね。だから、金が上がれば入ると、報酬がアップになれば魅力あって入るといふ、これには限りませんが、消防団員からの報酬引上げなんというのは話は普通は出てこない。だけれども、一般的に考えると、本当に危険に従事する。橋上の火災のときにも、私もそばで見えておりましたけれども、近くの団員、消防署がなかなか来ない。それまでの一時、消防のほうで放水してしまいたけれども、あのとき、大分入院した団員もいるんですね。物すごく熱くて危険と隣り合わせで仕事をしている、そういう状態なんだということを、単なるボランティアでということではなくて、本当に危険と隣り合わせでやっている消防団員でありますけれども、だから、必

ずしも金額が上がれば団員が増えるか、これは限りません。限りませんが、やっぱり魅力あるような団員報酬というか、そういうふうにしていただきたいなど、こういうふうに思います。

そんなことで、報酬改善を総務大臣のほうは、必要な措置を講じていきたいと、こういうふうにしていただいておりますので、これから、財政的にもカバーしてくれるのかなど、こんなふうにも思っております。そういうことで、とにかく団員を増やす。どうしたら増えるのか。ここに集中してもらいたいなというふうに思います。それには、やっぱり直接支払い。退職報償金だけ直接支払いじゃなくて、普通の報酬もしっかりと個人に口座に振り込むようお願いしたいなというふうに思っております。

そんなことで、消防団に入団して本当によかったなと思えるように、そして、消防団員の皆さんお一人お一人が元気で活躍できる環境をつくることをさらに進められるよう、要望しまして、私の質問を終わりたいというふうに思います。

どうも、大変ありがとうございました。

○議長（菊地勝秀君） これで、結城岩太郎君の一般質問を終わります。

11時まで休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

◇ 橋 本 彩 子 君

○議長（菊地勝秀君） 一般質問を続けます。

次の一般質問は、一問一答方式で行います。

1番、橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） 1番、橋本彩子です。

昨日の行政報告でお聞きしましたとおり、大江町においては65歳以上の方のワクチンのコ

ールセンターへの予約、ワクチンの接種が混乱なく順調に進んでいることは、執行部はじめ、役場職員の皆様のご尽力、医療関係者の皆様、また、町民の皆様のご理解とご協力があつてこそだと思います。本当にありがとうございます。少しでも早く、このコロナ禍が収束するようにと願うばかりです。

それでは、通告に従いまして、質問に入ります。

自助・共助の力を高めるためにということで、自主防災組織の強化と防災士資格取得助成について質問いたします。

気候変動などから、大きな災害が頻繁に起こるようになってきている昨今、自分たちの地域を自分たちで守るため、自主防災組織が町内のおよそ半数の自治区で立ち上がっています。先月、私の住む伏熊区で、自主防災組織による初期消火の訓練が行われました。多くの区民が参加し、消防署大江分署の職員の方々や地元消防団のご協力をいただき、練習用の消火器の体験や消火栓にホースをつないでの放水訓練を教えていただきました。年に1回でも訓練に参加することは、防災について改めて気を引き締め、暮らしを見直し、近所のみなさんとの関係を深めるすばらしい機会であると思っています。

しかしながら、少しずつ進む高齢化による人口減少などから、自主防災組織を立ち上げたものの、どのような活動をするか悩まれている組織や、その時々のご担当者が防災分野に明るいかどうかで活動に温度差が生じているところも町内にはあるようです。同じ地区に住む住民同士で地域を守る自主防災組織に加え、その組織同士で助け合うことにより、町民同士のつながりが深まることを考え、自主防災組織間の連携を図る必要があるのではないかと考えます。単独での活動が難しい自主防災組織を、町という地域の中で支え合うことができるように、大江町として自主防災組織連絡協議会の立ち上げをすべきではないかと考えますが、町長のお考えを伺いたします。

なお、県内35市町村のうち、連絡協議会は25市町村で設置されていることを確認しました。自主防災組織という性質上、町が主導権を持って連絡協議会を立ち上げるべきものではないかもしれませんが、さきに申しあげましたとおり、様々な難しさがあることを考えると、立ち上げに関しては、町からの働きかけが必要であると感じています。町として行う防災訓練では、多くの方が参加するため、ワクチン接種の状況にもよりますが、コロナ禍では難しいかもしれません。少し小さな単位で、それでも複数の自治区が協力して助け合うような仕組みづくりをする必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

また、大江町では、職員の方に防災士の資格を持った方はいないと以前お聞きしたことが



あります。個人の資格取得ではありませんが、専門知識、特に町民を守るための重要な知識を持った人材育成は急務であると考えます。町の職員だけでなく、自主防災組織にも専門知識を持った人材がいるとないとでは、災害発生の際、被害がより小さく済むことは明らかであると考えます。自助・共助の能力を高めるための防災士養成講座ですが、通常個人で受講する場合は約6万円の受講料のほかに、受講するため県外へ行く交通費や宿泊費などが経費としてかかります。山形県では防災士養成講座の開催を年1回予定しているとのことでした。ぜひその機会を活用して、大江町にも防災士を一人でも二人でも増やしていく必要があると考えますが、町長のお考えを伺います。

町のために、住民のために、ご活躍いただくことを条件に、受講の際の費用について助成することも視野に入れていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。町長のお考えを伺います。

壇上からは以上といたします。よろしく願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、橋本議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。まずは伏熊地区での自主防災の訓練というふうなことで、実施されたというふうなことで、大変お疲れさまでございました。うちの広報の担当のほうでも取材に行かせていただいたようでありましたので、ぜひそういった活動は広報紙の中でも取り上げながら周知を図り、自主防災、他の組織への刺激なり例になるものだというふうに思いますので、紹介させていただきたいなというふうに話を聞きながら思っていたところでございます。

お答えのほうであります。梅雨の時期を間もなく迎え、町としては、昨年の豪雨災害を教訓に、国・県との防災対策関連部署との情報の共有、消防団、警察、消防署などとの連携した救助対応のための事前の確認など、被害を最小限に抑えることを目標に、公助活動の強化をやっていかなければならないというふうなことで、現在進めているところです。しかしながら、自治体による公助、自助、共助、この3つのことがあってからこそ生かされるものであります。それぞれが効果的に機能すること、このことが被災軽減につながるのだと思います。

ご質問のありました防災士であります。その一翼を担います重要な役割であります。防災士としては自助・公助、そして協働、こういったことを原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、その十分な意識づけがあり、一定の知識、技能を習得した

方を言います。

防災士に期待される役割としては、地域や職場での啓発活動や防災訓練を実施して、周囲の方々の防災意識を高め、自らが行動し、周囲を動かすよう努めることが期待されます。

防災士資格そのものは民間の資格であります。防災士資格の取得により、特定の権利が与えられる、もしくは行動が義務づけられる、こういったことはありません。災害が起きたときには、災害現場でいち早くリーダーシップを発揮していただくことが期待されるのではないかと思います。現実的には、いざ災害が発生すると、公助の力には限界があります。消防団、自治体間、警察、消防署などは目の前の公的義務で手いっぱいになります。したがって、有事の際には現場でのリーダー役となり、自主的に動いていただける防災士の存在や自主防災組織が非常に大きなものとなると考えます。

なお、防災士の資格の取得については、教本代や資格取得の受講料、認証の登録料と、実費だけでも1万1,500円程度の費用がかかるというような結果でありました。そのほかにも、別途研修費などが発生しますので、橋本議員が先ほど言われました6万円程度というふうなことが一般的なのかもしれませんが。経費については、自主防災組織支援補助金、そして、集落活性化支援交付金、こういった町の単独事業を利用することも可能でございますし、積極的に活用いただけるよう誘導をしていきたいと考えています。

また、町の職員や消防団員などが防災士資格を取得することは、職務上のスキルをアップする、このことにつながるだけでなく、住民への啓発活動の上でも非常に有益でありますので、職員や団員研修の一環として受講できないものか検討してみたいと思います。

自主防災組織の連絡協議会の件であります。県内では35自治体中25の自治体で組織されているということですが、形はひょっとしたら様々な形があるのかもしれませんが。県で主催する自主防災組織の研修会のお話がありましたが、この研修会のほうにも参加を促したり、年1回程度の全体会議で意見を交換したりと、このような活動が協議会としての一般的な活動のようでございます。

大江町においても、県で開催される自主防災組織のスキルアップのための研修会については、逐次、町内の自主防災組織に対しご案内を差し上げております。そして、これまでも実際に参加をいただいていたことがあります。また、大江町社会福祉協議会が主催した災害ボランティア研修会なども、直接区長さんを通して連絡をし、ご案内、そして参加を促しているというような対応もやっております。

町としては、それぞれの自主防災組織が連携できるようにサポートをし、相談の場の提供

など、組織の自主的な意見を最大限尊重し、組織化できるよう、連絡協議会の設立に向けても協力させていただきたいと思ひますし、ただし、あくまでも任意の団体になります。関係する組織、例えば区長会、自主防災の既設の団体、そういった方々の意見をお聞きし、設立に向けたご協力をいただけるかどうか、改めて検討してまいりたいと思ひます。

災害は、年々激甚化の一途をたどる様相を見せていますが、いざ災害が発生したとき、それぞれの自主防災組織が機能し助け合い、備蓄品の提供や復興の人的貢献など相互協力を積極的にいただける体制が実現すれば、これほど心強いことはありません。誇るべきすばらしい町民性であると思ひます。近年、多発する自然災害の教訓を生かして、防災に対する意識づけが住民の皆様にも確実に浸透し始めている、そんな実感もありますので、町としても自主防災組織の活動に対し、可能な限りサポートをしてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） ありがとうございます。前向きなご答弁でありがたいと思ひます。

自主防災組織というのは、自治区ごとにつくっていると思うんですけども、まだ町内でも半数ほどの設立ということで、区長会の中ではやはりちょっと温度差が大きいのかなと、半分ぐらいの自治区しかつくっていないということで、大きいのかなと思ひますし、あくまでも任意団体ではあるんですけども、よほどのリーダーシップであるとか、影響力のある方でなければ、連絡協議会の設立というのはちょっと難しいのかなというふうに考えられることから、まず現在存在する自治自主防災組織や自主防災会の連携のために情報交換をする場をつくってみてはいかがでしょうか。

また、新聞報道で連絡協議会の設立について、記事のあった高島町のご担当者様にお話を伺いました。各自治公民館をコロナ対策密回避のための避難所として使用するようにして、そのために必要なエアコンや手指の消毒用品などを購入するための助成金をもらうためには自主防災組織がないといけないなどの要綱を定めたところ、やはりどんどんと立ち上がっていったということでした。さらに、設立するためのハードルとなっている、組織ですから、規約が必要なんですけれども、規約づくりのお手伝いであるとか、ちょっと難しいことは町のほうでお手伝いしますよという形であったり、要望を受けて出前講座に出向いて、自主防災組織の必要性を感じてもらおうという地道な活動を行ってきたんだということで、委託事業を受けて連絡協議会の設立をサポートしたということでした。

連絡協議会も基本的には自主的なものという、あくまで任意団体ということですが、スタートから3年ほど、軌道に乗るまでは町が手助けする必要があるのかなと考えていますということでした。自助と共助によるソフトのパワーを高めることは、大江町民同士のつながりを深めることにもなります。

また、昨年7月の水害では、ふれあい会館での避難所運営もコロナ禍ということもあって、非常に大変であったと思います。高畠町のように、感染症対策も踏まえた各地区の避難所運営の訓練も必要になってくるのではないのでしょうか。

また、女性の視点での避難所運営についても考慮していく必要がありますので、研修においては女性の役場職員、女性の消防団員の資格取得も大いに進めていただきたいと思います。先ほど、職員の方とか消防団員の方の資格研修を考えていく、活用していくということだったので、非常にお願ひしたいと思います。酒田市では今回、今年度、一般の方向けに託児サービスつきの女性防災リーダー育成講座というのを開催されるという案内を出したところ、先着20名すぐ埋まって、また、追加で40名まで受講されることになったそうです。

このようなところからも、まちづくりに積極的に参画する人材がどんどん増えること、より活気のあるまちづくりにつながっていくことも考えられますが、いかがでしょうか。

また、先ほど防災士の助成について、自主防災組織支援補助金や集落活性化支援交付金制度を活用することも可能であるというふうにお伺いしましたが、自主防災組織支援補助金は年度ごとに最大30万円、3年までの条件、また、集落活性化支援交付金についても、既に各区では用途が決まっているものが多いのではないかなと思います。県内では山形市が受講料、その防災士の受講料、受験料、登録料を1回のみ、もう受かる前提で1回のみ実費を助成するという制度がありましたので、お知らせいたします。防災士の資格を取られた方を講師として、さらに町内でも広く多くの方に学んでいただくこともできるかと思います。

住民の暮らしを守るために、少しずつでも防災士の資格取得に当たる補助を町で出していただけたらと考えますが、いかがでしょうか。お願ひいたします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 自主防災組織の設立に向けた町としての支援というふうなことのお話がありましたが、確かに温度差はあるんです。温度差はあるんですが、その地区のお話を聞くと、体制としては、自分の区は区長さんを中心に、改めてそういった組織をつくらなくても、十分にその機能を果たしているの、改めた組織をつくるよりは、現在の区の組織の中で、区長さん、隣組長さんとか、そういった組織の中で対応をしていきたいというような声

も聞きます。

その部分については、私どもの町としては、今までやってきたこととして、規約の作成などについては、もうひな形を出しております。極端に言えば、そこに何々地区とか何々区とかと入れれば、あとは役員の位置づけなりを相談していただければ、規約等はすぐに完成できるような、そういったところのフォローまでもこれまでもしてきましたし、これからもやっていきます。その辺の課題について、住民の方々からの理解を、なぜ防災組織という名前の組織が必要なのか、こういった部分を丁寧に説明していくしかないのかなというふうに思います。

ただ、先ほども言いましたように、自主防災組織として活動する上での課題については、ほぼ大江町の場合については、別の組織でフォローができているという現状があるというふうなことだと思います。

それから、補助など、あとは自主防災組織をつくってのメリットと申しますか、そういった部分については、先ほど議員のご質問にありましたように、補助の制度として年間30万円、3年間で備品や活動やそういった部分の100%の補助があります。そのほかに、消火栓ボックスの設置の補助についても、これも自主防災のあるところにつきましては100%の支援をしますからというふうなことで、そういった要望なりの相談があった場合には、ない地区に関しては、ぜひそういったことを整えていただければ十分な支援がもっとできますからというふうなこともお話をさせていただいています。そういったことと併せて、さらに今後とも丁寧な説明をしていきたいと思っております。

あとは、避難所の件がありました。避難所の部分については、昨年度の場合もそうですが、コロナの感染というふうなことがありますし、健康観察というふうな意味合いも含めて、うちの保健師のほうも受付並びに会場のほうの別室のほうに控えていながら、または避難所の中を回りながら声がけをし、血圧測定などもしながらやってきたというふうなことで、女性目線と申しますか、健康管理というふうな部分でさせていただいているというふうなことです。なかなか避難という、一時的な部分でありますので、プライバシーも含めて完全にそこを確保するということは難しいことではありますが、できるだけその部分は配慮できるようなことで、区画を仕切るとか、そういった部分の資材なども確保してきておりますので、さらにより環境がつけられるようにご意見をいただきながら進めていきたいというふうに思います。

集落活性化交付金については、もう毎年支払い先が決まっているので、新しいことはなか

なかできないんですよというお話をよくお聞きします。その分、補助をさらに上積みしてというふうなこともあるのかもしれませんが、その中で工夫していただく努力も必要なのかなというふうに思います。重点的な配分、通常的な経費の部分、そういった部分、少し工夫をしていただいて、捻出していただければというふうに思います。

あとは、防災士の関係の支援についてであります。その辺、お金のことよりも多分参加する日程の確保といいますか、研修会なり試験を受けたりというふうなことで、忙しい方にとっては、その部分の日程の確保が難しいというふうなことをよく聞きます。防災士の方についてはもちろん、それを専門に仕事をしている方はごく一部だと思いますので、現役を引退されたような方々からのボランティア的な協力を得ながら、そういった方々の資格取得を進めていくというふうなことが現実的なのかなというふうにも思います。ぜひ、その辺、希望者等、これまで、ぜひ受けてみたいという方は残念ながらいなかったようでありました。声かけのものも少なかったのかもしれませんが。議員言われるように、民間の取得とはいえ、知識を深める地域の活動の役に立つ知識でありますので、その辺のところは支援策なども含めて検討してまいりたいというふうに思います。

職員の部分についても先ほど申し上げましたように、できるだけそういったことを積極的に取れるような研修としてやってみてはいかがかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） 確認ですが、今のお話ですと、自主防災組織がない自治区もある。そこはなくても、区長さんを中心にして対応できるからだということだったんですけれども、ということは、そういうもう自主防災組織という名前はない、規約はなくても、そういう連絡協議会みたいなものが立ち上がったときには、参加されるということで町は捉えているのでしょうか。それとも、その団体がなくても、こういうような支援の補助金がなくても、その地区は大丈夫だということなんですよ、きっと。

それで、先ほどの女性の目線という話もありましたけれども、保健師さんが健康管理をしているからとか、区画を分ければとかということはもちろんなんですけれども、ちょっとやっぱり目線があって、なかなか男性には言いにくい問題があったりとか様々あるものですか、女性目線でそういうリーダーシップを発揮する方がいらっしゃった方がいいのかなと思って質問した次第でした。

そうですね。でも、災害がないときに自分たちで、自分たちの暮らしを守るための仕組み

づくりをしっかりとしておくことが大切かなと思いました。先ほどの最後のお話ですと、防災士の日程の確保が、確かに丸2日かかるので難しいかなとは思いますが、手を挙げた方があまりいらっしゃらなかったというようなお話だったんですが、それは一体どこのお話、県に受けた方がいらっしゃらなかったのか、ちょっとお聞きしたいかと思えます。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） まず、自主防災組織と区との関係であります。区があるから要らないということで、その区の組織をもって、それにみなすというふうなことで、今後もつからないというふうな意味ではなくて、進めないというふうなことではなくて、そういう理由が、現在のところは設立までに至っていないということでもあります。その辺のところは、地区の方と区長さんとかと話をしながら、ご理解いただくようなことで、町としては自主防災組織として、規約を持った組織として設立をお願いしていくというスタンスには変わりはありません。ただ、応急的な活動としては、先ほど申し上げた区の機能をもって、代替することは可能だというふうなことの意味合いでございます。

それから、資格取得の件であります。先ほど申し上げましたが、自主防災組織の代表の方に対して、県の資格取得のご案内などは差し上げております。先ほど申し上げた研修会の案内とか、資格取得の部分についてはいかがでしょうかというご案内を差し上げていますが、それに参加して、資格を取ってみたいというご相談がなかったという意味合いでございます。県の講習会であります。研修費等もあまりかからずに、実費ぐらいで取れますので、その辺は先ほど申し上げた日程の確保等の都合だと思いますので、より必要性についてご理解いただく説明活動をしていかなければと思っていますところでは。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） よく分かりました。

先ほどの防災士の資格については、代表の方に案内を送られていたということで、恐らく代表の方以外には伝わっていなかったのかなというふうに思います。それなので、それを周知する必要があったのかなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、2問目に入りたいと思います。通学方法をどのように考えるかについてお伺いいたします。

昨年12月の定例議会で、スクールバスの件で質問があり、教育長からはスクールバスを利用できる範囲は、小学校が2キロ以上、またはそれに準ずる地域との基準があるとのお答えがありました。左沢小学校区では昨年度から月が丘地区、今年度から小見地区が運行対象と

なり、安全・安心な通学となったことで、保護者の方も安堵されていることと思います。スクールバスの工夫した運営により、地域拡大を可能にいただいたことについて、心より感謝を申し上げます。ありがとうございます。

さて、スクールバスの利用できる基準の2キロ以上という文言に対して、小見地区と同様に片道2キロ以上を歩く藤田区の子どもたちから、なぜあの子と同じくらい遠いのに私はバスに乗せてもらえないのと質問されました。確認しましたところ、昨日の答えにもありましたが、現在所有しているスクールバスの台数、定員はもういっぱいであり、今後の少子化を踏まえると、新たにバスを購入することは難しいこと、運転する人員が見つかるかどうか、通学班を崩すわけにはいかないこと、地区ごとで考慮していることなど、様々な問題があり、難しいとの返答をいただきました。

しかし、利用できる範囲の基準を距離で設けている以上、藤田区の一部の子どもたちにはバスに乗る権利があると考えます。さきの子どもの質問に教育長はどうお答えになりますか。

以前もありましたが、子どもたちの背負うランドセルは非常に重たいです。教科書を少し置いてきているものがあるとはいえ、私が持っても大変な重さであると感じます。小さな子どもがそれを背負って大雨の中、大雪の中、猛暑の中、50分近く歩いて現在も通学しています。夏、重いランドセルを背負って汗だくで帰宅した後、数時間動けない子どももいると、保護者の方から悲痛な声が上がっています。実際に、帰宅途中で軽い熱中症になり、ぐったりしている子どもがいたという例は複数聞いています。冬には増加している空き家からの落雪に当たったという子どもさんもいます。

子どもたちが大変な思いをして通学すること、もちろん体力もつくでしょうし、社会性も身につくと思います。徒歩通学は成長にとって必要な基本的なものであるという考えがあると思います。同じ距離を歩いても、体力的に全く問題のない子どもさんもいます。通学方法として子どもも歩きたい、親御さんも歩かせたい、そのようなご家庭があることも事実です。ただ、不安なのは、苦しく大変な思いをしながら通学したと感じている子どもたちが、進学で町外に出た後、大江町に帰ってくるのでしょうか。自分たちの子どもを同じように育てていきたいと思うのでしょうか。

下校時も基本的には学年ごとに下校時刻が違うことから、通学班とは違う同じ方向の子どもたちと帰ることになるのですが、藤田の新しい団地でお友達と別れた後は1キロほど1人で歩くことも多くあるそうです。不審者からの声かけ案件は先日もありましたし、柏陵団地入り口でも数年前にありました。自宅に帰るとき、最終的には1人になってしまうこと、そ



れは仕方のないことなのですが、1人で歩く距離が長いことに大きな不安を感じる方がいらっしゃることに寄り添っていただくことは難しいのでしょうか。

現在の町の状況を踏まえ、今回要望をいただいている保護者の方々と話し合いをしたところ、朝のスクールバス利用は難しいであろうと一定のご理解をいただくことはできました。そこで、様々な不安の大きい下校時だけでも、スクールバスを利用させてもらえないかと切実な声が上がっています。現在、小見地区が加わったことによって一斉下校の際はピストン送迎となっています。そのピストン送迎に、藤田区の希望者を加えていただきたいと思います。教育長のお考えをお聞きします。お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 教育長の答弁を求めます。

犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 今日、公民館に左沢高校生がボランティアに来ておりまして、今日は県の高校総体、県大会ですね。地区大会のときは、いろんな、午後から櫻井議員からもご質問いただいているんですが、コロナの関係で大変な思いをしてどうなるかなと思っていて心配したんですが、通常行われるというので、ちょっと安心をして、また、中学校の中体連のほうも来週行われるということで、その分についても、このままであればいいなというふうに思っておりましたが、高校生の姿が見られたということ、ちょっとご紹介させていただきましたが、ご質問の内容について答弁させていただきますが、単に議員さんからは、バス利用の平等性や運行方法への保護者からの意見の代弁というふうなことではなく、通学の在り方や通学方法を通して、子どもたちの将来の姿や、安心・安全な姿はどうあるべきか、その一つの象徴として、今回ご質問をいただいているのではないかと、質問をお聞きして改めて感じているところであります。

したがって、現状と問題点を訴えるにとどまらず、できる限り同じ視点で解決策を見いだせればというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、通学に対する考え方ではありますが、学校を設置するに当たっては、これは明治期以降の普通教育が施されるようになってからということですが、これまで標準的に小学校は徒歩で、中学校は徒歩及び自転車で通える範囲内に学校が設置されてきたという経過があると思います。その距離については、義務教育小学校の施設費の国庫負担に関する法律施行令というのがございまして、この中に、小学校においてはおおむね4キロ以内、中学校においてはおおむね6キロ以内であることが明記されております。また、文部科学省から出されている公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引において、通学時間については

おおむね1時間以内を一応の目安とした上で、各市町村において判断を行うことが適当という記載がございます。

今申し上げたことを平たく言えば、学校は、小学校4キロ、中学校6キロ以内で徒歩や自転車で通える1時間程度の範囲内であることが望ましいとされていることを、まずご理解をお願いしたいというふうに思います。

そのような考え方の中で、通学手段が徒歩で、通学時間が1時間を超えてしまうような場合は、子どもにおける心身の負担が懸念されますので、徒歩以外の通学手段を考えていかなければならないと考えているところでありました。それが、児童生徒数の減少による学校の統廃合や、その時々々の保護者の考え方などもあり、通学の負担の軽減策として、管理、運行要綱を定めてスクールバスの導入を図り、本町では小学校において2キロメートル以上、またはこれに準ずる地域、中学校においては3キロ以上、またはこれに準ずる地域を遠距離通学としてバス通学を進めてまいったところでありました。国で考えている基準より柔軟に対応できる部分については広げて対応してきたことを、まずご理解をお願いしたいというふうに思います。

最近では、ご存じのように月が丘地区と小見地区を対象地区にいたしました。この要綱において、2キロ以上、または、これに準ずる地域と含みを持たせて規定しているのは、決して権利があるとかないとか、そういうことを表しているのではなくて、あくまでも国の法令や手引を参考に、町としてできる範囲内を、乗せられる子どもたちはできるだけ乗せられるよう、その基準として定めているものですので、対象となる児童の居住地、通学班の関係、高学年か低学年かなどの発達段階、バスの収容能力などから、現行の運行体制になっているのであります。

したがって、教育委員会といたしましても、毎年基準を見直して、できる限り多くの子どもが乗られるよう工夫し、運行体制を見直し、子どもたちが安全に安心して通学できるように努力をしておりますが、結果として、今回のように学校に近い子が乗れて、遠い子が乗れないということが出てきてしまい、不公平感につながっていることだろうと思います。

ただ、毎年見直しを続けても、必ずやそこに乗られる区域と乗れない区域の目に見えない境ができてしまうことに、私たちも心を痛めているのでありまして、その上でどのようにすれば、多くの児童生徒や保護者の考え方に寄り添うことができるのか、非常に悩ましいところでございます。

橋本議員からは一つの案として、まずは下校時だけでも藤田地区の希望者をスクールバス

に乗せられないかということではありますが、現在の左沢小学校の下校時のスクールバス運行についての現状を簡単に申し上げますと、現在はピストン輸送による2便体制で、基本的には1便目が5時間目で終わった学年の子どもたちが乗車し、2便目が6時間目で終わった学年の子どもたちが乗車します。また、曜日によってそれぞれの学年で終わる時刻が違ったり、全学年が一斉に終わる日もあるため、地区や学年を考慮しながら運んでいる状況で、30分以上の待ち時間があることも珍しくありません。複雑な仕組みになっており、簡単にはいれないというふうに聞いているところであります。

ただ、現状はこうこうだから乗せられないということをお願いしたいのではなく、検討の余地は残しながらも、現実的には今の現状では厳しいという状況だけお話し申し上げて、お知恵を借りながら、来年は来年で希望を取るというふうなこととか、あるいは境界が生じて不公平感が出てくるような場合については、やっぱり意見を聞きながら調整していかなければならない。そういった段取りしか、今ではないのかなというふうに感じているところであります。

議員からありましたように、子どもたちが安心して安全に登下校できるために、スクールバスを運用していくということは大切なことですので、運用するに当たり、繰り返しのようになりますが、子どもの待ち時間の問題とか、停留場所が増えるというふうなことによって、逆に、歩くよりも、例えば長く乗っていかなければならないというような状況が出てきたりいたします。そういった課題も一つ一つクリアしながらしなければいけないというふうに思っているところです。

今回、議員からお話あったのは、藤田地区のことだろうと思いますが、藤田地区は範囲が非常に広くて、藤田地区全ての保護者に希望を取るのか、また、行政区、通学単位という考え方を捨てるべきなのか、学年を限定して運ぶべきなのか、内部でもさらに検討させていただいて、不公平感を生まないように配慮していかなければならないというふうに思います。

スクールバスの運行については、現行の体制にこだわるということなく、今後の児童生徒数の推移や、バスの台数、運転手の確保等も含めて、毎年度検討を重ねていかなければならないというふうに考えております。

最後に、議員から不安な点として、苦しい思いをしながら通学をした子どもが、進学で町外に出た後、大江町に戻ってくるのでしょうかというご意見、ご感想をいただきましたが、これは、通学の苦労という一面的な問題に限ったことではないというふうに受け止めさせていただきました。かつては、6年間4キロ近く歩いて通学した子どもが大人になり、人生の

基本は徒歩通学で培ったなどということも聞かれますし、愛郷精神を育むことや、大江町に戻ってくる環境を整えるのは、通学だけの問題に限ったことではないと率直に感じたこところであります。

しかしながら、子どもたちが風雨の中や、酷暑の中を、重過ぎるランドセルを背負って歩き、帰宅後数時間も動けなくなることがあったり、帰宅途中で熱中症になって倒れてしまうなどということはあってはなりませんので、これらの課題については、学校と保護者、そして地域の皆さんとともにそのようなことがないように力を尽くしてまいりたいと、このように考えております。

いずれにいたしましても、議員からいただいたご意見、ご提案を教育活動に生かし、子どもたちが将来にわたって心豊かな生活が送れるように、また、ふるさとを愛する町民を育てることに配慮しながら進めてまいりたいと、このように感じておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） ありがとうございます。

今回の質問は、象徴的といえは象徴的なんですけれども、私は一応選挙で議員になりました、町民の方の声を議会にお届けする、町へお届けするという役目を果たしております。藤田の保護者の皆様はずっと思っていた。ずっと思っていたけれども、言う場所がなかった。言っている場所が分からなかったということで、ずっと思っていた思いを爆発させておられるんですね。小見地区が入ったからとか、そういうことではなくて、もうずっと不安だったと。子どもたちが通学する下校時に大変な思いをしていることがとても不安であったけれども、どこに言っているか分からなかったんだということでお話を伺いました。

この件は何度か教育委員会にもご相談させていただいていまして、簡単にはいかないという事は重々承知しています。それでも、何とか声を、現状を改善するためにご提案を申し上げているところです。

今年ももうすぐ酷暑と呼ばれる夏がやってきます。気象予報で言われる気温というのは、日本では高さ150センチのところの気温だそうです。小さな子どもたちは地面に近いために、予報の温度より高温の中を過ごしていることとなります。特に低学年の子どもたちは、幼稚園、保育園から入学したばかりで、幼稚園、保育園のバス通園からいきなり往復5キロの登下校です。昔その4キロの道のりを6年間という方もいらっしゃるかもしれませんが、今は

また、ちょっと時代が変わってきて、そういう方ももちろん今もいるでしょうし。ただ、今困っているのは、そういう方ではないのかなというふうにも思っております。

高学年は16時過ぎの下校で、気温も落ち着いてきているとは思いますが、低学年は本当に暑い時間帯の下校であることも踏まえて、水筒を持たせてはいます。みんな、学校からの通達もありますし、水筒を持って登下校をしているんですけども、低学年の子どもたちは一生懸命歩く、家に向かって歩く、ただひたすら歩くばかりでお水を飲むことを忘れてしまうことが多いようなんです。そういうコントロールがまだできない状況なんですね。なので、これは幾ら注意されても、言っても分からない、難しいのかなという、コントロールが難しいのかなと思っています。せめて、学童のタクシーの利用のように、気象条件の厳しい真夏、真冬のみでも、せめてまだ体力のついてない低学年だけでも、希望するご家庭の子どもたちを下校時のバスに乗せていただけないでしょうか。再度お伺いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 困り感といいますか、その点については、教育委員会で考えた範囲内、あるいは通学班の問題とか、そういうことが今現実として、その困り感がどれほど分かって、そういうことを計画したのかというふうになったときには、再度見直しをして、どのようにできるものか、もちろん繰り返しになりますが、収容人数、運転手からコースの問題等々ありますので、でも困り感は十分分かりましたし、また、年度替わりのときにはもちろん見直しさせていただきますし、今後夏場を迎える状況、これもあります。冬場もあります。

ということで、例えば学年を低学年だけで区切るとか、そういった方法ができないものかどうかですね。もちろん、保護者の方の意見も入れないと、1年間もスタートしてしまいましたので、難しいところがございますけれども、そういう状況を伺いさせてもらって、総合的に、もう一回検討する余地はあるというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） ありがとうございます。

上のご兄弟がおられる保護者の方が、10年近く学校にバスの利用を訴えてこられた方もいらっしゃるということでした。ただ、藤田区は人数が多いからということで、もうすぐに分かりましたというしかない状況にあったということで、希望者の人数にもよりますけれども、子育てタクシーを乗り合いで利用することもできるのではないかと保護者の方の提案もありました。子どもからお年寄りまで、誰もが笑顔で過ごせ、住んでよかったと感じられる

夢のある町を目指す大江町ですが、誰もが笑顔で過ごすことは本当に難しいことなんだと感じているところです。

今までの件、お聞きになって町長はどのようにお感じになりましたか。お伺いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 事前通告にはない突然のご指名でございますが、全体を今のやりとりを聞いての感想はどうかというお尋ねなのかなというふうに思います。

事務的な部分で、物理的な部分でやれるところまで精いっぱいやっていると思って、今は教育委員会のほうで対応しているものだというふうに信じています。なので、余力があつて、だけれども、そこはできないのよと、そんな感じのことではないということはまずご理解いただきたい。あとは、方向性を少し変えて検討してみたら、こういうこともできるんじゃないか。そういうアイデア、あとは物理的な部分、少しお金をかけても、そこは保護者との協力の中でやる方法は、こういう方法だったらやれるのではないかというアイデア、そういったものも今後相談させていただきながら対応していく、こういったことなのかなというふうに思います。

今すぐ、じゃ帰りのスクールバスのほうを対応するようにやりたいという気持ちは満々です。しかし、それは物理的にちょっと厳しい状況だというのは、今の話の流れの中で、そこは十分伝わっているのかなというふうに思いますので、ぜひ頑張っていきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） 私も何度も何度もお話しさせていただいて、教育委員会とは今のベストを尽くしているんだ、これ今頑張っここまできているんだということはもう重々にお聞きしております。ただ、住民の方の希望というか、住んでいる方がどれだけ不安に思っているかというのを、やっぱり現状を知ってほしいと、まず保護者の方がおっしゃってまして、現状をまず知っていただいて、町にできれば対応していただきたい。お願いしたいということだったので、ぜひとも今の返事を聞いて、皆さんも分かっていただけのかなとも思いますし、ぜひともよろしくお伺いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（菊地勝秀君） これで、橋本彩子さんの一般質問を終わります。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

◇ 宇津江 雅 人 君

○議長（菊地勝秀君） 一般質問を続けます。

次の一般質問は、一問一答方式で行います。

7番、宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 7番、宇津江です。

質問に入る前、冒頭であります、一言述べさせていただきます。

この質問の題名、ヤングケアラーにつきましては、ほとんど世間に浸透されておられません。そこで、5月20日木曜日、大江中学校の教頭先生にこのヤングケアラーにつきまして電話で問合せをいたしました。現代において生徒から特に困っているというようなことは聞こえてこないということでした。また、後日、教育長及び教育文化課長にも面会を申し入れ、お聞きしましたところ、現在はそのような状況は見当たらないということでした。しかし、あえて将来にわたり、生徒の家庭環境でヤングケアラーのようなことが見られないという保証は100%はないということを前提に質問いたします。

それでは質問に入ります。

5月17日のNHKニュースで、ヤングケアラーのことが放送されました。英語の表現なので、何のことかと思いましたが、ひとり親の家庭で、親が病気で、家事などができる小学校高学年の次女が、御飯のお米をとぎ、準備をしておりました。また、中学校1年の長女が、まな板で包丁を手に料理を作り、母親を面倒見ているニュースでした。学校で授業を学び、友達とスポーツや遊んだりする時期に大変だなど思う以上に、何か手助けなどできないものかなどと心境となり、質問に至った次第であります。

ヤングケアラーという言葉は、イギリスが発祥の地で、1980年代後半より国を挙げて支援に取り組んできました。介護するに当たり、子どもの教育を受け入れる権利が奪われてしま

うという危機感から、率先して実態調査と対応策が取られてきました。概念的には、家のお手伝いをする子どもと混同されやすいのですが、それとは違い、大人が担うようなケアや責任を引き受けるという点が違います。例えば、料理や洗濯、掃除などの家事のみならず、入浴やトイレの介助、薬の管理や着替えの移動介助など、場合によっては兄弟の、例えば保育園への送りとか、迎えとか、こういったことなども、精神面のサポートなどを担っている状態です。

このように、家族の世話、介護、感情面のサポートなど行っている18歳未満の子どもをヤングケアラーと定義されているようでもあります。そこで、厚生労働省と文部科学省は、昨年の12月から今年1月にかけて、初めて公立の中学校1,000校と全日制の高校350校を抽出して、2年生にインターネットなどでアンケートを行い、合わせておよそ1万3,000人から回答を得ております。4月12日に調査結果が公表され、世話をしている家族がいるという生徒の割合は、中学校では5.7%でおよそ17人に1人、全日制の高校の生徒が4.1%、およそ24人に1人ということでした。かけている時間は1日の平均で、中学生は4時間、高校生は3.8時間で、7時間以上費やしている生徒が1割を超えていたということです。

また、やりたくてもできないことを複数回答で尋ねたところ、中学生では特にないという回答が約6割でありました。一方、自分の時間が取れないが20%、宿題や勉強の時間が取れないということが16%、睡眠時間が取れない、友人と遊べないがいずれも8.5%、また、進路の変更を考えざるを得ないか進路を変更したという生徒が4.1%、学校に行きたくても行けないと答えた人が1.6%でした。一方、肝腎な相談した経験がないという生徒が中高校生とも6割を超えています。その中で、誰かに相談するほどの悩みでないからという理由が最も多く、相談しても状況が変わるとは思わないという回答が続いています。

アンケートを行った国のプロジェクトチームの調査結果を踏まえ、自民党ケアラー議員連盟は5月11日、ヤングケアラーのいる介護家庭を支援するため、福祉や医療の窓口につなぐ人材の育成などを国に求める要望書を、孤独・孤立担当相、これは世界でイギリスに次いで2番目の省を設置しています。に提出しています。なお、厚労省の山本副大臣は、この調査結果を踏まえて、子どもらしい生活を送れず、誰にも相談できず1人で耐えていることを想像すると、胸が締めつけられる思いです、ということを行っています。また、加藤官房長官は、ヤングケアラーは表面化しにくい構造になっていて、支援を検討するに当たっても、その実態を把握することは、まず重要な、今後、プロジェクトチームにおいて調査結果を踏まえ、支援に向けた論点や課題などを検討していくということを記者会見で述べております。



要望書につきましては、1つは、教職員や専門職が状況を把握し、支援につなげるよう人材育成を行う。2つ目は、ヘルパー派遣などの生活支援サービスが提供される自治体に周知する。3つ目は、地域の相談支援センターの機能をNPOや市民団体が担える支援をすることなどを求めています。

このヤングケアラーにつきましては、主に都会の生徒を話題に取り上げていますが、家庭生活を営む上におきましては、都会も地方も境界はないと考えておりますので、そこで町としても他山の石ではなく、健康福祉課や教育文化課などが連携を取り、対策を備えておく必要があると考えます。実態を把握し、必要に応じてサポートする必要が考えられますので、主に中学生や小学生の高学年を視野に、次の点について質問いたします。

1つは、ヤングケアラーについて実態を把握しているのか。2つ目は、ヤングケアラーとなった子どもにどのような影響があるかと考えるか。3つ目は、これまでにヤングケアラーと思われる事例はあったのか。4つは、相談できる手段や窓口はあるのか。5つ目は、実態を把握するにはどのような方法があるか。6つ目は、必要に応じた支援はどのように行うことができるか。この項目についてお伺いしたいと思います。

子どもの成長期に、家事や家族の介護に追われるようでは、学業に悪影響を及ぼすことは想像に難くありません。遅刻や宿題忘れ、欠席ばかりではなく、部活動に参加できなくなることによる体力健康面の影響や友達と遊ぶ時間が奪われる、コミュニケーション能力の欠如につながる可能性なども考えられます。ある大学教授の話によりますと、今回の調査結果について、「一定の割合でケアをしている子どもが全国的にいることが分かった意義は非常に大きい」と話しています。また、「ヤングケアラーという言葉が浸透していない中で、自分が該当すると理解していない子どもも多く、氷山の一角ではないか」と指摘しております。

最後に、ヤングケアラーにつきましては、現況とはかけ離れているかもしれませんが、日頃から教育と福祉の連携を取り合いながら、子どもの理解者となり、話を聞くことが重要であると考えます。

以上、壇上から質問いたします。

○議長（菊地勝秀君） 教育長の答弁を求めます。

犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 宇津江議員のご質問にお答えをいたします。

今回、ヤングケアラーということで質問に取り上げていただきましたが、大変私も不認識で、きちんとしたヤングケアラーというふうな言葉の意味や、その持つ内容等々、きちんと

つかんでいないという実態がございました。5月のたしか16日のクローズアップ現代だったように思いますが、そこでヤングケアラーのことが取り上げられて、中に40代の男性の方が、結局、気づいたときにといいますか、自分の親が病気を持っていて、それをずっと見なければならぬという状況を、誰にも話せないような状況があつて、気づいたときにはもう40歳になっていたと。就職もできなかつたし、何とかコンビニで働くんですね、その方が。だとしても、普通の子どもが成長していくというふうな過程の中で、そのヤングケアラー、言葉自体も本人はヤングケアラーという言葉自体も意識をしないでいたかのように、私は受け取ってしまいましたが、そういう状況があつたということで、びっくりをいたしましたし、ただ今、宇津江議員さんの資料の中に、数字としてはびっくりするくらいの数があるということで、これまた、認識をしていなかったということで、私自身反省をしております。

文部科学省においては、令和3年5月17日に、ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告というのが資料も公開されておまして、これによりますと、現状と課題が何点か挙げられておりました。

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることから、表面化しにくい、福祉、介護、医療、学校などの関係機関における、ヤングケアラーに関する研修が十分でなく、現状把握も不十分である。ヤングケアラーに対する支援策、支援につなぐための窓口が明確でない。ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気づきにくいなどが挙げられております。そして、今後、取り組むべき施策の第1点目に、早期発見、把握として、福祉、介護、医療、教育等機関、関係機関などのヤングケアラーに関する研修、学ぶ機会の創設と現状把握の推進が掲げられております。

学校ではヤングケアラーということに対して、議員さんも中学校のほうに問合せをしていたようにありますが、どういうふうな取組をしているかということについては、子どもとの面談、担任を通しての面談や日記のやり取りなどを行いながら、子ども理解に努めるということは日常的に行われているということだというふうに思います。また、いじめや虐待を事前に察知するために、日頃の子どもの言動や身なり、表情をよく観察して、子どもの変化に対するアンテナの感度を高めるということが日常的な活動として行っているところであります。

表面化しにくい、分かりにくい、ましてや家庭という閉ざされた空間でのことでありますので、なかなか現状をつぶさに把握しているかどうかということ、今回、議員さんが質問に取り上げていただいたということや、あるいは、番組の影響などもあつて、ようやく認知がさ

れてきたのではないかなというふうに感じているところであります。

実は、5月21日に文部科学省初等中等教育局児童生徒課から各市町村の小中学校長宛てに調査が入りました。これはヤングケアラーに関する調査であります。町ではそれを受けまして、5月28日に調査を行ったところ、本町ではゼロという回答でございました。これは1つ目の答えであります。ヤングケアラーについての実態の把握という意味では、調査という形で、初めてだと思います。行われたという事実がございまして、日常の子どもの変化については、先ほど申し上げたような形で行われているということをご理解いただきたいというふうに思います。

2つ目のヤングケアラーとなった子どもにどのような影響があるかと考えるかというふうなことでありますが、家族の世話や家事の負担が子どもに多くのしかかれば、身体の疲労が生じて勉強ができなかったり、精神的に不安定になることは考えられますし、先ほどのクローズアップ現代に出てきた、まさにあの男の方などは、自分が教育をきちんと受ける権利が侵された、あるいは奪われた典型である。それが負の連鎖を生んでゆくというふうなことになる、やっぱり大変大きな問題ではないかなというふうに感じたところであります。

3つ目のこれまでにヤングケアラーと思われる事例はあったのかについてですが、ここ5年ぐらいではそう思われるような事例が学校から上がってきたり、関係機関から報告を受けたりしているものはありません。これも、よくよく考えれば、実態が表面化してこなかったということにつながるかもしれません。もっと吟味する必要があるだろうというふうに思います。

4つ目のヤングケアラーが相談できる手段や窓口はあるのかについてですが、ヤングケアラーに特化した相談窓口は今のところありませんが、様々な相談窓口を活用することは可能と捉えております。教育委員会で行っております町の教育相談の活用、相談員の活用もできますし、また、県内でも教育相談ダイヤル、子供SOSダイヤル、ふれあいホットライン家庭教育電話相談などの活用、そのほかにも、全国規模で行われている、子どもの人権110番なども活用できるというふうに思いますが、表面化してこなかったということ、それから、相談できにくい状況というのはやっぱりあるので、こういう相談窓口があるからといって、安心しているというふうなことにはいかないような感じであります。

それから、町の中ではケース会議というのを行ってございまして、これは月に1回、学校、教育委員会、健康福祉課、それから民生児童委員さん、それから警察の関係の方が集まって、子どもたちの実態について、心配な子どもたちのケースを挙げながら協議をして、何か支援

ができないかということでもしております、これは例会として持っているというふうなことのほかに、何か事がありますときには、すぐ動けるような体制を取っているというふうなことでございます。

ヤングケアラーに関しては、現在少しずつ世間的な認知度が高まってきたという状況であり、今後どのような形になっていくのか、注意して見守ってまいりたいというふうに考えております、緒に就いたばかりというところが、実際のところであります。とにかく、日々の子どもの様子にアンテナを高くして、子どもたちの様子に注意を払うということが何より大事だと思いますので、学校と連携を取りながら進めてまいりたい、このように思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 1番目から6番目の項目につきまして、答弁いただきました。それに順次従ひまして、上の方からちょっと1つずつお伺ひしたいと思ひます。

1番目の実態の把握につきましては、つい最近、文科省からそういう問合せがあつて、調査結果を出していると、5月28日ですかね。というふうなことをお聞きしますので、その結果、当町はゼロ、誰もいないというようなことをお聞きしまして、変な意味で安心したというか、そういうほつとしたということでもございますが、その以前に、何回か文科省のほうで、全国のこれは要保護児童対策地域協議会というんですかね。これは本町にもこういう協議会あるわけなんですけれども、こういう全国の協議会に対し、アンケート調査を依頼していると。これは、令和元年について県のほうに文書を渡していると、県のほうから管内市町村に周知していただくようお願いするというようなことだったと思ひます。その後、今年、1月25日から2月26日にかけて調査、これもこの協議会に対して調査を依頼しているというふうなことであります。

これによると、ヤングケアラーというものの認識、言葉のいわゆる浸透、知れ渡るといふか。これは、元年度が40%ぐらいだったんですけども、今は8割近く知れ渡っているというふうな調査結果があります。ヤングケアラーと思われる子どもの実態はほぼ変わらない。元年度も、3年度、今年も約30%とほぼ変わらないというデータが得ております。

次、2番目のケアラーとなった子どもの影響ということで、全く教育長の答弁のとおりだと思ひます。疲労の蓄積とか、健康がよくないとか、学業に影響があるとか、こういったことは、このように私も思ひます。それから町では今までこういうケアラーになった方は見当たらないというふうなことであります。

しかし、ケアラーという基準ですけれども、これは非常に何か難しいような気がするんですよね。私たちが昔で小学生とか、中学校1年のときは、親の手伝い、いろいろ御飯炊いたり、何だ、食事とか、そういうことをやった記憶はあるんですけれども、これは単なる手伝いであって、ケアラーでは何でもないんですけれども、この基準ですけれども、非常にこれは難しい。

その基準となるのは、やはり第一番と考えるのは、勉学に影響する、学業、授業ができない、授業というか成績がちょっと落ちてきたとか、そういったものだとは私は考えているんです。ケアラーのいわゆる基準とか、線引きとか。ですから、部活もできない、勉強もできない、成績も落ちてくると。場合によっては、例えば、中学校3年生が成績いいんだけど、高校受験が断念せざるを得ないとか、こういうことになってくるんですけれども、そういった基準を私なりに考えているんですが、これについてちょっと、一言お願いしたいのですが。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） やっぱ一番は、今、宇津江議員さんの質問の内容の中に挙げられた、教育をきちんと受ける権利が奪われる、あるいは阻害されるということが一つの基準だろうというふうに考えます。考えようによっては、例えば、自分がうちの中でこういう親が本当はしなければならぬのだけれども、それを自分の立場でうちのためにしているということが、ある意味、良く働く場合もあるような気がします。自立という意味でですね。

ただ、そこには宇津江議員さんも感じておられるように、うちでの自分の活動というのが、そのうちのためになる。それは、自分の教育される権利が奪われるということとは、やっぱり違うことだろうと。その部分がやっぱり一番ポイントなんではないかなと。うちのためになること、親のためにしなければならぬような状況になったときに、自分が自立のためにそれは必要なんだというふうに思えるのか、あるいはそれはもう全くそういうことではなくて、自分に負担が重くのしかかって、教育される権利、自分が教育を受ける権利が奪われるということが、やっぱりその兼ね合いといいますか、そのポイントがやっぱり大きいのかなというふうに感じているところであります。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 失礼しました。ありがとうございました。

私もそのようなことが、大体、基準とか、そのようになるんじゃないかと思っているわけであります。

そこで、4番目のいわゆる相談できる手段、窓口ということでございます。なかなか、学校の先生、担任の先生、面談とか、こういう中で打ち明けられないというようなことも出てくるかも、中にはあるかもしれません。それで、これは教育課のほうから聞いていただいたんですが、例えば、県の教育委員会ですか。県からのほう、スクールカウンセラーとか、場合によってはスクールソーシャルワーカー、こういう専門的な方、教育心理とか、福祉面のワーカー、こういった方が、月に何回か来ていただいているというようなことですが、これは何回ぐらい来ていただいているかお伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 中学校のほうにSCと、いわゆるスクールカウンセラーの方を配置しております、常勤ではございませんが、月にはっきりした数は分かりませんが、週に1回程度来られている、状況を見ておられると。そして、不登校や不登校傾向の子どもさんおられますので、そういった子どもさんとの面談やカウンセリングを行っているというふうに聞いております。だから、これを、こういう方を介してというふうなこともあると思いますが、事の問題といたしますか、感じるのは、中学生ぐらいに発達してしまうと、小学校の場合ですと、もうちょっと子どもの様子から分かりやすいんですが、なかなか表面化しない。特に、不登校傾向があるとか、そういうふうな子どもさんでなくて、いわゆるヤングケアラーをうちでしているというふうなことが、これはほかの事案と違ってなかなか分かりにくいというところが一番問題なのかなというふうに感じます。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） こういう専門的な相談員というか、こういったことは具体的に中学校のほうには置いていないというふうなことで、県のほうから出向いてやっていただいているということなんですけれども、この件に関しまして、国、国というか文科省とか、そういったところはスクールカウンセラーとか、ワーカーによる教育相談体制の充実ということで、予算、令和2年度は67億だったのが、今年度は72億に増額していますと。それだけ、地方というか、どちらかといえば、都会、大都会、あちらのほうの地域が、そういった見られるからこういう対策を講じているというふうに、私は感じているわけでございます。

それで、次に、5番目の実態の把握をするには、どのような方法があるかということなんですけれども、確かに、アンケート調査とか、そういったものも非常に分かりやすいかもしれませんが、やはり日常的にはいわゆる我々で言う隣近所というか、いつも生活している隣近所の、また、民生児童委員さんのお話とか、そういったことが一番早く、もしそういう方

がいらっしゃれば情報をもらって、学校なり、健康福祉課なり、そういったところに連絡ができるんじゃないかと私は思っております。ですから、まずは早期発見していただき、そして、早期に支援の体制を取る、これがやっぱり重要ではないかと思っております。

ただし、ヤングケアラーというのは様々なパターン、いろいろ考えられると思います。ちょっと経済的なこととお話ししては申し訳ないんですけども、例えば、東京ではどちらかといえば、ひとり親のお子さん方々というか、そういった方が約50世帯ぐらいあるとお伺いしているんですけども、そういう方々の中で、例えば、経済的に生活面で厳しいというようなことであれば生活保護とかで、健康福祉課であれば福祉係が主に担当されると思います。そのほか、お母さんとか病気で、ちょっとやっけてできないと。寝たきりということはないかもしらんけれども、そういったことになれば、介護、ヘルパーさんを頼んだりすることも必要かも分からない。

そうならば、地域包括支援センターさんのほうにお願いするとか、また、中には、そういったお子さんが、こういうことはないと思いますけれども、児童虐待というんですか。ネグレクトというらしいんですけども、そういった場合が散見される場合は、見られる場合は、子育て支援推進係からとか、いろいろケースがあるわけでございます。そういった、やっぱり、教育課、教育分野と福祉分野、情報をマッチングさせて子どもを支えていくというようなことが大事だと私は思っているんですが、これについてちょっと教育長、答弁されましたので、町長、どのようにちょっとお考えか、一言お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） このヤングケアラーの問題について、このご質問を初めて見させていただいて、読ませていただいたときに私感じたのは、やはりこれは学校だけの問題として取り上げるものではないし、発見する機会としては、私は家庭の環境のことをよくご存じの近所の方とか、民生児童委員の方とか、そういった方々が発見の機会になるのかもしれないし、日常的に学校のほうでその子どもの姿、様子を見ながら、そこに気づくというふうなことがあるのかなと。そういうことを考えたときに、今議員さんのほうからもありましたが、これまでネグレクトというふうなことでの対応もありました。そういったことと少し似ている部分があるのかなというふうに思います。

先ほど、教育長のお話の中で、ケース会議という話がありました。これは、学校、教職員、そして民生児童委員、場合によっては様々な関係機関のほうからご相談に乗っていただくようなことを一つのケースとして検討していただく会議だったはずで。そういうところの場

で共通認識を持ち、それぞれの立場からアドバイスをもらい、解決策を見いだしていくというふうなことができるのかなというふうにも思います。教育委員会、そして福祉部門、あるいは、地域の民生児童委員の方もそうです。場合によっては、警察とか、そういった部分のお力も借りる。そういったこともしながら、連携を図って進めていくことが必要だというふうに思いますので、学校現場だけで解決できる課題ではないので、福祉部門の行政担当の私どもの所管の中でも、十分に協力をしながら進めていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 最後になりますが、質問の前に、現在は見当たらないと。いわゆる、おりませんというようなことですが、こういう将来、今後見当たらない保証はないということを前提に質問させていただいたわけなんですけれども、やはりそういった子どもたちがおりましたら、やっぱり、下から支えていき、勉学に十分に専念できるような環境づくりとか、また、そういったものに体制を整えていかなきゃいけないというようなことを思っておりまして、一人のケアラーも見落とさなく、対処していく必要があると思います。そういうことで、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（菊地勝秀君） これで、宇津江雅人君の一般質問を終わります。

1時55分まで休憩します。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時55分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

◇ 櫻井和彦君

○議長（菊地勝秀君） 一般質問を続けます。

次の一般質問は、一問一答方式で行います。



4番、櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 4番、櫻井和彦です。

大江町在住の小中学生に対する新型コロナウイルス感染症対策及び百目木地区、前回の水害のところの状況について質問を行います。

おとし、中国の武漢で発生し、その後、世界中で感染拡大している新型コロナウイルス感染症、この新型コロナウイルス感染症が原因で、山形県でも、複数の高校でクラスターが発生しております。これは大江町における、小中学校でも起こり得る可能性がないとは断定できません。政府は今年5月11日、現在は16歳以上が接種対象のアメリカファイザー社製の新型コロナウイルスワクチンについて、12歳から15歳にも拡大するように手続が進んでいるということ明らかにしております。実際、アメリカでは、アメリカ食品医薬局、FDAが5月10日に12歳から15歳の接種許可を発表しております。また、ファイザー社では生後6か月から11歳までの臨床実験、治験も段階的に進めております。治験というのは、薬を開発して最終的に認可する前に、直接人体に投与して、その効果及び副作用等を確認するものであります。私も以前、大学病院で治験に参加しました。

ファイザー社では、日本での12歳から15歳までを対象とした治験を実施しておりませんが、様々なデータを基に判断すれば、様々というのは国内の医療従事者、または65歳以上の実績、副作用、効果、あとアメリカでの12歳から15歳までの治験の結果、それを基にして判断すれば、国内での新たな治験を求めずに、対象年齢の拡大を図る見通しも考えられます。ただし、その時期は未定であり、変異株の感染が広がっている状況下、子どもたちの感染例が増えており、重症化したり、死亡したりするその事例が現実起こっております。極めて深刻な状況であり、学校内での細かな状況が分からない保護者としては、毎日不安な気持ちで子どもたちを送り出しているのが本音であります。

質問の概要としては以上であります。細部の項目について大江町の教育長として、どのような対策を考えて指導しているのか、向こうの質問席から1問ずつ伺いたいと存じますが、議会運営上の都合もありますので、まず1問をこの席で。

1番、授業などの学校生活はどのように指導しているか。先日、昨年秋以降、見合せとなっておりました左沢小学校での読み語りが半年以上ぶりで再開されました。生徒さんたちの笑顔を見て、こちらのほうが元気をいただきました。

まず、入って手指、手及び指、マスクの確実な着用、これはサポーターも生徒もであります。そして、非接触型の自動体温測定器で体温を確認する。そのほかに、今までは学校に行

くと子どもたちがわーっと寄ってきて、かーくん、かーくんと言ってくれたんですけれども、今回は子どもたちがあえて近づかない、近づくんだけれども、距離を置いて声をかけてくる。それぐらいに学校のほうで指導しているのかと思って、これはすごいやという感じがありました。寂しいのではなくて、そこまで徹底して指導して、毎日を送っているのではないかという感じがありました。ただ、これは一日だけ、僅かな時間だけしか分かりませんでしたので、実態というものを教育長のほうから教えていただきたいと思います。

壇上での質問はこれで終了させていただきます。

○議長（菊地勝秀君） 教育長の答弁を求めます。

犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 新型コロナ感染症関連のご質問ということで、ここ二、三日1桁というふうなことで、少し安心といいますか、でも、まだまだ予断の許されない状況だというふうに思います。各学校においても、4月末の学習参観、PTA総会を中止しておりますし、また、左沢小学校伝統の相撲大会、これは肌と肌との接触というふうなことが基本の競技でありますので、これについては中止をするというふうなことで、変わって運動会を本郷東と左沢小学校が今週実施するというふうな状況になっております。

今、櫻井議員さんから学校に行つての子どもの様子と、それからどんな対応しているかということも述べていただきましたが、町の教育委員会として、昨年度より、独自の学校の行動基準というのを設けておりまして、感染レベルに応じて学校が行う対策を基準として設定しております。それに基づいて各学校では対応しているわけですが、当然、各学校の規模も違いますので、細かな部分については各学校の判断で対応しているところですが、現在は村山地区が感染レベル4というふうになっております。各学校ではレベル4に応じた対策を講じているところであります。

例えば、具体的には身体的な距離をできるだけ2メートル程度取る、最低1メートルは取るというソーシャルディスタンスの関係、それから、感染リスクの高い活動、例えば合唱等を行わないというようなこととか、これも文科省の基準がありますけれども、文部科学省から出されております、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルというものを併用しながら対応をしているという状況であります。

小まめな手指の消毒、非接触型の自動体温測定器、それから家庭と連絡を密に取って、熱があるというふうな子どもについては、状況を把握して登校を控えてもらうというふうな措置とかも行っておりますし、マスクの着用、これもございました。それから、今回の補正予

算に上げさせていただいておりますが、学校の自動水栓化ということで、水道の蛇口を自動水栓にして、手を触れないような形です。できることは、なるべく子どもたちの安全、健康を守るという意味での対応はしているというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 4番、櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） ありがとうございます。

コロナの発生が確認されてから、保護者も、父兄も含めて、サポーターも含めて、なかなか学校に行く機会がなくて、半年以上ぶりに行った時点で徹底していることはすごい感じました。先生たちも物すごい気を遣っていただいて、子どもたちの行動を制限するのではなくて、優しく見守ってやっているというのがよく分かりました。全体的として、学校の活動としては、教育長なり各学校の校長先生たちの指導が徹底しているなという印象は受けました。

ただ、やっぱり、父兄の方たちがよく分からないので、実は、この議会、こういう議会を直接傍聴される方というのはなかなか多くないんですけれども、ネット中継とか、これを見ている方が物すごい多いんですね。それを見て安心できるような回答をいただければ、子どもさんたちを預けても大丈夫かなという気持ちになると思うので、これからまた、一つ一つ細かに聞いていきたいと思えます。全体としてはそういうことですね。

2番の部活動、運動関係ですね。高校の感染拡大は、いろんな試合等の更衣室、あとは食事関係なんか関係しているらしいです。更衣室での感染が多い。言っているのは、活動に支障がない限り、常時マスクを着用するという事なんですけれども、やはりなかなか難しいこともあります。例えば、もう不織布でやった場合に激しい運動をした場合には、なかなか呼吸に酸素がうまく取れない。剣道なんかは前垂れのような感じでやって、自分の唾液が飛ばないようにやるという。前はそんなことなかったですよ。物によってはフェイスガードみたいなのがあったりするんですけれども、夏場できないんですよ。そのほかのいろんな活動、例えば、小学校であれば、先ほど合唱を行えないというところも、部活動ではないですが、マーチングバンド何かありますよね。それとか、あと、中学校のほかの部活、そこら辺はどのような指導をされておりますでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 部活動全般について申し上げますが、櫻井議員さんのお話の中で、高校のクラスターといいますか、村山地区の高校総体の中で、やっぱり控室などが一緒になった、あるいは昼食を共にしたというふうなことが、感染につながったというふうなことが

あって、非常に神経をとがらせている状況でございます。

先ほど橋本議員の質問の中にもちょっと冒頭触れましたが、現在、県の高校総体が行われているということで、かなり気を遣いながらしていることと思います。今後、各地区の中体連が来週行われる予定でありますので、その辺のことについてもちょっと触れさせていただきますと、空き教室で着替えをするというふうなこととか、あるいは昼休み、密にならないようにも考えているというふうなこともございまして、大江中の場合も、部活に入る前に、子どもたちは着替えをするわけですけれども、更衣室などはなるべく使わないような形で、空き教室を利用しての着替え、また、昼休みにもう着替えをしてしまうというふうなことで、密にならないように対応しているというふうなことでございました。

部活動についても細かな行動基準などがありまして、一つ一つの競技についてこんなふうにしなさいよという、全て列記されているので、詳しくは申し上げられませんが、そういう、例えば合唱部の活動でありますとか、あるいは、先ほどお話のあった剣道、柔道のやり方とか、そういうふうなのは決まっているんですね。それに基づいて行っているという状況があるというふうに思います。

また、県より、感染状況によって、中学校等における新型コロナウイルス感染症に関する部活動の対応というふうな文書も流れておりまして、この通知に基づいて中学校では部活動を行っているということでもあります。

各種大会、これはその後ですかね。そうですね。ということで、ガイドラインが事細かに出されているということ、それから文科省の通知がある、県教委でも流している。今回もこんなことがございました。先週でしょうかね、先々週になるでしょうか。やっぱり、先ほど申し上げたようなクラスターに関わるようなことがあって、高校の練習試合等も禁止ということがあった際に、中学校の部活も、中体連が目の前にあるわけですので、どうしようかということで、非常に悩んだ時期がございましたが、県教委からの通知があって、土日の交流試合、対外試合はやめるというようなことが急遽出されたりしまして、毎日どんな通知が来るか、あるいは中学校でどういう対応しようかということで、日々悩んでいるようなことがございます。

ただ、今の状況ですと、そういう通知を守りながら中体連を行うということで、西村山では進んでいる。恐らく、ほかの地区でも進んでいるというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 上からの規約に基づいて、指導に基づいて、それを遵守しているとい

うことで、安心してやっている。やらしているということによろしいですね。ただ、安心といっても安心はできないんですけれども、心配より上に心配事のかぶせていって、不安要素を排除していくような形でお願いしたいと思います。

次に、各種大会やイベントへの参加及び実施。先ほど、相撲大会が見合せとなったということですね。そのほかに、今度の土曜日、左沢小学校の運動会があります。大江中では夏休み終わったら飛翔祭が待っています。こういう、参加や実施をする場合に、控室を別々にするということもありました。今は父兄なんかも参加見合せているので、無観客にするなどの対策強化も結構講じている。体温測定や過去の行動履歴なんかも徹底している。応援は声を出さずに行うということもありますよね。休憩時にはマスクを外して会話はしない。食事中は話をしない。結構いっぱいあるんです。そのほかに、今後修学旅行も控えております。そのほかに、私のホームグラウンドの天栄村での英語の体験指導なんかもありますが、そこら辺まである程度、いろいろ考えてやっておりますか。現時点でどのような考えでやっているのでしょうか。教えてください。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 修学旅行、大イベントですね。子どもたちにとっては、本当に修学旅行というのはもう外せない、とても大事なことだというふうに思いますし、通常、年度初め、どこの中学校も4月から5月にかけて行われている。状況が状況でしたので、大江中学校の場合は修学旅行については秋に延期をいたしました。方面としては、岩手方面を考えております。それから、小学校については、本郷東小学校も左沢小学校も9月中に計画されておまして、本郷東小学校は庄内方面、左沢小学校については、例年と同じなんです、会津、日光方面を予定しているようであります。

それから、英語研修ということで、福島県の天栄村のブリティッシュヒルズに、これも春に予定をしておいたわけですが、これについてもなかなか今の状況では父兄の理解も保護者の理解も得られないというようなこともあって、これも秋のほうに延期をして実施する予定でおります。留意事項等々いろんなことがございますけれども、それを順守しながら、何とかさせてあげたいという気持ちでいるところであります。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 学校生活の修学旅行というのは、物すごい記憶に残っていて、大体がいい思い出ばかりなんです。夜になると枕投げやったり、いろいろやるんですけれども、なかなか先生も24時間ずっと監視じゃなくて、見守りするのも大変だと思いますけれども、万

が一のことを考えていろいろやっていただければと思います。

あと、天栄村でもブリティッシュヒルズ、もし駄目であれば、前にも言ったんですけれども、町内の柳川温泉のところにある施設を使って、ALTと、あとは英語のできる副町長なんかも含めて、いろいろ1日やるとか、人数もそんなに多くなくとか、方法もあると思うんですよね。昨日のやつで、町立の保育園が年に4回ぐらい、あそこ行っているということなんで、小学校、中学校というのはあまり行っていないような感じするんだよね。ただ、私なんか左沢で生まれたんですけれども、なかなか向こうに行く機会がなくて、子どものころは、徒歩ぐらいしかなくて、後はリアカー引っ張っていくかなんて、そういう生活ではなかったんですけれども、やっぱり向こうのほう、自分の地元を知ってもらおうということも必要だし、自然の中に住んでいて自然を知らないというのが、結構左沢の町の人なんですよね。だから、そういうこともいろいろ考えて、ちょっと何とかいい方法で乗り切られるようなこともできないでしょうか、考えとして。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 七軒柳川、やまさあーべのようなもの、本郷東小学校では例年、やまさあーべに行っているんです。学校の校長先生のお考えでいろいろ組み立てられるというふうに思いますけれども、考えていますと、左沢小学校については、柳川七軒、そちらのほうへの学習、詳しいことはちょっとつかんでいないので、何とも申し上げられませんが、機会があれば、やる機会もないわけではないし、担任の先生方の考えでいろいろできるというふうなこともありますので、その辺は学校にお任せして考えることができるんじゃないかなというふうに思っているところであります。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 結構、施設的にやまさあーべ広くて、例えば、屋外テントでなくても、体育館の中にテント設営もできる感じなんです。そういう体験も結構いいんじゃないかと。私なんか、によろによろしたのが苦手で、漆に弱いんで、なかなか山に入れないうんですけれども、そういう体験だって悪くはないんです。あそこは結構、2階に飼育していたりしますし、付近にはいろんな野草がいて、ムササビが飛んでいたり、蛍を見つけたり、色が変わったドジョウを見られたりするんです。せっかく、大江町に住んで、大江町を知らないということのないように、いろんな機会を与えてあげていただければと思います。

4番目の登下校。これから梅雨に入って、その梅雨が明けたら、先ほど橋本議員も言っていたんですけれども、猛烈な暑さが襲ってきます。私も実際に毎朝、毎朝ってやらないとき

もあるんですけれども、小学生と中学生の登校の声がけ、あと横断歩道を渡したりはしているんです。日によっては、小学校の正門まで一緒に歩いて行って、状況確認したりしているんです。

今回は特別な状況であって、行くときは登校班で行くんだけれども、帰りはやっぱり学年によって授業の終了が違うのでばらばら帰ってくるんですけれども、その中で重いランドセルを背負ってくる。見守りも、私は車にステッカー貼ってぐるぐる回ったり、自転車で回ったりして、帰りの時間にもちょっと出るときは合わせて回っているんですけれども、やはり重たい。非常に重たい。前にも言ったんですけれども、置き勉を、全部でなくても、例えば、今の重量の半分ぐらいになるような方法とかですね。例えばノートは置いていてもいいやとか、筆記用具はうちにあるやつを使えばいいんだから、置いたままでもいいやとか、教科書も宿題の最低限だけ持っていけばいいやというような考えで、子どもさんたちの負担を何とか減らすことはできないかなと。やっぱり、大変なんですよ。子どもたちも帰りも汗だくで、夏になると麦茶を持ってくるんですけれども、もう麦茶も空っぽの状態になっているんですね。そういうこともできないかということはどうでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 橋本議員からもご指摘のあった内容だと思います。いつの時期からでしょうかね。B5判がA4判になりましたね、そのときに机も広くしたんですね、学校のほうで。A判化したときに、学習量もぐっと増えました。学校では全部子どもたち真面目なので、全部しょって歩くというふうなことも実際はあるのかもしれませんが、いわゆる主要教科と言われる、国語、算数についてはランドセルに入れて、ほかは置いていっていいよというふうにしているんだそうです。というふうに指導しているというふうに聞いておりますけれども、暑さといえば、歳のせいかわかりませんが、前よりはずっと暑く感じるので、子どもたちも暑いのだろうなという気はしておりますけれども、全部持って帰れという指導はしていなくて、主要教科はやっぱり国、算、宿題もあるでしょうし、その部分は持っていているようですが、ほかのもの、例えば図工とか音楽とか、そういうものについては置いていくような指導をしていると。それでも重い子がいるというふうなことですよね。

今後、どういうふうになるかですが、いわゆるデジタル教科書というのが入ってまいりまして、だんだんと広がっていくだろうと。つまり、もうデジタル化した教科書ですから、運ぶ必要がない。そういうふうなものに、今後推移していくだろうというようなことも予想されます。まだ入っていない、実証段階ですので、子どもたちの教科書がデジタルに変わってい

くということが、いずれ来るだろうというふうに私は予想しているんですけども、そうなれば、もうランドセルあまり必要でなくなるような状況もあるのかもしれませんがね。でも、今はやっぱりそういう指導しているということで、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 実際、ランドセルも昔のやつと違って、社名から言えば、クラリーノ製とかかるすぼとか、すごい軽くなっているんですけども、実際、子どもさんのやつを持ってみると、ほかの議員も言ったんですけども、実際持ってみると結構重いんです。ということは、そこも主要教科だけじゃなくて、やっぱりいろんなものが入っているんですね。見せてと言って見ると結構びっしり入っているんです。それは、学校が指導しているんですけども、子どもさんが守らないのか、指導の徹底が図られていないのか。なるべく負担を少なくするように、小まめに見ていただくとか、子どもを守らなきゃいけないと思うんですよ。今回は、特別な状況下なので、特にマスクをしなきゃいけないという状況あるので、普通の状況とは違うという。例えば、試験的に今年1年、秋まででも、もう徹底的に軽くしてあげるとか、そういう方法は取れないでしょうかね。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 学校の様子、再度確かめて、子どもたち、今から暑くなる時期ですので、子どもたちの様子も考えながら、指導としてどういうことがもっとできるのか、検討させていただきたいと思いますが、一つの案として承りたいというふうに考えますけれども、学校の実情、学校の様子、ちょっと連携、協力、あるいは状況をお聞きしながら対応したいというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） よろしくをお願いします。

今の、最近よく教育長、徒歩でいろいろなところを回ってよく見ているんですよ。よく分かっております。町長も徒歩で出勤されたり、自転車に乗ってこられたりして、車で来て気づかないところをいろいろ気づくと思うんですね。そのときにちょっと声がけしてもらおうとか、確認するとか、あとは学校現場に少し一歩踏み入れていただいて状況確認して、いい方向にやっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

次に、家庭生活への指導。これは、原則保護者の方の責任になるので、なかなかそこができないかもしれないんですけども、このようなことを参考にして、感染防止の協力をお願い



いしますとかという形を何か取っておられますでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 家庭生活云々については、取り立ててこうでなければいけないというふうな指導はしていないのですけれども、今までの感染状況を見て、随分と保護者の方も状況が分かってきているというふうに思います。

そのために、学校でこんなふうをしているよというふうなことが分かれば、例えば手指の消毒に力を入れるとか、マスク、家庭の中でどういうふうな状況でマスクしているかどうかというのは把握していないので、はっきり申し上げられませんが、うちによっても多分違うだろうというふうに思いますけれども、マスクの件とか、いろいろ家庭として気づいている、あるいはしなければならぬと思っているところが出てきているということは十分分かるような気がいたします。

そして、また、風邪や体調が不良、不調のような場合、それから例えば家族内で濃厚接触者になったような場合の対応とか、そういった場合のものを、学校からいろいろ発信をしていて、自主的に登校は控えさせますとか、そういったような対応はずっとできているので、かなり家庭の中でも、コロナに対する神経を使いながら家庭生活をしているのではないかなということは考えられることだというふうに、今、思っているところであります。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 我が家も小学生1人、中学生1人、専門学生1人の孫がいます。熱があったら絶対学校には行かせません。熱がなくて喉が痛い、行かせません。もうそれぐらいにしています。朝、登校班、うちの区は2班あるんですけれども、「誰々さん来ていないね」と言ったら、「ちょっと喉ががらがらするので休ませますと親が言っていました」というぐらいに、もう親がもう気を遣ってくれていますよね。だから、なかなかいいことだと思います。

いろんな行事なんかでも、前は何で子どもが頑張っているのに親が行けないんだというのを、もう状況分かっていますものね。この状況だから、もう我慢するのはしようがないや、お父さんだけで1人行ってくれとかで、行けなかったら役員だけで行ってくれとか、しようがないよねという状況になっているので、それはいいと思います。

先日、文科省のほうから、萩生田文部大臣のほうからある文書が回っていたのをちょっと目にしたんですけれども、小学生のコロナ関連、感染関連で自殺者があるということのやつがあったんです。これは、感染家族や感染者のコロナ差別をしないようにということなんで

すけれども、プライバシーを保護して、個人を絶対に特定できないような情報管理をしていただきたい、流布しない、そこら辺の格段の配慮が必要だと思います。

私もやっているんですけれども、町長がやっているシトラスリボンですね。社協なんかにも置いているんですよ。地域と家庭と職場や学校を分け隔てなくやって、あと、医療従事者にも温かい気持ちで、地域みんなでコロナに打ち勝ちましょうということなんですね。1本のやつをこういうふうにやっているんですけれども、二、三本重ねて作ったりもしているんですけれども、コロナ差別ないようなやり方、教育長のほうはどのような考え方でやっておりますでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） コロナについては、個人を当然守らなければいけないということと、やっぱり、そのほかの人たちが安心できる状況をつくらなければならないと。絶対、相反するような中身がやっぱりあるわけですよ。町民の方々を安心させるという情報の在り方、それから個人を守らなければならないということの、本当に、何というんでしょう。それぞれが、いわゆるウィン・ウィンにはならないような状況は今までも感じておりました。

町の場合も、中学生が陽性になったというふうなこともあって、非常に心配をして対応してきたところであります。また、家族の中にも濃厚接触者が出て、類が及ぶというふうなこともあったこともございましたし、もう言ってみれば本当にテーブルの端をずっと歩いてきたような気が私はしておったんですけれども、幸いにして連休明けに中学生も復帰をしまして、学校でもそういう、個人を中傷するような、個人の人権がそがれるような、そういうことのないような指導もしてもらいましたし、また、町でも、町報や、あるいはいろんな機会を通じて、町民の方々にその部分についてはアピールをしてきて、随分平静を保たれた状態でここまできたかなというふうに思います。

まだ安心はできませんが、そういう状況の中でずっと努まっておって、学校では落ち着いて、その子も特にみんなからいろいろな中傷をされるとか、そういうことのないまま、今、学校生活を送っているというのを聞いていますので、非常にありがたいなど。町民の方の理解と子どもたちの理解ということが進んでいて、非常に、私の口からは何ですが、非常にいい町だなというふうに感じているところであります。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） この前の臨時議会で65歳以上のPCR検査は無料にする。65歳未満のPCR検査は5,000円でできるということで可決されたのが、新聞に載っていなかったのを、

あまり町民の方が分からないのかもしれないんですけども、寒河江があったですね。寒河江がそうだったんですよ。もしかしたら、もしかしたらですよ。症状がない方が、もしかしたらPCR検査で陽性出るかもしれません。全員が陰性であれば、もう安心できるんですけども、もしかしたら無症状の方が出るかもしれません。ずっと町がしばらくなかったのが、ぼんと上がるかもしれないんですけども、それはもうサーベイランスで、無症状の方を見つけてあげたという形になると思うんですね。そういう場合にも、大人だけじゃなくて、子どもさんも出るかもしれないので、なるべく情報は流布しないように、プライバシーを尊重してやっていただきたいと思います。

これはもうPCR検査は町独自でやるというのは、もう予算のない町がこれだけやるというのはすごいことなんですよね。私は独自に、支援者の方にこういうことを町長はやっているんだよ、大江町金ないんだ。水害もあって、コロナもやって、大変な時期にここまでやってくれているんだよともう説明して、そんなこともやってくれるか、じゃ何としても自分が感染者でほかの人にうつさないように、せめて検査だけでもやっておこうという方が結構ありまして、すごいうれしいことだと思います。感謝しております。

6番目、町の教育施設や体育関連施設の利用。教育施設や体育関連施設は、ぷくらす、あとは体育館、町民プールなどなど、スキー場もあるんですけども、まだスキー場まだ使っていませんので。ぷくらすや体育館の入り口にはいろんなちゃんと貼り紙していますよね。当たり障りのないようにやっていますよね。非接触型の体温計、あとは手指消毒のもの、3密を避けるとか、いろいろあるんですよ。やっています。

そのほか、その中で、町民プール、昨年度、コロナ関係で開会しないで閉鎖したままだったんです。今年はどうかと、これは左沢小学校と本郷東小は独自のプールがあるんです。大江中はプールがないので、町民プールを利用させていただいています。そのほかに、朝日学園とか藤田の丘分校とか、町民プールを利用してくれているんですけども、今年プールはどうかという声が聞かれます。子どもさんたちも「プール開けてくれるの」と言われるんですけども、私そういう権限がないので「どうだろうね」とごまかしているぐらいなんですけれども、どうなんでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 6月にもなって、間もなく学校のプールが始まるという状況で、非常に悩ましいところではありますが、近隣の市町といたしますか、地区によっては、あるいは市町によっては、学校のプールを開けないというふうに決めたところもございます。東南村山

などはそういう傾向がありますが、本町では私どもの町の本郷東、左沢小学校については、プールを開きたいというふうに今思っています。プール清掃も始まっているというふうなこともありますし、いろいろ気をつけなければいけないこと、例えば、着替えの部分でありますとか、あるいはコースを開けて泳がせるとか、そういう配慮をなさいたいというふうなことも言っておりますので、そういう配慮をしながら、学校のプールを開けて、間もなくプール授業を始めたいというふうに考えています。

町のプールについても、今、プール監視の業者さんの選定といたしますか、そういった部分で動いておって、夏中に開放して、去年はできませんでしたがけれども、今年は何とかやりたい。今の状況で考えていると。状況どう変わるか分かりませんが、今は学校のプールも町民プールも開きたいというような気持ちでいるところであります。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 今の回答を聞いて、町民の方も結構安心していると思います。今、町民プールの感染リスク、高いところってあるんでしょうか。今、多分問題になっているのは、学校の場合には管理者が直接監視業務に当たる、監視業務じゃないですね、やる。あとは、指定管理者があれば指定管理者がやる。それ以外のところ、例えば町民プールはそれに該当しないので、それを管理する、監視するのは警備業のところに委託するという形になるんですね。これ、警察庁のほうから出ているんで、いろいろ勉強しているんですけども、警備業のほうに委託するには、その管理する人が毎年警察署に管理人、監視員を教育しなきゃいけないです、毎年、何時間、学科何時間、実技何時間。そして、警察に届ける、法務省から証明書をもらう、それも添付する、医者から証明書もらう、添付する。それでオーケー出て、初めて監視業務に当てるんですね。業者は選定しても、その中の人間というのは普通の人間ではできないと。

昔々、前も言ったけれども、若宮というところあったときには、もうそういうことはなしでやっていたんですけども、いろんな県で死亡事故が起きていて、すごい厳しくなっています。18歳未満はできない。いろいろな問題あった人間もできないので、法務省から証明書をもらう、警察にも届けなきゃいけない、服装も決まっている、備え付けるものも決まっている、実際にやれるのかどうかも決まっているというのがあるんですね。なかなか金額的に—ある人が言われてます。町民プール維持するのに何百万もかかっているじゃないかと。でも、かかるんですよ、実際ね。結構、水もやる、薬品もやらなきゃいけない、規定内に置かなきゃならない。モーター回さなければ、フィルター管理しなきゃいけない。

人件費はやっぱり決まったある程度の有資格者しかできないので、ふだんより高くなる。せつかく、開けるのであれば、なるべく有効に使っていただく、なるべく長い時間使っていただく、なるべく多くの方に使っていただいて、有効に使わないと、かけた以上のもの、実際にはプライスレスなんですけれども。ビーバイシーとかという問題じゃなくて、本当は、プライスレスなんですけれども、それも喜びを分かち合って、町民の方に分かち合っていたかなければいけないということがありますので、何とか本当に、先ほど開ける予定であるんですけれども、実現に向けたもう一言お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 詳しい管理、監視業務の中身については、ちょっと私も櫻井議員ほど詳しく知らないところがありますので、課長のほうからあとから少し付け足してもらいたいというふうに思いますけれども、業者さんがなかなか見当たらないという、人手不足の関係、コロナの状況もあって、話を聞きますと、なかなか適当な方がいないというふうに聞いておりますけれども、何とか県内の業者を探しながら、今、間もなくですかね。業者さんが決まるというふうなことも聞いておりますので、詳しく、中身、課長どうですか。いいですか。

○議長（菊地勝秀君） 私、指名します。

西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） それでは、分かる範囲内でお答えさせていただきたいと思います。

まず、学校プールのほうですけれども、先ほど教育長からありましたように、今年度は左沢小学校、本郷東小学校を開設することにしております。その際ですが、水道でありますとか、ドアノブでありますとか、洗顔、目洗うところ、そういうところの消毒を徹底する。それから、プールサイドにおいては2メートルの間隔を空ける。そういうところを徹底しながら、学校では感染対策をしてやっていこうということでございます。

これは、もちろん町民プールにも通じることでありまして、そういうふうな感染対策を徹底してやれる業者を我々としては選定しなければならないということなんですけれども、実は、昨年からのコロナ禍で、櫻井議員からありましたように、警備業を持っていないと委託、受託することができないということがあって、撤退する会社が非常に多く見られます。町民プールにおいても我々がお願いしたいなというふうに考えていた数社、全て撤退してしましまして、プール監視業務受けていただけないというようなことがございました。ですので、

我々としても県内全ての警備業を持っているところに電話を差し上げて、あと、各プール施設関係者に電話をしていろいろ調べ上げて、完璧に、完璧という言葉はおかしいですけども、しっかりした感染対策のできる業者を選んで、今年はぜひやらせていただきたいというふうに、今のところ考えているところでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） ありがとうございます。力強い言葉で町民も安心すると思います。現在、左沢横のあかざクリニックがコロナワクチン接種専門医として頑張ってくれています。前回の議会において、あかざクリニックに停電の際の非常用発電機の購入設置を確約していただき、ありがとうございます。これはもう質問じゃありませんので。今18歳以上だけでも、今度年齢が下がってきた場合にも、いろいろ、いろんところでやらなきゃいけないと思うんです。集団接種なんかも考えなければいけないんですけども、今の大江町の個人医2軒なくなってしまって、困っているときに、女神様が来てくださったようで、本当にありがたく思っています。感謝感謝なんですけれども、現代の医者先生、大江町に来てくれた志田周子先生みたいな感じなんですよね。できるだけ医師に負担をかけないように、私たちもコロナにかからない、うつさないような形にして、みんなで力を合わせて、この難局を絶対に乗り切って、大人も子どもも笑顔になりますように、頑張っていきましょう。

教育長への質問はこれで終了いたします。残り時間が10分。町長のほうに移らせていただきます。

水害対策の工事の進捗及び今後の作業予定についてです。今年7月の降水予測量は、平年より多いとの発表がありましたが、最上川百目木地区中州の作業で、樹木の伐採は約半分、下流に向かって中州右側の堆積した砂利のしゅんせつ作業が中断したままで、一向に進んでいない状況であります、現在。近傍の住民の不安が募るばかりであって、住民が安心して生活を送れるように、今後の作業予定について町長に詳細な説明を求めます。

これは、1区だけじゃなくて、あそこの中州のしゅんせつ、あと樹木の伐採をした場合に水位が二、三十センチ下がるということになれば、月布川との合流地点、あとは月布川の若干の下流部分の水位が下がってくれるかもしれないという期待が込められております。実際に議員の中でも被害に遭って非難した方もおりますので、そこら辺、現在、先日、百目木地区の方の住民説明会あって、百目木地区の方はある程度は分かっているのかもしれないですけども、カメラを通して、町民のほうにどのような計画になっているか教えてください。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） ただいまありました、櫻井議員の水害対策工事の進捗の状況及び今後の作業予定についてというご質問でございますので、先日の全員協議会の懇談会のほうで、議員の皆様には、1区から3区までの住民の方々の説明会をした折の資料を差し上げながら、簡単にご説明はしたところでありますが、櫻井議員から、あえて中継を通して、町民の方に報告してほしいというふうなこともありましたので、少し丁寧にお話しさせていただきたいと思いますが、令和2年7月の豪雨により甚大な被害が発生したことを受け、最上川中流・上流において、国・県、市町村などが連携し、被災した箇所の河道の掘削や堤防整備を集中的に取り組むため、国のほうでは、最上川中流・上流緊急治水対策プロジェクト、これを立ち上げて取り組んでいきます。その内容は、同規模の洪水に対して氾濫を防止し、流域における浸水被害の軽減を図ることとしております。

今回のプロジェクトのこれまでとの違いは、流域全体で考えるというふうなところに少し力を入れているというふうなところだと思います。この中で、大江町の百目木地区は水の流れをよくし、河川の水位を低下させる河道掘削と、河川からの氾濫を防止する堤防整備を実施すると位置づけてあります。

ご質問にありました最上川の中州の樹木伐採であります、昨年度は約半分の伐採が終わったところで、増水により中断をせざるを得ない状況でありました。今年の7月に、残っている約半分の伐採を再開するという国からの説明でありましたので、間もなく作業が再開されるということでもあります。また、7月の豪雨により、中州の周辺に堆積した土砂をはじめとする土砂のしゅんせつに関しても、これは木の伐採の後になると思いますが、今年の9月から10月にかけて行う予定というふうな国からの説明でありました。

梅雨の時期を間もなく迎える中で、なかなか、もう少し時間がかかるというふうなことで、少し心配をおかけする部分がございますが、ぜひできるだけ早い時期に実施できるように働きかけをしていきたいと思っております。

なお、この工事につきましては、川に挟まれた中州での作業となり、雨が降れば増水する作業環境での工事となります。天候等によっては、工程が大きく変更されることも予想されますが、堤防が整備されるまでの間、樹木の伐採と堆積した土砂のしゅんせつを行うことにより、洪水時の水位を少しでも下げられることにつながるというふうなことが期待されておりますので、住民の方々の水害に対する不安を少しでも和らげることができるよう、早期に完了していただくように要望してまいりたいと思っております。

また、百目木地区と柳田地区の護岸が豪雨により被災した状況になったままです。その災害復旧工事が今年度行われます。既に山形河川国道事務所のほうでは、復旧工事の発注がなされており、新最上橋下流の柳田地区では護岸ブロックの復旧を、それから百目木地区においては根固めブロックの復旧工事を行うため、資材の調達や現場の準備が今進められています。今年度中には元の状態に復旧される見込みだというようなことです。

それから、堤防整備についてであります。予定については昨日の一般質問の中で述べておりますが、今年度は百目木地区の川岸のエリアに限らず、少し広範な範囲での調査をドローンなどを使って、地質調査などと合わせて行われます。調査設計が行われる令和3年度から5年度までの間に、基本的な堤防の形や整備手法などを検討することになりますので、この間、地域住民の方の意見をいただきながら、段階を踏み進めていくことになるというふうな予定でございます。このようなことでの進み具合でありますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） ありがとうございます。堤防の完成が8年後ぐらいになると思います。今の説明で、樹木の伐採が7月頃、しゅんせつが9月、10月頃、7月ということは梅雨明けぐらい。梅雨明けに近いですね。雨の降水予想量が多い時期に、まだ終わらないかもしれません。9月10月というのは台風の時期、秋雨にもかかるかもしれません。一日も早く終わるような形で、何とかの国土交通省のほうに要望していただくようにお願いします。

あと、今日のお昼、ちょっとメールが山形県のほうから入って、避難情報が変わりますというのが入ってきた。実はもっと前からもう出ているんですけども、変更になった時点の情報を、町民の方に早く教えてあげて、お年寄りの方はなかなか分からないんですね。今の防災無線も聞き取れないと。私も耳が遠くかどうか分からないけれども、老化が進んで結構つるつるなっているんですけども、なるべくお年寄りに情報、分かりやすく伝えていただいて、安全なまちづくり、あと、皆さんが安心できる町を目指すようにも力を出しますので、一緒にやりましょう。よろしくをお願いします。

これで私の。どうぞ。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 避難勧告から避難指示に変更になるというふうなところの部分については、今度発行される町の広報紙のほうで、その辺の特集記事を組んでお知らせするというふうな予定でありますので、それをご覧いただきたいなというふうなことを申し上げたいと



思います。よろしくお願ひします。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） この変更は、分かりやすいように変更されているやつなんですね。ただ、混乱しないようにしていただければと思いますね。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（菊地勝秀君） これで、櫻井和彦君の一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（菊地勝秀君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これ以降、週明けの7日月曜日まで本会議は休会とします。

7日午前10時に本会議を開きます。

本日はこれにて散会とします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時54分



## 令和3年第2回大江町議会定例会

### 議事日程(第3号)

令和3年6月7日(月)午前10時開議

#### 日程第1 一般質問(2名)

5番 毛利登志浩

- どこに向かうのか寄贈民具、農工具

2番 菊地邦弘

- 道の駅おおえ再整備基本計画について
- 幼稚園・保育園のICT環境について

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	副町長	榎英毅君
教育長	犬飼藤男君	総務課長	五十嵐大朗君
政策推進課長	鈴木利通君	税務町民課長	阿部美代子君
健康福祉課長	伊藤修君	農林課長	秋場浩幸君
建設水道課長	櫻井洋志君	教育文化課長	西田正広君
会計管理者 兼出納室長	清水正紀君		

---

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	金子冬樹君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	伊藤美幸君
--------	-------	------------------------	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（菊地勝秀君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（菊地勝秀君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、暑い方は上着を脱ぐこと、また、議場内での写真撮影を許可します。

---

◎一般質問

○議長（菊地勝秀君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の時間は、大江町議会会議規則第61条の規定により、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡明にお願いします。なお、残り5分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をお願いします。

質問席と町長席、教育長席に水差しを置くことを許可します。

それでは、通告順に順次質問を許可します。

---

◇ 毛利登志浩君

○議長（菊地勝秀君） 最初の一般質問は、一問一答方式で行います。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） おはようございます。

6月定例議会に一般質問を通告しておりましたが、議長の許可を得ましたので、ただいまから質問をさせていただきます。

6月に入りまして、東北地方の梅雨入り宣言はまだであります、田んぼは緑に色づき、夏野菜の植付けも終了し暑い日が続いている今日この頃であります。しかし、果樹を主体とする農家は春先の低温と霜の被害から、伊藤慎一郎議員からもありましたが、特にサクランボやラ・フランス、リンゴ等の減収が懸念されているところであります。

コロナ禍の中、ワクチン接種もある程度加速し、緊急事態宣言が継続されている東京はじめ9都道府県についても感染者がある程度減少の傾向にあるというふうに報道されていますが、予断を許さない状況だと理解しております。

前置きはこれくらいにしまして、通告しております一般質問、どこに向かうのか寄贈民具、農工具について質問をさせていただきます。

人はともすれば過ぎし日のことを忘れがちであります。昭和34年8月、先人の苦悩と紆余曲折を経て、山形県最後の合併町として大江町が誕生しました。当時の人口は1万5,819人となっていたようです。当時の人々は、将来の我が町に大きな夢と希望を抱いていただろうと思っております。また、ほかの市町村より活力ある町、そして安全で住みよい町を期待したと理解しております。事実、日本経済は高度経済成長に向かい、農業、工業、商業、全ての産業が上向きに動いていた時代でもありました。誰もが明るい明日に希望を持ち頑張りました。まさに新生大江町の船出にふさわしい時代背景が整っていたと感じております。

しかし、現在の人口は半分になってしまいました。生まれる子どもの数は30人前後の数にとどまり、高齢化率は40%に迫る勢いがございます。七軒地区は、合併当時3,828人が暮らしておりましたが、約200人まで減少しているというのが事実であります。実に3,600人が減少したというふうなことになっております。誰が今日の大江町を予想したであろうか。山間部を抱える全国的な傾向とはいえ、この町をこよなく愛し、この町に期待を込めて新しく大江町を誕生させた先人はどのように感じているのでしょうか。合併後62年、改めて時代の変遷を顧みる必要があるのではないのでしょうか。

新進気鋭の松田町政がスタートして1年が経過しました。施策全般について物申したいことが多々ありますが、現在は新型コロナウイルス感染症の早期終結と経済再生が喫緊の課題であると理解しております。松田町政が抱える新型コロナウイルス感染症に立ち向かう姿勢はかなり熱いものがあると感動しております。町民への商品券の配布や飲食業者等に対する手厚い支援、さらにはワクチン接種に際しては市町村のモデルであると報道されるなど、

迅速な対応に対して多くの町民から評価をいただいていることに対して心から敬意を表したいと思います。

このような時期に一般質問を差し控えるべきと考えましたが、新年度予算の中で気になった施策が計上されているのでお聞きしたいと思います。私は、新年度予算のときは予算特別委員長でしたので質問は全然できませんでしたので、あえてさせていただきたいと思います。

教育予算の文化財保護費の中に、発掘調査業務委託料が計上されておりますが、説明によると楯山城の発掘のほかに、旧七軒東小学校に保管されている民具等を旧本郷西小学校に移設する予算が含まれているという説明が総務文教常任委員会でありました。郷土に残る民芸品、農工具等は懐かしさを通り越えて情緒があります。何としても後世に伝えたい、そんな地域住民の思いから町に寄贈された品々は数百以上に及ぶと理解しております。これらの寄贈品は、これまで展示すらままならず無造作に保管されてきたのではないかと私は思っております。

そこで、今後、これらの寄贈品をどのように生かしていくのか、次の項目について、町長と教育長の所見を伺います。

第1番目は、寄贈品を説明にあったとおり、単に旧七軒東小から旧本郷西小に移設するだけなのでしょうか。

2番目は、歴史的民具あるいは農工具等については、我が町では歴史民俗資料館がありますが、この兼ね合いをどのように整理するのでしょうか。

それから、民具等の寄附者、数多くいると思うんですが、この人たちに対してどのような配慮をして本郷西小に移設するのかと。

それから、4番目は、国指定の山城左沢楯山城からあまり多くの遺物が出てきていないというふうな説明がありますけれども、これまで10年以上も発掘調査をして、ある程度遺物が出てきたのではないかなと思うんですが、その一般公開を考えるべきではないかというふうに思うだけけれども、その辺についてお聞きしたい。

5番目については、町内には多くの著名な画家、あるいは彫刻家がいるわけですが、特に菊地友一画伯から寄贈された屏風絵等については、今後どのように展示し公開していこうとしているのかと。

最後に6番目については、2つの学校、旧七軒東小学校、旧本郷西小学校については、教育財産から町が管理する普通財産に変わっております。休校になってから十数年が経過しているというふうに理解しておりますが、何ら活用方策が見いだせないのではないかというふ

うに理解しているんですが、どのような検討会議をやってどのような活用を目指しているのか。

以上、6点についてお伺いしたいと思います。

壇上からの質問をここで終了します。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） おはようございます。

ただいまの毛利議員のご質問に対しまして、初めに私のほうから特に6番目にございました旧七軒東小学校、旧本郷西小学校につきましての考え方などについてお話をさせていただき、その後、教育長のほうから答弁を申し上げるというようなことで進めさせていただければと思います。

旧七軒東小学校と旧本郷西小学校につきましては、廃校に伴って位置づけが行政財産という形から普通財産に変わりました。形式上はその財産の管理については総務課で管轄する施設となりますが、建物が存在する現状においては、実質的な管理は教育委員会で予算措置なども行いながら管理しているというのが今の現状でございます。

大江町に限らず、過疎化が進行している市町村にとっては、このような遊休施設の利活用が重要な行政課題の一つになっているというふうなことでありますが、大江町のやまさあべのように宿泊施設への用途変更や地域住民による田舎料理を提供する施設、または貸オフィス、芸術家のアトリエ、様々なアイデアが生まれ、成功事例としてマスコミ等には取り上げられているようでもあります。

一方で、安易に施設を譲渡、無償貸付けした結果、近隣住民や町とのトラブル、経営の行き詰まりでの消息不明など、そういった事例も実際に報告されているところであります。

今後の利活用につきましては、先般の全員協議会懇談会において提示した公共施設個別施設計画、この中で方針を示しておりますが、避難所として指定されており当面は維持管理を図っていくとしつつも、施設規模が大きく修繕がかさむことから将来的には適正規模と今後の在り方についての検討が必要と、このように記載してございます。

このように具体的な方針はまだ定まっておりませんが、理想としてはできれば今年の春まで七軒東小学校の一部を使用していた農産物の加工組織里の幸さん、このように地元の方々が愛着を持って使用していただける、こういった活用が望ましいとは考えているところです。これまでも単発的にはありますが、利用、使用、そういったことを行いたいという旨の相



談や施設を見てみたいなどの申出がありました。いずれも現実には至っておりません。

町としては、できるだけ財政負担を伴わず、地元住民の理解も得られより効率的な利用方法を引き続き慎重に検討してまいります。これからも町のホームページなどにより積極的にPRしていく必要があると考えております。なかなか具体的な方策が見えない中ではございますが、利用可能な部分については、今後も利活用者を募集していくなどの措置を行っていただければと思っております。

ほかのご質問のありました件につきましては、教育長よりお答えさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 教育長の答弁を求めます。

犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） おはようございます。

町の学校等の施設というようなことで、町長から基本的な考え方を今お話し申し上げました。私のほうからは、具体的な中身について述べさせていただきたいと思いますが、まず、旧七軒東小学校につきましては、町で所有している民具や遺物、町民からの寄贈品等を大変多く保管しているわけでありまして、今年度の予算の中で、旧七軒東小学校に保管してある民具を旧本郷西小学校へ移動する予算を計上しておりますが、その内容等について、質問項目に沿ってお答え申し上げたいと思います。

まず、最初の寄贈品を単に移設するだけなのかという質問でございますが、旧七軒東小学校については先ほど申し上げたとおり、多数の民具、農具を保管しているわけですが、現在もそれらの民具等を見学したい、また七軒東小学校を活用したいので学校を見てみたい等の申出があれば教育委員会で案内し見学していただいている状況であります。

町としては校舎を利用して起業するなどの、町民にとっても有益な活用であれば、貸付けや譲渡をして利活用を図りたいというふうなことでありますので、これは先ほど町長が考え方の中で申し上げたとおりだと思っております。地域の方々からも、施設の有効活用を望む声も寄せられておりますので、関係団体等の意見も参考とさせていただきながら、今後もさらなる有効活用について検討してまいりたいとお答えしてまいりました。

ただし現在の状況では、学校を例えば民間のノウハウを活用して利用していただくためにご案内したとしても、今現在は民具を保管していることと、校舎自体が避難所に指定されていることから、すぐには利活用できない状況にあります。

今回の予算については、民具等が利活用のネックとなっているため、旧本郷西小学校に移動して、利活用の申出があった場合に備えて、まずは場所を空けておくようにするための予算であります。

まず、町長のお話の中にも利活用者を募集していくというようなこともありましたので、利活用しやすいような状況をまずつくるというふうなことでの措置でございます。

2番目の歴史民俗資料館との兼ね合いをどのように整理するのかというご質問ですが、歴史民俗資料館につきましては、ご存じのとおり十郎畑において青苧商いと養蚕によって財を成した斎藤半助家を現在の地に移転復元し、昭和54年に開館したものであります。

同年8月には、町の文化財に指定し、町の歴史を知る貴重な建造物として観光や教育に活用してまいりました。その資料館の2階には、機織り機など、当時の十郎畑で利用されていたものをはじめとする民具を数点展示しております。議員のご質問はこの資料館の民具と、七軒東小学校に保管してある民具等の兼ね合いということだというふうに思いますが、まず資料館に以前からあったものについては、常設展示という形で広く訪れた方々に見ていただいているところであります。

七軒東小学校の民具についても、これまで季節に合わせたものを資料館に持ってきて飾り、来館者の目を楽しませるようなことを続けておりますので、季節や必要に応じて民具等を紹介展示する、あるいは学校における学習に活用するなど、これまで以上に活用できるように考えてまいりたいと思います。

3つ目のご質問である、寄贈者への配慮をどのように考えているかにつきましては、まず民具収集のきっかけとなったのは、毛利議員ご指摘のように、郷土に残る民具等は懐かしさを通り越して情緒がある、後世に伝えたいという町民の思いがあり、また個々に保管していたのではいつか失われてしまうという危機感から収集に至ったものだろうと推測いたします。当時は、後世に伝えるために今収集しておく必要があるという思いが先行し、展示方法や利活用の方法に至る明確な計画がないままに収集されたことと推測されますが、消失消滅の危機を免れ町で保管できたことは、譲渡者に安心感を与えているという意味では、まずは寄贈者の思いに寄り添うことができたのではないかと考えております。

しかしながら、現在は常設展示がなされていないことや、利活用という面で不十分であるという強いご指摘をいただいておりますが、その点を改善していくためには、場所や経費、運営方法や人的配置などが大きな問題となってきますので、議員各位のアドバイスなどをいただきながら今後も検討していかなければならない課題というふうに感じております。

なお今後は、先ほども申し上げましたが、歴史民俗資料館や各種施設における、季節によるミニ企画展などを検討してまいりたいと思いますが、小中学校や老人福祉施設への貸付けなども考えられるかと思ひますし、また物によっては、例えば各種イベントに積極的に貸し出すなど、寄贈者の思いに寄り添いながら、様々な活用を行うことを可能な限り考えてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、現在七軒東小学校に保管してある民具については、ほとんどが用途別、材質別にデータ化、デジタル写真化が進められており、移動に際しては、後世に伝える文化的価値を考慮に入れながら整理を進めるとともに、旧本郷西小学校へ移動、保管してまいりたい、このように考えております。

4番目のご質問であります、左沢楯山城から発掘した遺物をどのように展示するのかにつきましては、左沢楯山城跡からは、15世紀から17世紀にかけての大江氏や最上氏の時代に中国や朝鮮、現在の九州地方で作られた陶器や磁器、茶碗、小皿、香炉のかけらなどが出土しております。これらは、国指定遺跡から出土した貴重な遺物であるとともに、国指定史跡の価値を構成する貴重な遺物であります。中には、細かな破片も多くあり、展示を行う場合、管理人等が常駐する常に人の目のある施設において、鍵のかかるケースで実施することが望ましいと考えております。このため、現時点で常設展示の実施は難しいと考えられますが、文化祭や文化系イベントでの展示や、期間を設けた上で中央公民館や役場における特別展示などの実施を検討させていただければというふうに存じます。

公共施設を会場としての遺物展示は、長畑遺跡の土器や石器の展示でも実績がありますが、鍵のかかるケースの準備や、説明パネル、発掘写真パネル、整備関連パネル、遺物展示等を分かりやすく表示しなければ誰もが楽しめる展示とはなりませんので、限られた人員と時間の中でどこまでできるのか、またその時期などについては検討が必要だと、このように考えております。

教育委員会関係の最後の質問であります、菊地友一画伯から寄贈された屏風絵や、その他多数の美術品についてどのように展示し、公開しようとしているのかについてお答えいたします。

菊地友一画伯の屏風絵等につきましては、当初天童市の美術館にて保管していただいておりますが、諸般の事情により現在はふれあい会館の2階に、湿度管理をしながら保存している状況であります。郷土の誇る大画伯でありますので、これまでも新中央公民館開館時の記念イベントとして展示公開いたしましたし、かつてはふれあい会館のホールで町制施行50

周年記念事業として展示させていただいたこともありました。展示に当たっては、運営や管理業務に町の芸文協や絵画愛好会の方などの協力をいただきながら進めたものと記憶しております。

菊地画伯の作品で保管しているのは、六曲屏風11点、四曲屏風14点であります。展示物が大きいだけでなく、貴重な美術品ですので、どの程度展示できるのか慎重な検討が必要と思われませんが、今現在はふれあい会館ホワイエ2階の展示ホールに最上川舟唄の屏風を常設展示しているところです。ほかの屏風でも作品によっては展示可能なものもあると思われしますので、ふれあい会館において町民の皆様から楽しんでいただけるよう、展示の時期、方法等を検討してまいりたいと考えているところであります。

教育委員会からは以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） ご答弁いただきましたが、詳細について若干質問したいというふうに思います。

1番目につきましては、先ほども申し上げましたように、10款教育費の5項文化財保護費の中に、発掘調査委託料503万9,000円の予算計上がなされております。それについて、七軒東から本郷西に移設する経費が約120万円だというふうに事務局からお聞きしたところでございます。それから、民具等につきましては、平成20年以降収集した中で1,100点ほどあるというふうに聞いているのでございますけれども、寄附した方の名簿は整理していないというか、残していないというふうなことでありましたので、果たしてどうなのかなというふうに思っているところですが、我々は寄附行為に基づく申出書あるいは受諾書とかというものは残していないというふうなことで済むんですが、寄附した当人については、やっぱりこれらの民具を町に寄附したんだよというふうなのは絶対に忘れないというふうなことだと思うんですね。

そうした中で、小倉交流館に一時期置いた民具もあると。そしてその後、七軒の西小学校に置いてしまったということで、置いてはどれくらいか分からないんだけど、恐らく十数年そのままにしているのではないかというふうに理解しているんだけど、今回西小学校に移すというときに、その寄附した方について西小学校に移すんですよというふうなお知らせをすべきでないかと思うんですよ。それが町等のなす当たり前の仕事でないかというふうに思うんだけど、ただ単に移設するというだけでなく、そこら辺の配慮も必要なんではないかなというふうに思います。

そして、私も二、三回見たことがあるんだけど、同じような時代、同じようなもの等々がかなり多くあるというふうに理解しておりまして、今回の機会を捉えてある程度整理する必要があるのではないかと。例えば同じようなものというか、こういうような民具が10点あれば、そのうちの劣化が非常に激しいものみたいなのを処分するというか、そういうふうな対策が必要でないかなというふうに思うんです。

そして、これが要らないとか要るとかなんていうのは、専門家の意見も聞かなければならぬというふうな中で、県には県立博物館がある、そしてそこには研究員もいるというふうな中で、県立博物館のメインは大江町から出たヤマガタダイカイギユウ、これの本物もあるというふうなことで、その辺の協力を得ながら整理すべきでないかと思うんだけど、教育長はどう思いますか。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 議員さんの思いと私も同じでありまして、その当時のいきさつというのはちょっと私も分からないので、なぜ寄贈者の方の誰がいつどういうふうな形でということが残されていないのかというのは、ちょっと申し訳ないですが分かっていない状況でありまして、ただ、データ化をして先ほど申し上げたように用途別、それから材質等々、データ化はされていると。

ただ、いつ誰からということがないので、もしも移設に際して、今私は整理させていただくというふうにお答えをさせてもらったんですが、確かに同じようなものがあるのは事実でありまして、その価値を考えながら、本郷西小学校に移設の際には整理してこれは残したほうがいい、これは残さないほうがいいという分については検討させていただいて運ぶほうがいいだろうというふうに思っていますが、ただ、寄贈された方の思いに寄り添うという部分では、確かに一人一人にその点をご理解いただくというのは、ちょっと今の段階では難しい状態でありますので何か周知をする方法、例えば広報でこのようにいたしますというふうなことをお知らせするとか、ある程度一般的な話になるかもしれませんが、こういう状況で七軒東から本郷西小学校に移しますといったようなこともお知らせをして、理解をいただくほかないのかなというふうに思っております。

また、専門家の意見ということでは県立博物館の指導などもいただきながら、あるいは大江町の特別大江町でしかないような、例えば青苧に関するものであるとか、あるいはベニバナに関するものであるとか、そういうものに特化をしながら大事なもの、ここでしかないものというふうなものに視点を当てながらという方法もあるかと思っておりますので、その点は検討

させていただきたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 予算が120万しかないというふうなことで、移設するだけだと私も理解するわけですがけれども、やっぱり移設するにもその用途別に区分けしながら、誰がいつ行っても見学できるようなものにしていただきなというふうに思っております。収集について、私の記憶によると、ある民家を取り壊すというふうな情報が入ったときに担当者が行って出向いて頂いてきたというふうなこともあるようですので、その辺はいろいろと調べてみる必要があるのかなというふうに思います。

民俗資料館については、今年度の予算編成の中で屋根塗装というのに888万円が計上されているようです。屋根塗装について、足場を組まなければならないというふうな事情もあつての金額だというふうに思うんですが、利用状況については、ここ3年1,500人ぐらいの見学者になっているというふうなことであります。令和2年度についてはコロナの影響もあつて198人しかいなかったというふうなので、歴史民俗資料館の展示の在り方、利活用の仕方というものは教育委員会で十分検討されているというふうに思うんですが、やはり先ほどの本郷西に移設する際の民具等については、ぜひ活用しながらやっていただきたいなというふうに思っておりました。

それから、楯山城についてちょっとお聞きしたいんですが、平成21年2月12日に国の指定を、史跡指定を受けたということで、平成23年から発掘を開始して10年以上経過しているということの中で、毎年500万以上の発掘調査費というふうなのを計上しております、5,000万円以上の調査発掘経費がかかっているという中で、町民があそこを発掘調査して何が出てくるんだとか、あとは何も出てこないんじゃないとか、いろんな意味で興味を持っているという中で、現地調査説明会なども行っておりまして、50人ほどが発掘現場を調査、見学するというふうなこともやっているようですが、やはり今年度はここをやって全然出なかった。

10年間の発掘調査してこういうふうな遺物が出ましたというふうなのを公開というか、実績を町民に知らせないとその国指定の山城そのものがちょっと町民に理解できない傾向があるのではないかというふうに不安を持っているんですが、その点の考え方について、先ほど展示するにもケースが必要で鍵が必要で云々とかというようなことを言うておりましたが、要は展示する気持ちがあるかどうかと、これだと思うんですよね。その点について教育長の考えをお聞きしたい。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 左沢楯山城は、調査すればするほど非常に大きなスケール、大規模な山城ということが調査すればするほど分かってきている状況ですが、遺物、遺構と申しますか、そういうものについては柱の跡ですとか、そういう部分が出てきたりしておって、随分広大なものだというふうに分かっているのですけれども、遺物については唐津の破片とか、そういうものが出ているということで、そのつながりを示すようなものはありますが、何と申すので、非常に歴史的に貴重ですばらしいものというのはいらないというふうに聞いているわけでありまして。

ですが、調査物、調査をしたわけですので、こんなものが出た、こういうものが出たということで、町民の方にお知らせする、もっと、貴重な山城なのだから、こういうふうな部分でこんなことがあったよということを知らせる努力をするというのは、議員ご指摘のとおり、ちょっと少なかったのかなと。あるいはあまりに専門的になり過ぎたというふうなこともあるかもしれません。もっと平たく町民の方から分かっていただくような努力は今後もしなければならぬと思っておりますが、遺物の展示ということになりますと、場所等の問題、それから先ほど鍵のかかったケースとかそういうことがあるので、場所がきちんとあるかというふうに言われますと、やっぱり中央公民館やふれあい会館などをその都度利用して時期を見ながらしていくということしか、今はないのかなと。

例えば、きちんとした楯山城歴史館のようなものがあれば、これは今の段階ではちょっと難しいと思っておりますが、全貌がきちんと分かってある程度見えるようになって、これはそれを置くに必要だし、それがとても大事なことだよというふうなことになるには、まだちょっと時間がかかるような感じがしております、今のところ、もし年度ごとに考えていくようなことがあれば先ほど申し上げたような場所での、今年の場合はこうですよというお知らせをしていくというふうなことが、今考えられるところかなというふうに思っています。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 多くの町民が全然見たことないというふうな声もありますので、その点は前向きに検討していただきたいというふうに思われます。

それから、菊地友一画伯の屏風絵等についてお聞きしたいと思っておりますけれども、先ほどの説明だと六曲から三曲から25個ほどあるというふうな中で、ふれあい会館の2階のほうに一部展示をしていると。そのほかは50周年とか大きな節目の段階で展示をしているんだということがありますが、聞くところによると菊地友一画伯が大江町に屏風絵を寄贈したいというときに、大型トラックに乗って大江町に来たということで、そして安堵したかどうか分か

りませんけれども、その3日後に亡くなったというふうなことも聞いております。それだけ、やっぱり郷土に対しての思いというものがあると。

そして、その屏風絵25点について、全然やっぱり10年に1回とか虫干しするみたいな形の中で展示するというのは、これも前段の寄贈者に対しての思いと同じなんです、あまりにも軽率というか、いわゆる寄贈者に対して寄り添っていないのではないかなというふうに思うんです。だからふれあい会館に2階に飾っているということもありますが、ギャラリーのほうに持ってこられないのかと。そして25双があるということであるならば、1か月に1点展示しても12ですから2年間かかるわけですよ。ということの工夫をしながら町民に展示していくと、こういう姿勢が大切だなというふうに思うんです。それが礼儀じゃないかなというふうに私は思うんだけど、場所がない、お金がない、そう言えば理解ある松田町長がいるわけですから、その点は予算要求をしていただいて、そして展示するというふうな方向を示していただきたいなというふうに思います。

それから、どこの管轄だか分かりませんが、大江町出身の彫刻家の井上昭三さん、この方についても町に彫刻というかブロンズ像、応接室にあるわけですが、それも4点ほど寄附されているというふうなことがあります。これは町で受けたんだか、町だか分かりませんが、そのほかに町で購入した美術品というふうなのが草刈さんの絵がテルメ柏陵健康温泉館に飾ってありますけれども、美術品を前々町長が購入したというふうなものも私は記憶にあるんだけど、その美術品等々の何というかな、どこに展示してどういうふうに町民に公開しているのかなというふうなのがちょっと疑問なんですけれども、もし教育委員会で美術品等々、町に寄贈された美術品、あるいは購入した美術品等々を把握しているとすれば、どこにどのような展示をしているのか、これをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 前段の菊地画伯の屏風ということで25点あるということで、そのところからお答え申し上げたいと思いますが、非常に大型なんです。全部6枚、あるいは4枚という大型で、それ今窮屈そうにといいますか、保管している状況には間違いございません。ふれあい会館の2階の展示ホールに、最上川舟唄という女の人がかいを操作しているようなものでございますけれども、展示させていただいていると。あの部分に今議員からお話あったような、少し時期を考えながら展示する方法はまず検討させていただきたいかなというふうに今思っております。下の展示ホールの部分、椅子とか何かあってあの大きなものがどの程度飾れるものかどうか、それから各愛好会の方々の作品発表などもありまして、ちょっと



スペース的には難しいような気がいたしますのですけれども、あそこに常設するというほうもありますし、上の2階の展示ホールと併せて考えるというふうなことは検討できるかなというふうに思っているところであります。

それから、教育委員会で管理をしている菊地友一画伯の美術品、屏風絵については把握しておりますが、そのほか著名な、著名な方がどれだけ、どこから著名かどうかはちょっと私も分かりませんが、いろいろな方から寄贈頂いている状況はあるかと思っておりますけれども、それを教育委員会で一つ一つ確認して把握しているかというふうなことをお尋ねかと思っておりますが、現段階ではそこは教育委員会としては把握していないというふうに思っております。間違いがあれば課長のほうから答えさせますが。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） ありがとうございます。

著名はどこから著名かと私も分かりませんが、少なくとも井上昭三さんは日展で何回も入選していると、特選もいただいているというふうな中での彫刻家だというふうに理解しております。

そういった中で、応接室に裸婦像があるんですけれども、何というか、見る方については、応接室に裸婦像というのはどうなんだべなという人もいます。いわゆる町長が取材を受けてテレビとか報道の写真の中に応接室の裸婦像と町長が一緒になって映っているというふうなので、違和感もあるというふうなことも言われて、私は分かりませんよ、分かりませんが、そういうふうな声もあるということだけは理解していただきたいなというふうに思います。

4点のうちの残り3点はどこかにある、どこにあるのかなというのは聞かないことにしますが、調べてください。

最後に、七軒東、西の利活用というふうな中で、大江町、さきの全員協議会懇談会の中で大江町公共施設個別施設計画というふうなのが示されました。その中で、七軒東小は平成元年建設で平成18年に休校したと。本郷西小は昭和58年建設で平成25年3月に休校したと。平成2年度の維持経費は、七軒が東小が65万円、本郷西小は220万円かかったと。約300万円の維持経費をかけているということで、10年以上経過したわけですから、雪の多い少ないもあるでしょうけれども、3,000万円以上の維持管理費をかけているというふうな中で、ここの2つの学校の劣化状況というふうなのを見ると、本郷西小学校はCランク、七軒東小学校Bランクというふうな中で、本郷西小学校はかなりの劣化をしているのではないかというふうに理解します。劣化区分でいうと分かるとおり、Cが20年以上30年未満劣化度というふうの

を示しているというふうに思います。

そして、将来は貸付けによる利用を行うのだというふうなことがあります。そして、この区分の類型別方針というふうなのが示されておりますが、その中で本郷西、七軒東ともに大規模な修繕は行わず改修程度にとどめるというふうになっておりまして、譲渡廃止の区分に将来は丸がついているということです。それは譲渡廃止ということは解体も含めて考えているというふうになります。それは旧本郷西小学校は22年後、旧七軒東小学校は28年後というふうな計画になっているようですが、これから20年間、年間300万円を投資して、そして維持管理をしていくということになると、6,000万ぐらいの経費がかかるということであれば、ここの20年待たずに解体というふうな方針は出ないのかどうか、その辺を町長にお伺いしたい。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 個別計画の件につきましては、懇談会でご説明申し上げておりますが、今後10年間のこの施設の使用なり計画というふうなことで立てさせていただいたものです。あの際も申し上げましたが10年のうちに検討をし方向性を決めていくというふうなことを申し上げます。

今お話のありましたように、即座に解体するというふうなことも選択肢ではあるかと思いますが、現状では、先ほどから申し上げております七軒東小学校については、何とか別の利用形態の部分を探しながら活用できないかという方向で進みたいと思います。本郷西小学校の部分につきましては、建物の老朽化も進んでいるというふうなことで、あわせて今のところは中央公民館移設時の仮事務所として使わせていただいた、そういった経過の中で様々な図書の保管場所として使っていたり、今日お話の話題にあります民具の資料の収集というふうなこともありますし、そういった部分でもう少し検討が必要かというふうに思います。

なかなか町のほうでもそういった物品を保管するなり保存するというふうな場所が、大きな部分がありませんので、その辺の役割もあるのかなと思いますが、建物の老朽化、そして大規模改修はしないというふうな方針の中で、多少の維持管理をしながら進めていくというふうなことで結論を出していきたいと思っているところです。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 時間もありませんけれども、民具あるいは農工具等あるいは美術品等々について大切にしていこうというふうな気持ちは分かりますけれども、具体的に予算編成を、予算要求をしながら、そしてどういった活用がいいのか、どういった展示がいいのか

ということを再検討していただきたいなというふうに思います。本来であればヤマガタダイカイギョウも大江町の中央公民館に本物が飾ってあればよかった、本郷漆川村役場の建物、昔の西村山郡役所の議場も大江町にあったらよかったのかなというふうに、つくづくこの頃思っておりまして、貴重な財産等々、何というか、寄贈された方の思いにも心を寄せていただいて検討していただきたい。

それから本郷西、七軒東についてもやっぱり10年スパンというふうな中での計画でありますけれども、それもやはりその時代背景の中でどのように活用していくのか、あるいは取り壊す必要も出てくるのかということ町全体で考えていただいて対応していただきたいと思っております。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（菊地勝秀君） これで毛利登志浩君の一般質問を終わります。

11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

◇ 菊 地 邦 弘 君

○議長（菊地勝秀君） 一般質問を続けます。

次の一般質問は、一問一答方式で行います。

2番、菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） 皆さん、おはようございます。

2番、菊地邦弘と申します。

先日、土曜日、小学校の運動会がありまして、コロナ禍の中ではありますけれども、生徒たちの元気な姿に感動をしてみましたところであります。また、ワクチン接種も順調に進んでいるようですので大変ありがたく思っております。1回、2回と接種を受けた方々からは

少し安堵したというような声を聞くことができました。町長はじめ担当職員の皆様方に敬意を表しながら、早くこの普通の生活に戻れるようお願いばかりとされているところであり  
ます。

それでは、質問に入る前に、冒頭に道の駅おおえの再整備については、これまで全員協議  
会並びに同懇談会において多くの議員からご意見、ご提案をいただいたところであります。  
令和2年4月肉づけ予算臨時議会の折には、道の駅おおえ再整備基本計画作成のための予算  
ではあくまでも道の駅に限定した予算であり、周辺のいわゆる柏陵地区全体の基本計画策定  
ではないということで可決されたと記憶しております。しかし、今回出来上がった基本計画  
によると、柏陵地区全体をにらんだ計画になっております。そういうことからの質問、提言  
であることを申し上げて質問に入らせていただきたいと思います。

日本国内、世界中に猛威を振るっている新型コロナウイルスが蔓延してから、私たちの生  
活様式、働き方は急激に変化しました。一日も早いワクチンの供給、接種と治療薬の開発が  
期待されるところであります。ワクチン接種で集団免疫を獲得すれば、経済、社会活動がで  
きるよう最重要課題と捉えてしっかりと進めていただきたいと思います。

このように、現下の情勢に鑑み、アフターコロナを視野に、観光振興、関係人口の拡大、  
町内経済の活性化等ポストコロナを見据えた今後の社会のビジョンを考えていく中で、現在  
策定中の道の駅おおえ再整備基本計画の中で質問します。

この計画は、ここ数年の大規模事業なので、柏陵エリア全体を考えるべきであると私は思  
います。番号振っていますけれども省略します。

再整備に合わせ老朽化している石風呂を改修して道の駅と同時にオープンしてはどうか。

世界が感動したおしん筏ロケ地を大々的にPRしてみてもいいか。

身障者用、子ども用などトイレの充実。

柏陵荘跡地に簡易宿泊所を誘致しては。

子育て世代が楽しめるキッズルームを充実しシニア世代も集えるよう。

観光案内所を設置し人員を配置するなど。

道の駅産直の作物等、生産対策の強化を図る。

観光やなど連携して道の駅で販売してはどうか。

防災拠点としての考え方、景観条例に対する駅舎の建物の考え方。

道の駅周辺に花咲く樹木の整備などなどであります。

このようなコンセプトであれば、運営は民間委託よりは株式会社大江町産業振興公社が担

うことが望ましいと思います。また、ふるさと納税も強化し公社が担当するようになればいいと思っております。

このように、通過型の道の駅から目的地型を目指し、インバウンドを見据えて、道の駅、温泉、観光やな等柏陵エリア一体を公社が管理運営し、地元雇用を創出し、各分野に精通する方々を配置し、大江町をPRするとともに道の駅と温泉、同時オープンすることにより、大江町をより一層インパクトが強く発しされ、大江町のPRのアドバルーンとし、温泉と道の駅同時オープンとしてみてはいかがか、町長に伺います。

以上、壇上からは以上とします。よろしく願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、菊地議員のご質問に一つずつお答えしていきたいと思えます。

道の駅おおえの再整備につきましては、昨年度、利用者ニーズ調査としてのアンケート調査や交通量調査、こういった調査を行いながら町内外事業者へのサウンディング調査、それから連絡協議会での検討、パブリックコメントの実施、こういったことを踏まえまして、4月28日に基本計画を策定し、先日行われました議会全員協議会の懇談会においてもご報告をさせていただいたところでございます。その際の説明と重なる部分もあるかもしれませんが、改めて考え方について申し上げたいと思えます。

まず1つ目にありますテルメ柏陵健康温泉館においては、平成7年度にオープン以来、小規模ではありますが様々な修繕工事を行ってまいりました。大規模な改修としては平成25年度にぬくもりの湯の木風呂をリニューアルしたところであります。昨今の新型コロナウイルスの影響もございしますが、近年は施設利用者数が伸び悩んでおりまして、新たな利用拡大の打開策として、旧浴室のままになっている、いわゆるやすらぎの湯石風呂のリニューアルは必要であると思えます。このことについては、道の駅再整備基本計画全体の予算規模なども考慮しながらではありますが、同時期のオープンについてはぜひ実施に向けて事業内容を十分に精査し検討したいと思えているところであります。

2つ目のおしん筏ロケ地のPRについては、重要文化的景観の重要な構成要素である最上川舟運による往来に大きく関係しているものかと思っております。この舟運による往来があったからこそ、奉公に出る名シーンのロケ地に選定されたのではないかと考えられます。筏下りのロケが行われた最上川を望める場所に何かできないのか、そういったことを頭の中

で想像しております。おしんの関連につきましても、著作権等様々な問題も関わることから、関係各所と連携を図りながら考えてまいりたいと思っております。

3つ目の身障者用、子ども用トイレの充実について、検討委員会の中でも数多くいただいたご意見であります。今回の再整備で特に力を入れたいと考えていることの一つであります。現在の駅舎にある既存トイレに加えて、新設する地域振興施設、いわゆる駅舎ではありますが、この中にグレードが高くほかと差別化できる設備として整備することを基本計画の中で示させていただいております。これらに沿って整備を考えたいと思います。

4つ目の柏陵荘跡地への簡易宿泊所の誘致についてであります。柏陵荘エリア全体の魅力向上する中で、どんなものでどの程度の機能を有するものか、そして何より事業への参入者が見込めるかどうかなど、引き続き検討した上で対応してまいりたいと考えております。

5つ目の子育て世代は、今回の再整備により取り込みたいと考えている利用者の大きなターゲットともなる方々でございます。キッズスペースの整備や子育て自販機、授乳室の設置により、子育て世代も滞在しやすい施設を目指してまいりたいと考えます。シニア世代の方と併せてというご意見がありましたが、様々な世代を意識したものとなれば施設の在り方がぼやけてしまうことにもなりかねませんので、そのことについては十分に注意していきたいと考えております。

6つ目の観光案内所の設置及び人員配置については、現在、観光案内の拠点となる場所が町内にはない状況だと思っております。受入れの核となる、そしてゲートウェイとなる観光案内所は必要であると考えております。設置に当たっては、他の道の駅の事例や観光客のニーズを検証するとともに、観光物産協会の事務局体制の強化、職員の増員など、様々な課題を解決する必要があると思っております。道の駅再整備基本計画に合わせて、観光物産協会の在り方についても関係者と検討してまいりたいと思っております。

7つ目の産直施設であります。道の駅の主要な機能となるものであり、販売する農産物や加工品の確保は重要な課題であります。令和6年度のオープンに向け、今から町内の生産者グループなどと連携強化を図り、生産体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

8つ目になります。観光やなについては、現在、観光やなの管理運営を株式会社ふるさと観光に委託しておりますが、ここ数年はアユの採捕量が減少しており、イベントが開催できない状況であった。昨年は7月の豪雨災害により大きな損害を受けたものの、やな全体の復旧工事や堆積した土砂などの撤去を行った結果、期間は短かったものの、前年を上回る採捕量となったところであります。また、柏陵荘が閉館したことに伴い、アユの露店販売にも影

響が出ることから、販売所機能をどこに設けるかなどについても、健康温泉館と道の駅を連携させながら今後検討してまいりたいと思います。

9つ目にあります防災機能についてであります。災害時に被災情報の提供や、避難場所としての機能が発現できるよう整備をしてまいります。具体的には、停電時の電源供給源を確保するための太陽光発電システムの蓄電池の装備や、外部との連絡手段を確保するための衛星電話の配置などを計画しております。

また、道の駅の新駅舎については、景観に配慮し、周辺施設と調和したデザインを基本に、情報発信のランドマーク機能を備える施設にしていきたいと考えております。

最後のご質問にありました、道の駅周辺に花咲く樹木を整備することについてであります。現在、健康温泉館周辺は町の桜の名所となっており、観光物産協会により毎年桜管理事業として剪定、消毒作業を実施し、維持管理を行っているところであります。

また、町の花アジサイについても、健康温泉館を彩る梅雨の時期における観光スポットとなっておりますので、美しいまちづくりの推進や観光の見地からもさらなる花の名所づくりに向け、道の駅再整備と併せて、今後も桜やアジサイ、こういった花の植栽に積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

管理運営の件についてありました、株式会社大江町産業振興公社が担うことが望ましいのではというご意見であります。

経営のノウハウや人材の確保が維持管理をする上での課題だというふうに思います。産業振興公社については、選択肢の一つとして考慮していきたいと現段階では思っています。

引き続き、関係団体等と調整をしながら、再整備の詳細について検討を重ねるとともに、町内事業者とノウハウを持つ町外の事業者との連携方法なども含めて管理運営方式の検討を進めてまいります。

町民にとって、よりよい道の駅と、テルメ柏陵エリア全体の魅力向上に向けて整備を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。私からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） 今、まず温泉のほうからですけれども、町長より温泉のほうも前向きな形で検討ということでありましたので、進めていただければありがたいかなというふうに思います。

なぜかといいますと、今、柏陵エリア全体というふうに町長が今この計画にもう今なっているわけなんですけれども、今町長もおっしゃいましたけれども、町民のためになるかというところが一番の底辺にあると思います。温泉、温泉の新しい、新しいかどうか分からないですけれども、7年、6年前に建てた部分と、あともう一個の部分が脱衣所もそれなりになっていると。浴場も不具合が起きておる。一緒に入浴、私も温泉通っていますので、一緒の方々からも古い、新しいという表現は、これはまずいんじゃないかなと私は思うんです。古いとか新しいとか、この温泉でいって古い場所、新しい場所というのは、この言葉は非常によくないかな、町民の方々から出てくるのはと思うので、道の駅、温泉というのはなぜ同時オープンというのは、そういうところで何とか一緒にオープンしたほうがいいのかないかなというふうなことであります。

今朝の新聞にも七夕飾りが載っていましたが、職員の方々も一生懸命、あれ2月ぐらいから作ったそうですけれども、一生懸命作っていただいて、喜ばれているようであります。コロナ禍によって、一つ一つ脱衣籠も消毒したりロッカーも消毒したり、非常に一生懸命その温泉に対して従事していると思います。そのような観点からも、新しく変えていったほうが、働く方々の働きがいもあるのではないのかなと思ったりもするので、申し上げたところでした。

道の駅と温泉をもし新しくなるとすれば、やはりこれはかなり大事業なわけで、やっぱり一つの公社が、副町長もそこにいらっしゃいますけれども、副町長、公社の専務と一緒に携わっているなどこかよく分からないですけれども、補助金を探してもらって、少しでもそれに対してどういう補助があるかとかでも探したりして、進めていただければいいのかなと思ったりもしております。そんなところで進めていただきたいと思います。

なぜ同時にオープンしたらいいのかというところを考えますと、この前の全員協議会で町の長寿命化計画というのが出ていましたよね。それで今教育長あのおとき、今のところ中学校は2クラスが推移するだろう、今後、小学校が複式学級が増えていけば、どういうふうになっていくかというようなこともありましたけれども、この道の駅を開発するのに当たってあと3年から4年という中で大事業、その先も考えればちょうど小学校、中学校のところにもあと10年後、道の駅が三、四年かかってその後計画に基づいて学校関係の施設をあとこれから計算すれば10年ぐらいになるのかな、その間にそういう形になるかもしれないので、そういうところも見越しながら、今、同時にどかんとオープンしたほうがいいのかないかなというふう考えたところでした。



ここずっと番号振ってみましたけれども、いろいろと考えてみれば、キッズルームを充実すればやはりじいさん、ばあさんがわざわざそこに行って楽しめるような場所であれば、そこに行くと思います。行って、そこでは今度ソフトクリームなり何なりを買ったりするかもしれない。そういうようなところを目指していくような形づくりが非常に大事なのではないかなというふうに思います。

通過型ではなくて、ここに目的を持っていくと。そしてなおさらこの目的地、道の駅おおえに行けば、あの世界が感動したおしんというものの筏のロケ地もあると。ここを拠点に楯山城とか重要文化的景観とか、様々なところにいかがですかというような案内ができる案内所、拠点になるところのつくり方というのが必要なのではないのかなと思っております。それにはやっぱり公社が全てを担ってそれぞれにエキスパートの人材を派遣するというような形を取ったらいいのではないのかなとは思っていますけれども、もう一度、その産業振興公社のほうに全て任せるといことはいかがなものか。町長の今の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 温泉と道の駅の同時オープンという提案の件に関しましては、先ほど申し上げましたが、可能であればそういったことも実現していきたいというふうに思っていることでありまして、道の駅自体は今のところでは令和6年度オープンというふうなことです。これも10億程度の県の費用も含んでですが予算的なことがある。そしてさらに温泉施設の建て替えというふうなことになるれば、こちらのほうも恐らく最低でも3億程度はかかるのかなという現段階での見込です。そういった事業をどういう財政の確保の中でやっていくかというのもこれも町の大きな課題の一つであります。そこら辺をすり合わせをしながら進めていきたいというのが同時オープンに向けた私の考え方であります。

あともう一つは、施設が先ほど新しい、古いという選別、区別の話がありましたが、お客様の中でも、今日はどちらのお風呂が男風呂ですか女風呂ですかという聞かれ方を電話等であるそうです、問合せとしては。ということは、やはり新しいほうのお風呂だったら私は入りたいという意味合いも含んでいるのかもしれませんが。そういったことを考えれば、ぜひ25年以上たつ浴室というふうなことでありますので、ぜひそこはリニューアルをして、これまでのお客様、そしてこれからのお客様に対して快適な環境の中で入浴いただけるものを造って準備していかなければ、温泉のお客様の確保につながっていかないのかなと思いますし、一つ例を挙げれば、千葉にある何とかランドさんの部分については、常に新しいものを入れ

ながらお客様を回していくと。そういったことがあって持続性が確保されるということのかなと思います。そういうことも含めて改築についても前向きに検討していきたいというふうなことを申し上げたところであります。

あとは、公社の運営というふうな部分であります。私は公社が運営することも一つの選択肢だというふうに申し上げました。ただ、今の公社の体制では、とてもその部分まで会社としての経営を広げるといふような体制も能力もないのではないかと思います。そのためには、体制、能力を築き上げられる人材なり会社としての力をつけなければならない、補強しなければならないというふうなことになると思います。その部分が公社として広げてやっていけるのかどうか、人材をどうするのかどうかというふうなことで、それをこなした上でうまく回っていく体制がつかれるのかというふうなことが必要だと思います。

方法としては、その部分、民間の方のお力をお借りしながら一緒にやるという方法もあるだろうし、また、場合によっては別な形の会社をつくるなんていうふうなこともあるのかもしれない。そういったことも含めて、今サウンディングの調査の結果なども含めて、いろいろ調整なり工夫をしている、検討をしている最中でありまして。

公社ありきでは今のところは進まない状況だというふうに思いますので、そういった環境を全体的に見ながらその部分は判断していきたいなと思いますので、ぜひ様々な角度からご意見を多数お寄せいただきながら、一緒に検討していけたらなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） 副町長とともに知恵を出して古きよきものを掘り起こして町おこしにも活用しながら、目的を持ってこの建物に来るんだというような形が望ましいのではないのかなというふうに思います。

やっぱり、「あの道の駅古いもんな」と、「あだな古い道の駅この辺さねえべ」と言う人もいるんだね、やっぱり。駐車場もやっぱり狭いというので、周りを見渡してみるとやっぱりここら辺がちょうどよかったんじゃないのかというふうに思っておりますので、今、大河ドラマで活躍している渋沢栄一だったらどのような形に進んでいくのか聞いてみたいものだなと思ったりもしていたところであります。

以上で、次の質問に入りたいと思います。よろしくお願いたします。

幼稚園・保育園のICT環境についてお伺いします。

新型コロナウイルス感染防止により、社会のあらゆる分野でデジタル化が急速に進む中、

国では令和3年9月デジタル庁創設を目指しています。我が町も、小中学生に1人1台の端末を配備するGIGAスクール構想により、配備完了しこれから実証授業が始まっていくのかなと思っております。

そこで、次年度小学校1年生になる幼稚園・保育園の年長組さんに、将来必ず使うであろうタブレット端末に慣れていただく意味でも、Wi-Fi環境を整備し、1人1台のタブレット端末を各施設に整備してはいかがでしょうか。町長、教育長にお伺いします。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 保育園・幼稚園の年長児に対しての1人1台程度のタブレット端末というふうなアイデアでございますが、お答えをしたいと思います。

私のほうからは、全体的な子育てなどに関する、こちらのことにすることを申し上げながら、教育的観点のほうから教育長のほうから答弁させていただきたいと思います。

現在、国のほうでは、情報通信技術ICTと言われるものを活用した教育を推進しており、小中学校におけるGIGAスクール構想が進められており、1人1台の端末、そして高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育の実現、こういったものを目指して動いております。

しかしながら、この構想には、現時点では保育園や幼稚園などは含まれておらず、ICTの活用はそれぞれの園の考え方に委ねられているのが現状です。

また、やっぱり私立保育園、そして民間の運営、そして公立保育園と、こういった中でも現状は少しずつ違うのかなというふうに思います。

幼児教育、保育の理念として、安全で情緒の安定した生活ができる環境を提供する、そして生涯にわたる生きる力の基礎を育てることであり、特に幼児期には、人との関わりの中で基本的な習慣や態度、自主性や協調性を養う、こういったこととともに、外遊びなどを通して自然への興味や関心を育て、心豊かな心情や思考力の基礎を培うことが重要だというふうに思います。

このため、今後の保育園や幼稚園におけるICT環境の整備については、従来の保育に加えてのコミュニケーション能力や創造性を補完することを目的に適切な使い方を指導する中で、例えば、まずは1施設にタブレット1台程度を試験的に導入するなど、子どもたちに与える影響を十分考慮しながら検討してまいりたいと思います。

このことに関しては、保護者の方の様々な考えもあると思います。小さい時期からそうい

った電子機器に触れさせることが健康的にどうなのか、発育上どうなのか、そういった心配をされる保護者の方もいらっしゃると思います。こういった点も整理をしながら子どもの健やかな育成につながることを、または現代社会におけるそういった環境に慣れさせていくというふうな部分で、少しずつ進められたらなというふうに考えております。

それでは、教育的観点のほうからは、教育長のほうから答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 教育長の答弁を求めます。

犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 菊地議員のご質問にお答えをいたします。

幼児教育の基準となる保育所には保育指針、幼稚園には教育要領、幼保連携認定こども園には保育要領というのがございます。その中に、健康・人間関係・環境・言葉・表現の5領域の狙いと内容が共通して記載されております。

例えば、健康領域ではいろいろな遊びの中で進んで戸外に出て十分に体を動かす。人間関係領域では友達と積極的に関わりながら関係を深め、喜びや悲しみを共感し合い、思いやりを持つ。環境領域では、自然に触れて生活し、その大切さ、美しさ、大きさ、不思議さなどに気づいて関心を持つ。言葉の領域では、人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。表現領域では、感じたこと、考えたことを音や動きなどで表現したり、自由に描いたり作ったりするなど、このように幼稚園と保育所のように施設は違っても、そこで行われる幼児教育は共通して行っております。これは、小中学校でいえば学習指導要領のようなもので、ある一定の教育活動が行われるべきものとして規定されていることとなります。

議員がおっしゃる、幼児のうちにICTに触れることで、これらの5つの領域の中で、それぞれの狙いに達成させることができるのであれば取り入れていく方法もあるかと思えます。

幼児教育に携わっている先生方の必要感や子どもの発達段階とICT教育の在り方を慎重に吟味していかなければならないと考えます。と申しますのも、一見よさそうに見える早期のICT教育も使い方一つで毒にも薬にもなる。その危険性をはらんでいるというふうに思っており、あのアップルのスティーブ・ジョブズでさえ、家では子どもがiPadを使うのを制限し、読書会や会話の時間を大切にしたいという興味深い新聞記事がございました。

このICT教育は、諸に就いたばかりでありますので、学力向上につながるというエビデンスはまだはっきりいたしません。町長が先ほど申し述べた子どもの影響を十分に考慮に入れるというのは、そのような意味だろうというふうに私は理解をしたところであります。小

中学校においては、ある程度の実体験が基礎としてあって、その上でICTと関わっていくことを前提に進めることができますが、幼児の段階では使い方によっては、危うさを感じているところでもあります。実体験、人と物、自然との関わりの中で、実体験を積むということがやっぱり大事なんだろうというふうに思っているところでもあります。

いずれにいたしましても、デジタル社会に備えて幼少期からタブレット端末に触れさせることの議論は今後も続いていくと思われまますので、世の中、動向、子どもの実態等を注視していかなければならないと考えているところでもあります。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） ご答弁ありがとうございます。

今、町長も教育長も小さいときからのデジタルとはいかがなものかなというふうなところもあったかと思えます。でも、よくよく考えてみれば、うちにも小さいおぼこがいるんですけども、1歳半ぐらいになるんですけども、もうお母さんたちがいろいろ見ていると、携帯、スマホでこの子どもを操っているんですね。音楽聞かせたり、触らせているの、こうやって。もう2つ、3つぐらいの子どもも、うちに来たお客さんなんかもみんな触らせて、これでもって黙らせたり、このスマホでもって子どものコントロールをしている、今時代なんですよ、時代なんです、今。

デジタルというものの概念だけを考えれば云々というのはあるかもしれないですけども、実際、スマホでお母さん方がユーチューブから取った音楽を流して黙らせるとか。何か絵を見せて、動画を見せて黙らせるとか。そういうふうな中で十分今おっしゃることは分かるんですけども、幼稚園、保育園の業務体制に支障がないような形であれば、そのデジタル端末を使って自由にお絵描きをさせたりする時間とか、それを総合で、何でしたっけ、ミライシードというやつですよ、ソフト今中学校、小学校で使っているの。そういうもので、共通で皆で遊ばせると。ユーチューブで音楽を取ってこられると。そういう使い方ぐらいでしたら、いかがなものかなと。

学校教育の中に入るの、あれでしょうから、鉛筆も持てないとか靴もそろえられないとか、そういうところが小学校の1、2年生は最優先課題だと思うんですけども、幼稚園のほうに、なぜそういうふうなものがあつたらいいのかなということを少し考えてみると、今、子育て施策、どこの町でも同じような、建てたら何ぼ補助する、何する、大概どこの自治体も同じような形であるように思われます。それでは人の取り合いになるような気がするんで

す。

こっちが有利だから中学校入ったから何万あげる、中学校入ったらお祝金何万あげる、そういうのが裕福な自治体はできるかもしれないでしょうけれども、そうでないところはそういうのができないというのであれば、人の取り合いを防ぐためには、この町は何を売りにしていくのか。そうしたら英語に力を入れている、この町の教育は英語に力を入れているぞと。小さい頃からパソコン、デジタル端末を配置していろいろ将来に向けてちょっと遊ばせているとか。そういうふうな観点で、なおそれにプラスして、デジタル端末なんていうのは物すごい知識が必要だと思いますので、あわせてそれを統括する専門員が1人いるとか、そういう町ではいかなものかなというところから考えたところでありますけれども、町長、そのあたりもいかが思いますか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今のお話を聞いていて私感じたのは、やっぱり時代の流れというのは物すごく早いものだというふうに思います。菊地議員が今ここで話ししていること、我々とやり取りしていること、これが5年後、10年後、あの議論は何だったんだろうかねというようなことになっているのかもしれない。そのところは、まだまだ先のことは分かりませんが、特徴的な教育としてそれを取り入れるかどうかというふうな部分については、まずは今のところそれが最優先ではないのではないかとというふうな意味合いから先ほどのお答えをさせていただいたところです。

実際、小学校1、2年生がどれだけタブレットを操り利用して教育ができるのかというのもまだまだ分からない現状です。その辺のところを検証しながら、さらに年齢を落としていくというふうな作業も必要ではないかと思ひますし、時代に合った様々なやり方、効率的な方法というふうなことは必要かと思ひます。

ちょっと私も子育てなり、子どもを見ている中で感じたのは、今の保育園でお迎えを待っている間、ビデオを見ているのが普通だそうです。そんなことは昔はなかったと思ひます。せめて紙芝居とかそういったことで子どもたちを退屈させないようにしていた。ただ、今はそういう時代にもなっていると。これも効率化なり、現代に合った一つの保育なり管理の方法なのかもしれません。そういうことを思うと、家でやっている部分についてそれを保育園なりに持ち込んでいくというふうなことはまだちょっと早いのかなというふうに、私は感じているところであります。

ただ、時代が要請するところは、目の前にあるのかもしれない。その辺は見極めながら

判断していきたいと思えます。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

先ほどの道の駅のときも申し上げましたけれども、町民のためになるか、子どもたちのためになるかというところから、もう時代が令和になって、もうデジタルなんかはうちでもそうですけれども、2年、3年ぐらいで替えなきゃならないですね。パソコンも替えなきゃならない、カメラも進化していっていくという中でありますので、本当に世の中デジタル全盛だと思えます。

そのデジタルを有効に活用することの教育を売りにするとか、あと小中、幼稚園合わせて、行政一般もそうなんでしょうけれども、この町にはデジタルにすごい特化した専門職員がいると。それを胸張って他町に言えるような、全てを網羅できるような専門員もいたりとか、そういうふうな未来像でしょうけれども、非常に使い勝手をよくしながらデジタルとともに学校の生活なんかも変わっていくのかなとも思えますけれども、うまく活用して教育に結びつくことができるのではないのかなというふうに思うところあります。

そんなことを願いながら、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（菊地勝秀君） これで、菊地邦弘君の一般質問を終わります。

---

### ◎散会の宣告

○議長（菊地勝秀君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

なお、午後からは議案調査のため休会とします。

明日午前10時に本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時56分





## 令和3年第2回大江町議会定例会

### 議事日程(第4号)

令和3年6月8日(火) 午前10時開議

- 日程第 1 議第48号 大江町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議第49号 大江町中小企業支援緊急対策基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議第50号 令和3年度大江町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 4 請願第2号 「消費税5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願
- 日程第 5 請願第3号 沖縄の辺野古新基地建設をめぐる問題を全国で議論し民主的に解決することを求める意見書の提出に関する請願

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	副町長	榎英毅君
教育長	犬飼藤男君	総務課長	五十嵐大朗君
政策推進課長	鈴木利通君	税務町民課長	阿部美代子君
健康福祉課長	伊藤修君	農林課長	秋場浩幸君
建設水道課長	櫻井洋志君	教育文化課長	西田正広君
会計管理者 兼出納室長	清水正紀君		

---

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	金子冬樹君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	伊藤美幸君
--------	-------	------------------------	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（菊地勝秀君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（菊地勝秀君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

---

◎議第48号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第1、議第48号 大江町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 議第48号 大江町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行により、新型コロナウイルス感染症は感染症法の新型インフルエンザ等感染症に法的に位置づけられました。

これにより、新型コロナウイルス感染症を規定していた改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2が削除されたことから、傷病手当金を規定する本条例附則第6項中の新型コロナウイルス感染症に係る部分を改正するものであります。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第48号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第48号 大江町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議第49号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第2、議第49号 大江町中小企業支援緊急対策基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） おはようございます。

それでは、議第49号 大江町中小企業支援緊急対策基金条例の一部を改正する条例の制定について詳細をご説明申し上げます。

資料5、新旧対照表をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症については、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2より、新型インフルエンザなどとみなして法の規定を適用してきたところであります。

このたび、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、いわゆる感染症法の一部改正により、新型コロナウイルス感染症は、新型インフルエンザ等感染症に法的に位置づけられました。これに併せて新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2は不要となり、削除されました。

このことから、条例第1条中の新型コロナウイルス感染症に係る部分を改正するものであ

ります。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することといたします。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第49号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第49号 大江町中小企業支援緊急対策基金条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議第50号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第3、議第50号 令和3年度大江町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第50号 令和3年度大江町一般会計補正予算（第3号）の詳細についてご説明いたします。

初めに、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

6ページをお開きください。

2款総務費は203万6,000円の増額です。

1項4目財産管理費は役場庁舎のトイレ手洗器の自動水栓化と、男子トイレの自動洗浄化を行う工事費を計上しております。

なお、同様に自動水栓化の工事費として、4款1項4目の保健センター、7款1項3目の

観光費は健康温泉館と柳川温泉、10款では小中学校とふれあい会館、体育センターに係る費用を計上しており、総額では1,400万円ほどを見込んでおります。

6ページに戻っていただいて、2款1項6目電子行政推進費は、役場庁舎に設置されている無停電電源装置のリース期間満了に伴い、設備の撤去と返却のための運搬費用が必要となったため、関連費用を計上したものであります。

2項1目税務総務費は、昨年も取組を行った町税の口座振替キャンペーンを再度実施するための奨励金と事務経費であります。

3款民生費は631万円の増額です。

2項1目児童福祉総務費は、コロナウイルス感染症による影響が長期化していることから、低所得の子育て世帯の生活支援として特別給付金を給付するものであり、給付金のほかシステム改修などの事務経費について、歳入歳出それぞれ同額の事業費を計上いたしました。

7ページの4款衛生費は168万9,000円の増額です。

1項1目保健衛生総務費は、未熟児の養育医療費として、対象乳児4人分を追加するものであります。

6款農林水産業費は213万4,000円の増額です。

1項7目大山自然公園管理費は、コテージA棟、B棟のユニットバスが老朽化による不具合が生じたため改修工事を実施するものです。

7款商工費は555万円の増額です。

1項2目商工振興費は、コロナウイルス感染症の長期化により、雇用調整助成金の特例措置が6月30日まで延長されたことから、昨年12月まで実施した補助金と同様に、令和3年4月から6月までの期間において、社会保険労務士等に雇用調整助成金の申請代行をした場合の手数料に対しまして、補助金を交付し支援するものであります。

8款土木費は1,064万6,000円の増額です。

2項6目橋梁維持費の橋梁補修設計委託料は、旧最上橋の長寿命化に向けた手法を検討していくための設計を行うもので、寒河江市側の事業費につきまして、寒河江市との協定に基づき、歳入歳出それぞれ同額の事業費を計上いたしました。

8ページの5項1目住宅管理費の町営住宅修繕工事費の追加は、みなみ団地のC棟、D棟において、経年劣化による不具合が生じていることから、対策を講じるものであります。

5項2目住環境整備費の空き家等除却補助金は、昨年の冬の豪雪の影響と思われませんが、空き家解体の需要が高まっており、既に当初予算で想定した件数を大幅に上回る見込みとな

っております。将来的にいわゆる危険空き家を発生させないためにも、時期を逃さず適切に対応していく必要があることから、当初予算と同額を追加するものであります。

10款教育費は1,650万5,000円の増額です。

1項2目事務局費の消耗品費及び事業用備品購入費は、小中学校における感染防止対策を徹底していただくための費用であります。ネットワーク等設定委託料は、大江中学校での学習で活用しているタブレットについて、インターネットに同時接続できる台数を増やすためのものであります。

9ページの5項2目体育施設費の体育施設整備等工事費は、冒頭に説明いたしました手洗器の自動水栓化のほか、夏場におけるトレーニングルームの環境改善と、感染防止対策を図るためエアコンを新たに設置いたします。

11款災害復旧費は2,703万円の増額です。

1項1目土木施設災害復旧費の測量設計等委託料は、3月に発生した町道山田原市野沢線の地滑り災害に関して、既に予算計上済の測量、ボーリング調査に加え、地滑りの解析と設計を行う費用などを追加するものであります。災害復旧工事費は、雪解けによって被災した町道の復旧対策費であります。

以上が歳出予算の概要であります。

4ページに戻っていただいて、歳入予算をご覧ください。

歳入予算につきましては、事業実施に伴う特定財源となる国・県補助金などのほか、不足する財源には、前年度繰越金を充当しております。

なお、14款2項1目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、今回の追加で大江町への交付見込額1億1,145万2,000円全額を計上したことになります。

以上が、令和3年度大江町一般会計補正予算（第3号）の内容であります。

○議長（菊地勝秀君） 議第50号の質疑を行います。

8番、伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） ページ数7ページ、6款の農林業水産費の中でお聞きします。

大山自然公園のコテージのバスの交換ということで、A、B棟が交換するということなんですけれども、去年からコロナが出て、何か増えているなんという話もあるし、人気だというような声もあるし、去年と今年で果たしてコロナの影響でどうなるのか、その辺のちょっと報告と、それから、そのほかのA、B棟のほかのユニットバスの例えば状況なども教えてもらいたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） それでは、大山自然公園の利用状況というようなことでございますけれども、まだコロナが発生していなかった令和元年につきましては、4,467名の利用となっております。令和2年、昨年でありますけれども、コロナにより1か月程度の休業をしたというふうな、しかも連休中も含めてというふうなことでありましたので、2,790名の利用となっております。

今年度につきましては、4月、5月の利用状況につきましては、こちら件数なんですけれども、人数でなくて件数ですけれども、4月についてはコテージ5件、キャンプ場56件、5月はコテージが37件、キャンプ場が53件でありまして、5月28日現在の予約状況を申し上げますと、6月はコテージ20件、キャンプ場2件、7月においてはコテージ28件の既に予定をいただいているところでございます。あと、A棟、B棟以外のユニットバスについては、現在のところ、特に支障なく利用されているということでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） ありがとうございます。

結局、去年のコロナではちょっと減少したけれども、今年は何かまだ少しずつ戻りつつあると考えていいのか、ちょっと最後でよろしく。

○議長（菊地勝秀君） 秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 今年度についても、まだ若干コロナの影響あるかとは思いますが、現在いろんなキャンプ人気があるんだというようなこともありますし、コテージはやはり密を避けるという意味でも、仲間同士で利用するということで利用も増えてくるのではないかなというふうには見込んでおるところです。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 6ページの総務費の税務総務費についてであります。7の報償費、口座振替奨励金ということで40万ほどあるわけですが、これは、今総務課長が言ったように昨年から行ってきたと、こういうことでありますが、この件に関して、口座振替をすれば奨励金がもらえるという案件なわけですが、これ以前から、去年からというかその前、奨励金がないときに口座振替を行っている方へのメリットというのではないのかということで、ないとすればないと思うんですけれども、後からその口座振替を行ったほうが得をすると、単純に。そういう制度と理解していいのかなと。早くやった方はその奨励金分損し



ていると、こんな形で理解していいのか。

それから、もう一つは、納税する税金がいろいろとあるわけですが、例えば、固定資産税だけで、固定資産税のみのその口座振替とした場合は、この奨励金はもらえるのかということではちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） ただいまの結城議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず初めに、こちらのキャンペーンの目的であります。新型コロナウイルス感染症対策として口座振替を推進し、金融機関等の窓口における3つの密を防ぐことで感染リスクの低下を図るとというのが最大の目的でございます。そのため、先に口座振替をなさっていた方については、残念ながらメリットはないものでございます。

それから、対象者についてであります。今回のキャンペーン期間は7月1日から9月30日までの3か月間を予定しております。その間に、1税、1つでも、1つの税目でも振替科目を追加した町民の方を対象としたいと考えております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 何か、私は大分前からこの口座振替をやっております。奨励金がもらえなかった、今からやる方はもらえる。何かね、ちょっと変な感じもするわけです。それで、こういう予算というのは去年もあったということですから、当初予算に盛るべきものであると、こういうふうに思うんですが、何でその6月補正の予算となるのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 昨年度実施もさせていただいて、なぜ今というご質問であります。昨年度のキャンペーンの効果、または今年度コンビニ収納ということで新たな納付方法も実施したことから、そちらの収納の検証をさせていただきたいということで、今回の補正で上げさせていただいたものです。昨年度実績がキャンペーン期間中、該当者178名ということで効果が得られたという実績に基づきまして、今回補正に上げさせていただいたものです。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 昨年度を見て、実績があった、効果があったと、これは分かるわけです。もちろんそれに効果が出てくると思うんですけども、補正予算という性質が、当初予算成立後に発生した事由によって当初予算どおりの執行が困難になった、そういったときに本予算の内容を変更するように加えた予算なわけですね。だからこれに当てはまらないんじゃないかと。補正にはそぐわないんじゃないか、こういうふうには私は思うんですけども、何かその、あるいは予備費で対応するとか、あるいは突発的な災害によるとか、あるいは経済的情勢が悪化したとか。そういうものでないわけです。だから、本当はこの当初予算で来るはずだったんですよ。何で6月なのかと、まだ、いまいちちょっと分からないというんですが、その辺教えてください。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 答えいたします。

おっしゃるとおり、6月補正予算につきましては、予算編成する上での基本といたしまして国・県補助金を充てて計上する事業でありますとか、本当に緊急性を必要とする事業というのに限定しております。そうした中で、議員ご指摘のとおりこの時期ではふさわしくないのかというご意見がありますけれども、口座振替につきましては、年度当初賦課する時期でありますけれども、その際にこの口座振替を推奨してこの時期に合わせて、この口座振替率を上げていこうという考え方から、今回、6月で計上させていただいたというようなことになるかと思えます。

○議長（菊地勝秀君） ほかにございますか。

2番、菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） 2番。

8ページの土木費、住環境整備費の中の空き家等除却補助金追加の中で、空き家がどんどん解体されるか分からないんですけども、この内訳、実績をまず教えてください。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 答えいたします。

空き家除却補助金でございますが、当初予算で300万円、今回追加ということで300万円の計600万円になります。現在、令和3年度ということで申請を受け付けておりますが、申請件数が今現在6件ということで当初予算の300万に達したというような状況であります。豪雪による管理がなかなか大変だというようなこともあってかと思えますが、そういったことでちょっと増えているというようなこと。あと、今現状として空き家を解体したいというよ

うなご相談を数件受けておりますので、今後もちよっと増えるだろうというようなことが見えておることから、補正で追加させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

これからの見込みというか、そのものの世界はどのような形ですか。どんどん増えていくというのはいいことか何か分からないですけれども、そのあたりどういうふうに捉えていますか。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 今年度に関しては、現在6件申請をいただいているというようにことと、ご相談いただいているのが現在6件、合わせて12件でございます。やはり今年については豪雪というようなことがあったかと思えます。今後においても、相続の関係とかで住まなくなったということが多分発生するのではないかなというふうに考えております。毎年何軒ぐらいというのが、ちょっとなかなか想定できにくいところではあるんですが、今後こういった補助金活用して解体したいという方がいらっしゃるかと思えますので、それに応じた形で対応ということでは考えていきたいなと思っております。

以上でございます。

〔「関連」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） ちょっと関連でしますけれども、この大江町の空き家除却支援事業補助金ということでありまして、人の居住の用に供していた町内に所在する住宅でおおむね3年以上居住されていないものが対象になると。居住されていないその空き家というのは、これ何軒ぐらいあるのかなと、把握しているのであればお知らせいただきたいし、それから家の部分というのがありまして、自然災害によって被災されている場合のこの除却必要性が認められるものということの2つあるわけですけれども、この自然災害により被災している空き家というのは、どのぐらい、何軒ぐらいあるのかというのは、こういうのは把握していないんでしょうか。していなければあれですけれども。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 今現在の空き家ということでの、おおむね3年を経過している空き家というような具体的なちょっと軒数については、建設水道課としては押さえ

ておりません。

あと、自然災害というような部分では、昨年度最上川の豪雨の関係で一部そういった対象というようなことでこの補助金を活用した事例はございますが、今年度においてはそういう事例はございません。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 政策推進課のほうでは把握していないんですか。

○議長（菊地勝秀君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

平成28年、29年に空き家調査を実施しました。そのときの時点で空き家の軒数については170軒というような状況がございました。その内訳については、ちょっと今現在資料を持ち合わせておりませんが、具体的に先ほどあった除却に対応する3年以上云々とそこまでは調べておりませんので、実際の軒数については170軒の内数になるのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） ほかにありますか。

宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 6ページ、3款2項1目の19節扶助費ですが、子育て世帯生活支援特別給付金ということで540万ほど計上されております。単純計算にしますと、児童1人当たり一律5万円というふうにお伺いしていますので、540万を割った場合108人の方に、180世帯というかの方に支給されると思いますが、これと、それから支給される対象の方はひとり親世帯給付金ももらっているわけなんですけれども、これを除いた世帯というふうに考えてよろしいか、お伺いします。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） お答えをいたします。

今回の子育て世帯生活支援特別給付金については、その趣旨としましては、新型コロナウイルス感染症による影響ですが、長期化する中で、低所得者の子育て世帯に対してその実情を踏まえた生活の支援を行う観点から支給するというものということで国の事業になってございます。

支給対象としましては、2点がございまして、まず1つは令和3年4月分の児童手当また

は特別児童扶養手当の支給を受けている方であって、令和3年度の町民税均等割が非課税である方。あともう一つは、対象児童令和3年度末18歳以下の方を扶養している方で、当然来年の2月まで出生される子どもも対象となりますから、それを養育している方であって、令和3年度分の町民税均等割が非課税である方、あわせて今回のコロナの影響を受けて家計が急変してかなり収入が激減した方についても対象となっているところでございます。

今回の対象につきましては、予算の中ではまず国の補助対象分として106名の方を見ております。ただ、今回の制度設計に当たっては、先ほども申しましたとおり、来年の2月まで生まれたこどもは対象にすると。ただ、3月に生まれた子どもは対象となってございませんので、本来年度内での制度であれば当然3月生まれの方は不利益を生じることになりますので、その分は町単独ということで、予算としては2名分ということで計上させていただいているところでございます。内訳としましては、国庫補助対象が106名、町単独事業が2名というふうになっているところでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） ご丁寧な答弁ありがとうございました。

それで、この文書、私が調べた文書によるとひとり親世帯、今回の給付金を受給済み、受取り済みの方以外というふうになっているんですけども、それと可能な限り速やかに支給というようなことをうたっていますので、速やかな支給というのは何月頃なのかお伺いします。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） ちょうど先ほど説明が漏れましたけれども、ひとり親世帯という制度もございます。それについては県のほうから直接支給されるようになってございますので、今回はそれを除いた分を町のほうで支給するという形になります。

速やかにということは、先ほども申しましたとおり、今年度分が町県民税の均等割が確定しないとその事業が進められませんので、今多分税務町民課のほうでその辺を詰めておりますので、その結果が出次第に、支給に当たっての事務作業のほうを進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（菊地勝秀君） 3番、藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 3番、藤野です。

今に関連してですけれども、まず申請方法というのはどういうふうになるのか、教えてくださいたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） 先ほど対象者が2つあるということで申し上げましたけれども、基本的に令和3年4月分の児童手当と特別児童扶養手当の支給をしている方については、町のほうで把握をしておりますので、その方については申請不要とさせていただきます。

ただ、家計が急変したとか、そういったところについては個人からの申請がないとなかなか判断できない部分がございますので、その分については申請主義ということでやらせていただきたいと。ただ、いきなりそういう制度があったとしても町民の方はよく分からないと思いますので、その辺のところは広報で十分に周知したいと思っておりますのでございます。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 町の広報で要項を教えてくださいということなので、分かりやすい方法でしていただければなというふうに思います。

あと、この件に関してですけれども、この予算はコロナ対策として国から財源が出ているように思いますけれども、補正予算全体を見ると、手洗い自動水栓化等の予算が多く、一般財源から出ているものがあるなというふうに見ていますが、支出するものあるなというふうに見ていますが、コロナ対策費として補正予算全体、特定財源の金額と一般財源の金額、割合どのようになっているかを教えてくださいませんか。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） お答えいたします。

コロナの地方創生臨時交付金につきましては605万2,000円でありますけれども、これはやはり特定財源であります。一般財源につきましては、歳入4ページ、5ページ見ていただきますと、一般財源は最後の繰越金だけが一般財源でありまして、それ以外が全て特定財源になるかと思えます。割合的にはこれを割り算すると、一般財源の割合としては69.7%というふうになります。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 総務課のほうで先ほど手洗器の自動水栓について説明があったわけです。新型コロナウイルスの接触感染を防止するために、そして、非接触型の手洗器自動水栓の導入ということでこれは全国的に導入されております。今手で握ってひねる蛇口が一般的だったのが、学校等の手洗い場がかざすことで水が出る自動水栓に替わると。非接触で衛生的に水が流せる。手洗いの負担を軽減できると同時に閉め忘れも防止できるんじゃないか。

これは大変いいものであります。大歓迎でありますけれども、この作動が電気式なのか、電池式なのかというところをちょっとお伺いします。

要するに電気であれば停電時にこのセンサーが働かなくなって手をかざしても出ないというふうになりますので、そういったところを心配していますので、この場合はどういうふうクリアしていくのかということでお伺いします。

○議長（菊地勝秀君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時37分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） お答えいたします。

工事費については、各款にまたがっているわけでありましてけれども、全て乾電池式での機器を設置したいというふうに考えております。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 全国的に乾電池式になっているようでありますから、停電は心配ないと、こういうふうになるわけですね。この手洗器自動水栓化工事というのは、今各款にわたっていると。庁舎、小学校、中学校、ふれあい会館、保健センター、温泉施設、体育施設、こうあるわけですが、これの工事費の入札というのは各課共通で一括入札を行うのかどうかというところ、お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） お答えいたします。

トータルで1,400万円ほどの工事費になるわけですが、おっしゃるとおり一括して入札をかければ諸経費が安くなるというメリットも当然期待されるかと思いますが、今のところはそれぞれの款ごとに発注をしたいと思っております。ただ、教育委員会につきましては、例えば小中学校とふれあい会館まとめて入札するなんていうことも可能かと思っておりますので、そのやり方につきましては、今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 各科目によって、その入札していくというようなことでありますけれども、だと、業者というのがそもそも皆違ってくるというふうになってくるのかなというふうに思います。何といたしますか、工事全体の工事の完了というか、それがいつになるのか、お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議決いただきましたら、すぐに入札の準備を進めたいと思っておりますが、全国的にこのような工事が集中しているというふうなことを聞いております。ですので、部材の納品が遅れる可能性もありますので、現時点でいつまで完了という見込みは立てられないというような状況になるかと思っております。

○議長（菊地勝秀君） 5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） ページ、7ページ、商工費の中から商工振興費ということで雇用調整助成金申請代行補助金320万円で、今年度もここに上がってきましたが、昨年度も雇用調整助成金の代行補助金ということで出ていると思います。このコロナ禍におきまして、なかなか雇用がうまくいかない中で、国のほうの政策として働いている人に補助金を出すと、そういう部分の会社側に対しての申請の補助金になると思いますけれども、去年度のまず実績と、今年度同じような企業が再度申請するときにも、この補助金が使えるのか、それとも、新たな会社、また商店なりが申請するときのものになるのか、その辺ところと、今後、今年度のこの320万円は何社ぐらいを見込んでいるのか教えていただきたいと思っております。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

制度的には、昨年度と同じ制度でございます。ただ、期間的に昨年度は4月から12月まで、今年度については4月から6月までということで対応のほうをさせていただいておるところでございます。

昨年度の実績になりますけれども、昨年度は8件の申請代行補助金の申請がございました。総額で168万2,000円の補助金の額となっております。昨年度も同じように上限40万円で補助させていただいたところがございます。

今年度については、4月から6月までというような3か月の期間でありますけれども、雇用の情勢が見通せないという部分があります。当然国のほうでも6月30日まで雇用調整助成金の特例措置を延ばしたということから、今回補正させていただきましたけれども、上限額40万円、昨年度と同じ40万円を見込んで8件分の320万円を予算化させていただいたところ



でございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 上限40万円ということでありましてけれども、8件分で40万円、去年も8件分で去年は168万円ということなんですけれども、その規模によって金額が違うということだと、そういう理解でいいわけですよね。じゃ、そういう中で、これは去年行った会社がそのまま今年もくるのか、それとも去年行った会社はそのまま、ただ何ていうのかな、申請代行を使わなくても自社でもそういうものができるようになるのか、それとも、一回一回そのたびに代行申請を行わなければならないのか、その辺のところはどうなっておりますか。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

今回の補助につきましては、あくまでも申請代行補助ですので、国のほうに申請する段階で社会保険労務士をお願いして申請代行を行っていただいた部分についての補助となっております。

想定しているのは、同じ業者さん、会社さんが昨年度も補助を該当させましたけれども、今回も補助を該当させると、社会保険労務士をお願いして代行補助を受けるという部分については大丈夫でございます。国の制度が一月分ずつの申請ということになりますので、一月ごとに社会保険労務士をお願いして代行補助を行っている部分については補助させていただきます。あとは、会社の考え方から、自社でできるというような、代行を使わなくても代行補助を使わなくても、社会保険労務士を使わなくても自社でできると、自社の事務員ができるという部分については代行補助には該当しません。あくまでも社会保険労務士の代行補助を使った金額に対する補助ということで成立させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 6番。

7ページの土木費の道路橋梁費の橋梁維持費についてお伺いいたします。

予算計上は委託料ということで600万円が計上になっております。説明を聞いたところ、旧最上橋の劣化による補修だというふうなことをお聞きしたわけですが、当然これまでも橋梁の長寿命化の計画に基づいて定期的にといいますか、計画的に補修工事をやってきたというふうに理解するわけですが、突如として最上橋の補修というふうな追加が出てき

たんですが、この内容をちょっとお聞きしたいというふうに思います。

それから、9ページの災害復旧費でございますが、これも委託料ということで設計委託料が2,000万円が追加になっているというふうな中で、解析等あるいは設計等の追加というふうにお聞きしたんですが、かなりの地滑りというふうな中で、前回の臨時会のときもお聞きしたわけですが、この設計が完了して、そして国の災害査定があって、今年度に事業実施が見込めるのかどうかをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） お答えいたします。

ページ、7ページの8、2、6の橋梁維持費の委託料の追加でございますが、こちらにつきましては、旧最上橋の橋梁の補修に係る設計となっております。旧最上橋の橋梁点検につきましては平成30年度に実施をしております。その結果といたしましては、1、2、3、4の判定があるわけなんですけれども、4がちょっと危険だというような判定になりますが、そのうちの3判定ということで早期措置段階にあるというようなことでの状況でございます。それを受けまして、今回、補修に向けた調査設計というようなことで対応させていただくものでございますが、寒河江市との調整というようなことも含めて対応させていただいているというような内容でございます。

あと、災害復旧の関係につきましては、山田原市野沢線の地滑りというような内容の委託料が2,000万のうち1,800万ということで予定をしております。現在においても地面のほうが進んでいるというような状況でございますが、ボーリング調査を発注はさせていただいているんですけれども、ちょっと現場のほうに入るのが危険だというようなことで、今ちょっと見合せをしているというようなことで、なかなか調査のほうも進んでいないというのが実態でございます。

ちょっと土の動きが止まり次第ボーリングということで入っていきたいと思いますが、今年度の災害査定、間に合うかどうかというのがちょっと非常に厳しいような動きになっております。査定を受けないと、どういった工事を実施していくのかということが、ちょっとなかなか出せないと思っております。

実質、工事については、今年度についてはなかなか難しい、冬季間にかかるということも含めて来年度の実施になるのかなというふうなことでは想定はしておりますが、今後の動き、土の動きによってもちょっと左右されるかなというふうなことでは考えております。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 最上橋の設計委託料なのですが、寒河江市との調整の中でこういうふうな結果になったというふうなお話ですけれども、財源内訳として、その他の部分に600万というふうな同額の財源内訳になっているんですが、これは歳入を見ると負担金というふうな形の中で入ってくるんだということなんですが、全体の事業費の中で600万円で可能だと。だけれども、600万円は4ページの橋梁補修事業等負担金というので600万が入ってくるわけですが、これは寒河江市からの負担金だということで理解すると、事業費が600万円で全額寒河江市からお金を頂くんだというふうな理解でよろしいんですか。

それから、地滑りの関係については、通常6月か7月頃に災害査定があるというふうに私は理解しているんですが、それに間に合わないというふうになると、その工事というものの災害査定というのが、雪が降るまでやらないと思うんですが、秋頃までにもう一回あるというふうな理解でよろしいんですか。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 旧最上橋の調査の件に関しましては、大江町分ということでの600万については、当初予算で計上済みでございます、寒河江市のほうの部分について、入と出というようなことで今回追加させていただくものでございます。調査については1,200万というような中で寒河江市さんから600万円を負担していただくというようなものでございます。

災害復旧につきましては、査定については雪降る前あたりのスケジュールであるわけなんですけれども、そこまで地滑りだというようなことを解析の結果に基づいて証明する必要があります。その部分について、ちょっと現場が動いているというようなことでの解析データの収集がまだちょっとできていないというような状況ですので、今年度、そういったものが地滑りだというような断定できる資料が整えば災害査定のほうに臨んでいきたいとは思っておりますが、今からの梅雨の時期等々もございますので、なかなかそのスケジュール感という部分が、ちょっとなかなか調整できていないなというようなことでございますので、ご理解いただきたいなと思います。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 最上橋で寒河江市と大江町で共同で劣化状況というか、1,200万円で委託して、これはすぐ補修しなければならないというふうな調査なのか、それとも先ほど

平成30年だかにあったランクづけがどれぐらい進んでいるのかというふうな調査なのか、そして早急に補修しなければならないというふうな事態が生じた場合に、寒河江市との調整の中で費用負担、いわゆる1億円かかるなんていうときは、両町で半分ずつの事業費を持ってやるというふうな理解でよろしいですか。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 旧最上橋の修理に関しましては、今回あくまで調査というふうな部分に入りますので、それをすぐ修理しなければいけないというような状況であれば、寒河江さんとの協議の中で費用負担、半分半分というようなことで協定のほう交わしておりますので、寒河江市さんの予算にもちょっと関わってくるというようなこともありますので、十分、協議、調整をさせていただきながら対応を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第50号 令和3年度大江町一般会計補正予算（第3号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

◎請願第2号の請願審査委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第4、請願第2号 「消費税5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願についてを議題とします。

請願第2号について、総務文教常任委員会委員長より審査結果の報告を求めます。

6番、毛利登志浩君。

○総務文教常任委員会委員長（毛利登志浩君） 請願審査報告を行います。

件名は、請願第2号 「消費税5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願であります。

審査の経過であります、令和3年第1回定例会で付託され継続審査としておりました本請願について、6月7日総務文教常任委員会を開催し慎重に審査いたしました。

審査の結果でございますが、本委員会は、不採択とすべきものと決定しました。

以上、報告いたします。

令和3年6月8日、大江町議会総務文教常任委員会委員長、毛利登志浩。

大江町議会議長、菊地勝秀殿。

以上であります。

○議長（菊地勝秀君） 請願第2号の質疑を行います。

橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） 1番、橋本です。

委員長にお伺いいたします。

委員会でのご意見、どのようなものが出たか教えてください。

○議長（菊地勝秀君） 毛利委員長、登壇の上、お願いします。

○総務文教常任委員会委員長（毛利登志浩君） 先ほど報告しましたとおり、慎重に審査した結果、不採択、それ以上何もありません。

○議長（菊地勝秀君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

不採択に対する反対討論でよろしいですね。

1 番、橋本彩子さん。

○1 番（橋本彩子君） 委員会で不採択ということで、請願第 2 号 「消費税 5 % 以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願について、賛成したいということで討論を行います。

3 月議会から審査を継続いただきありがとうございました。議員の皆様におかれましては、様々な情報を収集され委員会で不採択であったのだらうと思います。非常に残念に思います。

この請願を出された団体には、町内の複数の自営業者の方が所属されています。請願者は代表の方のお名前ですが、私に直接依頼された方は町内の方です。昨年から続くこのコロナ禍において、多くの中小業者が大変困難な状況に追い込まれていることは、皆さんご存じのとおりであります。皆さんもご承知のとおり、売上げが 1,000 万円を超えると、たとえ所得がマイナス、赤字であったとしても消費税を納めなければなりません。そのマイナス分を販売価格に転嫁することもできず、重い負担に苦しんでいる業者が少なくありません。国税庁のホームページを見ると消費税の滞納は数値的に大きな割合となっています。それだけ納めることができない業者がいるということです。

消費税は全額社会保障、福祉に使用されるから減税はできないというご意見もありますが、本当にそうでしょうか。現在のように国民が苦しい、助けてほしいと声を上げている、このようなときには税の在り方を見直すべきなのではないでしょうか。それが国民のための政治ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

このコロナ禍でも莫大な利益を上げている大企業はたくさんあります。消費税が開始した 1989 年、その頃から比べると大企業の法人税率は半分近くに減っています。また、輸出戻し税により大企業ばかりが得をしているという指摘もあります。大企業や富裕層からの徴収方法や株取引などへの課税によって日本の税収を上げることは可能であると考えます。3 月議会でも申し上げましたとおり、小さな業者ほど商売と暮らしは直結しています。コロナ禍の中、残業の減った方、労働時間が減った方、仕事自体が減った方など、暮らしが厳しい状況にある方が増えています。

社会を変えるのは、ここに住む住民一人一人の力です。地方議会から国民の声を届けることは、非常に重要であると思っています。大江町議会は助けてほしいと声を上げる一般町民に寄り添う議会であってほしいと切に願っています。大江町をはじめ各自治体でも工夫を凝らした様々な支援策を行っていますが、各自治体の支援にも限界があることは皆さんお分か

りであると思います。

なお、県内では昨年9月三川町議会において、この請願が採択されていることを申し伝えて、町民の生活を守るため「消費税5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願についての賛成討論を終わります。

○議長（菊地勝秀君） 次に、総務文教常任委員会委員長報告の不採択に賛成の討論を行います。

5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 今、報告がありました総務文教から出ました不採択に対しての賛成の討論を行います。

まず初めに、消費税5%以下への引き下げを求める意見書とありますが、まずこの5%以下ということの根拠はどこにあるのか、その説明もなされていないと思います。あと、今、橋本議員から説明がありました消費税を下げることによって苦しんでいる人を助けるということがあると思います。しかし、日本の税収の中で基幹税の一つとして消費税は確立されております。

その中で、2020年にはなりますが、約8%、税収の8%の金額が行われております。その中でいわゆるこれまでその税がどのように使われていたかということに対しますと、まず福祉、あとは子ども、いわゆる今学校でも各議会とかで様々な話の中で、例えば給食費の無償化とか授業料の無償化、様々なそういう部分で子どもたちに、また福祉ではお年寄りに様々な恩恵があると思います。その中で、そういうものが仮に消費税がなくなった場合、今、橋本議員からありました法人税とか様々なところから取れるんじゃないかというものがありましたけれども、それであれば、そういうものをきちんと出していただきながら、いわゆる消費税がなくなっても、こういう税でこういうことができるということを出していただく、そういうことを提示していただきたいと思いました。

また、三川町での採択というのがありましたけれども、ほかの市町村を聞きますと、不採択、県内でも不採択というのがかなりの数が出ているということがありますので、大江町としましても、私はこれは不採択になってもしょうがないのではないかと考えております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで討論を終結し、採決します。

「消費税5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願に対する、総務文教常任委員会委員長の報告は不採択ですが、請願第2号について、提出された原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

繰り返します。提出された原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 賛成少数です。

したがって、請願第2号 「消費税5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願は不採択とすることに決定しました。

---

### ◎請願第3号の請願審査委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第5、請願第3号 沖縄の辺野古新基地建設をめぐる問題を全国で議論し民主的に解決することを求める意見書の提出に関する請願を議題とします。

請願第3号について、総務文教常任委員会委員長より審査の結果の報告を求めます。

6番、毛利登志浩君。

○総務文教常任委員会委員長（毛利登志浩君） 請願審査委員会の報告を申し上げます。

件名は、請願第3号 沖縄の辺野古新基地建設をめぐる問題を全国で議論し民主的に解決することを求める意見書の提出に関する請願であります。

審査経過。令和3年第1回定例会で付託され継続審査としておりました本請願について、6月7日に総務文教常任委員会を開催し慎重に審査いたしました。

審査の結果でございますが、本委員会は、不採択すべきものだということに決定いたしました。

以上、報告いたします。

令和3年6月8日、大江町議会総務文教常任委員会委員長、毛利登志浩。

大江町議会議長、菊地勝秀殿。

以上であります。

○議長（菊地勝秀君） 請願第3号の質疑を行います。

不採択に対しての反対討論、いや質疑ですね。

1番、橋本彩子さん。



○1番（橋本彩子君） 1番、橋本です。

委員長にお伺いいたします。

不採択になるまでの慎重な審査の内容をお知らせください。

○議長（菊地勝秀君） 6番、毛利登志浩委員長。

○総務文教常任委員会委員長（毛利登志浩君） 委員会の詳細については、先ほど申し上げましたとおり、慎重に審議をいたしましての結論であります。

あえて言うならば、今回の請願は35市町村の中で大江町にだけ第1回定例会で請願が行われたという現実があります。9月定例議会については、この請願の題名と違った形で、要するに他の市町村に提出された陳情でございますけれども、陳情の題名は、辺野古新基地建設のために沖縄戦犠牲者遺骨の残る沖縄本島南部からの土砂採取を中止するよう国及び国会の意見書の採択を求める陳情という形で出ておまして、今回、私たちが審査した請願第3号、これはほかの町には全然出ていないという現実の中で、一町村がこの請願に対する材料というか、議論する材料があまりにも乏しいというふうな判断の中でいろいろと審議した結果の不採択ということであります。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

1番、橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） 請願第3号 沖縄の辺野古新基地建設をめぐる問題を全国で議論し民主的に解決することを求める意見書の提出に関する請願の委員会不採択に対する反対の討論を行います。

3月議会において、議員の皆様には沖縄県が作成された冊子が1冊ずつ配られました。沖縄県が貴重な予算を投じてこのような冊子を作らなければならなかったこと、本当に申し訳ないと私は思います。

前回は申し上げましたとおり、この問題は沖縄県と国だけの問題ではなく、日米安全保障に関することから、日本全国で考えなければならない問題で、知らないふりをしていてよいものではありません。この国に住む私たち一人一人が自分のこととして考えなくてはならない問題です。日本の国土面積の0.6%しかない沖縄県に、日本にある米軍専用施設の7割が

集中していること、本土と比較して沖縄の負担割合は389倍であることをはじめ、ほか経済の問題や日米地位協定の件など、よくある誤解に対しても沖縄県の作成された冊子には全て情報が掲載されています。県民投票による民意が示されても、国が行う基地建設を止められないのであれば、周りの地方議会から声を上げていくしか方法はないのではないのでしょうか。

私は、閉会中、東京都小金井市議会議員の方が開かれたこの辺野古新基地建設に関するオンラインイベントなどに複数拝聴し、沖縄の方の生の声をお聞きしました。沖縄の方々にはハンガーストライキなどをしながら、何とか全国的に話題にさせていただけるようにと力を尽くしておられます。マスメディアなどにもなかなか取り上げられず、本当に苦しんでおられます。

3年前の2018年12月に、東京都の小金井市議会へ出された今回と同様の内容の陳情が意見書として採択されたことは、教育出版の公民の教科書に載り、沖縄県民が日本のために大きな負担を抱えていることを国民が深く議論し、国民全員で沖縄のこれからを考えていくことが何よりも大切ですと中学生に伝えています。

2年前、本土のある新聞に沖縄の小学6年生から手紙がありました。「本土に住む人たちに沖縄で日常的に起きている事実を伝えるにはどうすればいいですか、日本は民主主義の国であると学んだのになぜ沖縄県では守られないのか、ほかの46都道府県でも政府は沖縄県と同様なことができるのだろうか。小学生の僕にどんなことができますか。」と作文が送られ大きな記事になり反響がありました。大江町でも社会科でこの沖縄の問題を学び、民主主義とは何なんだと怒る子どもさんがいました。子どもたちが素直におかしいと思うことを、私たち大人が見て見ぬふりをして、そのままにしているのでしょうか。私たちは声を上げて変えていかなくてはならないと思います。

先ほど委員長から、この6月定例議会、大江町ではこの請願が継続審査されていることから陳情は出されませんでした。県議会をはじめ県内全ての市町村議会に先ほど申し上げた、辺野古基地建設のために沖縄戦犠牲者遺骨の残る沖縄本島南部からの土砂採取を中止するよう、国及び国会への意見書の採択を求める陳情が提出されています。また、鶴岡市議会には同様の請願が提出されています。大江町には、今議会を通らなければ9月の議会に同様に陳情を出されるとお聞きしています。

今回、ほかの市町村に出される陳情は、辺野古新基地建設に当たって、投入する土砂に戦没者の遺骨などが含まれているものを使用していることに対するものですが、沖縄戦に行かれた兵士の中で、全国で3番目に多いのが山形県から行かれた方だそうです。土砂の中には、

山形から行かれた方が含まれている可能性もあることを考え、その部分だけでも今回意見書として取り上げていただけないかという声もありました。

今回のこの請願に関しては、多くの町民の方から応援の声を寄せていただき、もしも不採択になった場合には、町民として再度請願を提出されるとの声もいただいています。2年前の6月議会でありましたように、一度請願が不採択となったものが、再度町民から出されることになるかと思えます。前回も申し上げましたとおり、これまで県内では、酒田市、庄内町、三川町で同様の請願が採択され意見書が提出されています。これらの市町村はほかの議会の動向などは見ておらず、議会で採択を決められています。

私たちの町は、私たち自身の意思で守ることができるような国に住みたいと強く思っています。全国で議論し、民主的に解決しましょうと求めているこの請願に対して不採択という結果に対する反対討論は以上です。

○議長（菊地勝秀君） 次に、総務文教常任委員会委員長報告の不採択に賛成の討論を行います。

ありませんか。

9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 請願第3号 沖縄の辺野古新地建設をめぐる問題を全国で議論し民主的に解決することを求める意見書の提出に関する請願に反対する討論を行います。

辺野古移設をめぐる事態が迷走したのは、2009年、当時の民主党鳩山代表が、最低でも県外への移設と発言したのがきっかけであります。これにより、普天間基地を沖縄県外に移設することへの期待が高まりました。しかし、結局、別の移転先が見つけれずに元の案に戻ったわけであります。2013年12月沖縄県の仲井眞知事（当時）は埋立てを承認しました。しかし、2015年仲井眞知事から翁長知事に替わり、翁長知事は、辺野古埋立て承認取消しをめぐって政府と沖縄県の対立は法定闘争と発展したわけであります。この闘争について、最高裁まで行きました。最高裁は2016年、沖縄県による取消処分は違法と判断しております。現在、代替案もなく、辺野古移設反対を唱え続ける知事の姿勢は無責任と言わざるを得ません。

移設計画は名護市の米軍キャンプ・シュワブを拡張し、海上にヘリや輸送機の滑走路を造る。飛行ルートは海上が中心であり、住宅や学校に囲まれた普天間飛行場と比べ危険性は各段に低下します。移設を進めることができなければ、市街地に囲まれた普天間飛行場の危険性を取り除くことはできません。中国などの脅威から日本を守る抑止力を保つことにも反することになります。沖縄県民を含む国民の安全を損なうことにつながります。

外交安全保障政策は、政府の専権事項であって米軍基地をどこに設けるかは、政府以外には決められないのであります。移設は県民の問題であると同時に、県民を含む国民全体の問題であります。県民の直接の民意だけで左右することはできません。したがって、政府与党としても辺野古移設を着実に進めるとともに、日本の安全にとって移設が重要であるということを県民や国民に粘り強く説明する責任はあります。

以上のことから、請願第3号 沖縄の辺野古新基地建設をめぐる問題を全国で議論し民主的に解決することを求める意見書の提出に関する請願に反対します。

○議長（菊地勝秀君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで討論を終結し、採決します。

請願第3号 沖縄の辺野古新基地建設をめぐる問題を全国で議論し民主的に解決することを求める意見書の提出に関する請願に対する総務文教常任委員会委員長の報告は不採択ですが、請願第3号について、提出された原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 賛成少数です。

したがって、請願第3号 沖縄の辺野古新基地建設をめぐる問題を全国で議論し民主的に解決することを求める意見書の提出に関する請願は不採択とすることに決定しました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（菊地勝秀君） 以上で本日の議事日程を終了するとともに、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって令和3年第2回大江町議会定例会を閉会いたします。

皆様、大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時39分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年11月5日

議 長 菊 地 勝 秀

署 名 議 員 櫻 井 和 彦

署 名 議 員 毛 利 登 志 浩